

平成26年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

平成26年 9月9日 開会

平成26年 9月19日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第 1 号 (9月9日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
一般質問	5
山田久子君	6
根本年生君	20
渡邊泰宣君	40
野中眞弓君	55
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
散会の宣告	98

第 2 号 (9月10日)

出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定による出席説明者	99
本会議に職務のため出席した者の職氏名	99

議事日程	100
開議の宣告	101
諸般の報告	101
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
認定第1号から認定第7号の一括上程、説明	136
散会の宣告	180

第 3 号 （9月19日）

出席議員	183
欠席議員	183
地方自治法第121条の規定による出席説明者	183
本会議に職務のため出席した者の職氏名	183
議事日程	184
開議の宣告	185
行政報告	185
諸般の報告	185
認定第1号から認定第7号の質疑、討論、採決	186
日程の追加	226
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
日程の追加	229
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	229
休会について	231
散会の宣告	232
署名議員	233

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成26年9月9日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員（1名）

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君	代表監査委員	矢代健雄君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1 号 町道の認定について
- 日程第 4 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんには、9月会議に出席をいただきまことにご苦労様です。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから、平成26年大多喜町議会第1回定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

私ごとですが、風邪を引きまして、ちょっと声が聞きづらいかもしれませんが、きょうはお許し願いたいと思います。

平成26年第1回議会定例会9月会議の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長さんを初め、議員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますが、この中で、8月31日に開催しました夏期巡回ラジオ体操は、小・中学生を初め、大勢の町民の皆様方のご参加をいただき、盛大に開催をすることができました。早朝のすがすがしい空気を吸いながら体を動かし、町民の一体感が一層高まったのではないかと考えております。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、一般質問の後、議案としまして町道の認定に関するものが1件、条例の一部改正が2件、条例の新規制定が3件、そのほか一般会計国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、及び、特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただいております。

そして、議事日程の最終日になりますが、平成25年度の各会計の決算につきまして、認定

をいただきたく提出させていただいているところでございます。

ここで、平成25年度の決算概要について若干述べさせていただきますが、平成25年度の決算の主要事業といたしまして、一般会計では、農業基盤整備促進事業による暗渠排水設置事業、道路情報電子化事業、がん検診事業などさまざまな事業を実施してまいりましたが、歳出において、24年度決算対比では0.3パーセント増の46億8,866万4,000円となりました。特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となりました。また、財政の健全化法の指標でございますが、いずれの項目も早期健全化判断比率の基準を大きく下回っており、財政の健全化が図られているところでございますので、よろしくご審議をくださるようお願いいたします。

結びに、各議案とも可決または承認くださいますようお願いを申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会8月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち、8月29日に開催された夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係につきましては、5番野村賢一君から報告をお願いします。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） それでは、報告させていただきます。

去る8月29日午前10時に、平成26年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が招集され、本町から小高議員と私が出席をいたしました。

執行部から付議された議案は、条例の改正が1件、決算認定が2件、財産の取得が1件、監査委員の選任同意が1件、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約改正の協議が1件、全て全会一致で議案のとおり可決いたしました。

このうち、議案第11号 平成25年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入、歳出決算認定について、及び、議案第12号 平成25年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計歳入歳出決算認定においては、お手元に配付しました決算にかかわる主要施策の成果に関する報告書の写しをご参照ください。

また、議案第13号 財産の取得については、御宿分署の高規格救急自動車の更新を行うも

のであり、議案第14号 監査委員選任につき同意を求めることについては、平成26年5月30日をもって、任期满了となっていた知識経験者選出の監査員、勝浦市の渡邊直一氏の選任についての同意を求めるものであります。

以上で、夷隅郡市広域市町村圏事務組合会議の報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から8月25日に行いました例月出納検査の報告が提出されました。お手元に配付の検査結果報告の写しによりご了承願います。

次に、受理をいたしました陳情についてご報告をいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」が提出されております。

議員各位には、陳情の趣旨をご理解いただきたく写しを配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

また、大多喜町第3次総合計画を策定するに当たり、現在、2000名を対象にアンケート調査を行っておりますが、参考までにその調査票を配付してございます。

なお、本日、2番正木武君から入院加療中につき、欠席する旨の通告がありましたので、報告をいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 野 中 眞 弓 議員

1番 根 本 年 生 議員

を指名します。

◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第2、一般質問を行います。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 通告順に発言を許します。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 皆様おはようございます。

平成26年第1回議会定例会9月会議において、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問も今回で7回目となりました。毎回、私なりに地域の声、みんなの声、現場の声をお届けすることに一生懸命に取り組ませていただいております。

また、質問の多くが、これまで多くの先輩議員の皆様がご質問をされてきたことと重なりますが、町民の皆様が望まれているお声であると受けとめていただければと思うものでございます。現在、臨時給付金等も進めていただいておりますが、受け取り忘れの方がございませんよう最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、子育て支援対策の観点から、初めに、子ども医療費助成制度の拡充についてです。

子ども医療費助成制度とは、子供の保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供が病気やけがなどにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成する制度です。医療保険の適用となる医療費が助成の対象となります。

現在、大多喜町の子ども医療費助成制度の助成内容は、入院は中学校3年生まで、通院は小学校6年生まで、自己負担金、所得制限もなしで実施しております。過日2040年には、半数の自治体が消滅する恐れがあるとの推計が発表されました。大多喜町でも20歳から39歳の若年女性が2010年で836名、総人口1万671名、2040年には、若年女性が320名、総人口5,984名と、対策が講じられない場合には、若年女性の減少率は、マイナス61.8パーセントになると予想されておりました。子育て中のお母さん方から、医療費助成制度の拡大を望まれる声が多くございます。町独自の助成を実施し、入院費に加え通院費とも、中学3年生まで年齢を引き上げすべきと思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、子ども医療費助成制度の拡充についてということで、答弁させていただきます。

子ども医療費助成制度の拡充につきましては、以前より野中議員からも何度か質問等はお出しておりました。

子ども・子育て関連３法に基づく新制度の施行、また、県内状況や近隣市町村の状況を踏まえて、ご質問に回答させていただきます。

町独自の助成を実施し、入院費、通院費とも中学３年まで年齢を引き上げる考えはないか、というご質問ございますが、子ども医療費助成制度につきましては、平成24年度に、入院が中学３年生、通院は小学６年生までの助成と改正しております。

また、自己負担金及び所得制限は、設けておりません。

８月１日時点の県内の状況は、入院が中学３年生までが50団体ございます。高校３年生までが３団体、高校２年生までが１団体となっております。通院については、中学３年生までが37団体、小学６年生までが６団体、小学３年生までが７団体で、高校３年生までが３団体、高校２年生までが１団体となっております。

このようなことから、県内状況を見て、本町も通院費の助成につきましては、中学３年生まで引き上げたいと考えております。また、実施時期につきましては、平成27年度中に改正したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

多分、今まで多くの先輩議員の皆様がご質問されてきていただいた中での、こういう結果をいただくことができているのか、ご答弁をいただけたのかなとは思っております。

その中で、今、平成27年度中の実施ということでございましたが、できれば、平成27年度の４月からお願いをしたいと思っておりますけれども、この辺のご答弁と、あとこの際に、保護者負担はどのくらい、保護者負担は今までどおりなしで実施をしていただくことができるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） ただいまご質問のありました、実施時期につきまして、平成27年、年度当初からということでありましたが、年度当初でありますと、いろいろ通知等また、医療費の受給券等の発行がございまして、町で持っているソフトの改修もしなくてはいけない時期、改正になりますと、そういう時期になりますので、前回の改正時期も年度秋ごろということで12月１日に改正をさせていただきますので、できれば、年度途中でソフトの改修をしまして、その後に改正ということで考えております。

それと、自己負担と所得制限ということではありますが、これは、そのままの状況で自己負

担なしということで、所得制限も設けないということで考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今、ソフトの件が、何か対応ができないというお話であったんですけども、この中学3年生まで引き上げましたときに、支払い方法なんですけど、現物給付になるのか、償還払いという形になるのか、で、そのソフトが間に合わないがためにできないということであるならば、この間に合わない部分においては、償還払いという形で4月から実施していただくことはできないのかと、そう思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） ソフトの改修が間に合わないだけで当初にできないのかというご質問でございますが、ソフトの改修と県とあと国保連合会、それと社会保険診療報酬支払基金ですか、そちらのほうとの調整もございますので、県のほうもその4月1日の改正というんですかね、それについては、行わないでくれというような、时期的に忙しいということで、できれば、そういう方向で先ほど話しました秋口ということをお願いしたいというようなことが、前回の改正のときもございましたので、一応、そういう方向で考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、償還払いでの対応もできないという形になりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 償還のほうは、今までと、その改正があるまでは、そういう形でいくと思います。改正した時点では、中学3年生まで現物支給ということで、受給券で受給をできるような形になるんですが、そこまでの時期につきましては、今までどおり、改正前の今の条例どおりということでいくというような形になります。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。しつこくて申しわけないんですけども、もう一度整理するという意味で確認させていただきますが、今の課長のご答弁ですと、あくまでも中学3年生までの引き上げは来年の秋の予定ということで、4月からは、仮に償還払いの方

式でも、中学３年生までの対応は難しいという、そういうふうに捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今のご質問ですけれども、条例改正をしなくてはなりません、条例がありますので、その辺を踏まえて改正、施行を12月、秋口で12月１日を予定してございますけれども、そこから条例改正をしたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その条例改正を急いでいただくということは、できないでしょうか。

例えば、大多喜町の場合は、通年議会制をとっております。ほかの自治体ですと、年に４回の議会開催ということになるわけですが、大多喜町の場合は、通年議会制をとっております。そういう中で、条例を早目に提出していただき、もう早く、例えば１カ月でも早くこれに対応していただくという考え方、また、機械でできない分は先ほど言いましたけれども、手処理のような形で、場合によっては、償還払いという形で後払いになりますけれども、対応していただくということも一つの考え方としてあるのではないかと思いますのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 償還払いを早目に、できれば４月１日からということでございますが、まず、条例改正がもとになるんですけれども、一応27年中ということで、先ほど12月１日ということで話しましたけれども、できるだけ早い時点で改正をして、子ども医療費助成制度に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、１カ月でも早くできますようお願いをしたいと思います。

それで、この場合ですが、仮に中学３年生まで実施するとなりますと、何名ぐらいの方が対象になって、どのくらいの予算が必要になってくるのかをお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 仮に、中学３年生までの通院費を助成し、無料とした場合に見込まれる予算ということでございますが、国保加入者の平成26年４月から６月の中学生

の医療費をもとに、平成25年度の受給券の医療分の実績から算定してみましたけれども、3割分につきましては、予算500万円の増ということで見込まれると思います。約500万円ということでございます。

以上でございます。

それと、子ども医療費助成費につきましては、今、大多喜町は、過疎地域指定によって過疎債を受けております。そのうち7割が地方税として含まれているんですけれども、それと、県の補助金がございます、先ほど議員さんから話がありましたけれども、そういうもので町負担が抑えられている状態でございます。過疎指定地域が仮に解除された場合には、先ほど、自己負担等無料で改正していくということを話しましたが、仮に解除された場合には、その時点でまた自己負担等の徴収も検討していかなくてはならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に、今の課長の過疎指定もできれば外れられるぐらいの町になれば本当にいいなという思いもありますけれども、ぜひ、今お話しいただきましたように1カ月でも早く対応していただきますようお願いいたします。

子育て世帯の皆様には喜んでいただける本当に朗報ではないかと思います。少子化、人口減少対策にもつながっていくと期待しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次に、放課後児童クラブの拡充について伺いをさせていただきます。

子育て世帯において共働きなど若い世代の方たちは、望ましい家庭づくりよりも生活防衛に四苦八苦している状況にあるのではないかと感じております。社会状況は、連日考えられないような犯罪や事故が報道されております。どこで何が起きても不思議でないような感覚になります。大多喜町では、放課後児童クラブを町村行政区の中でも、早くから実施をしていただき、人材面でも高いものを確保していただいております、働く母親にとり、放課後の児童の健全育成と安全確保をもって子育て支援をしていただいておりますことは、心強く、また、大変ありがたく思うものでございます。

昨年8月に子ども・子育て3法が改正されました。これは、皆様ご存じのとおり、税と社会保障の一体改革の中の、社会保障の部分の改革で、消費税増税と同時にいろいろな関連法

案が改正されるというものです。これに伴って、児童福祉法が改正され、放課後児童クラブが1年生から3年生まで拡大されることも盛り込まれているかと思います。本町でも今議会で条例案が出されるとのことですが、質問をさせていただきます。

初めに、小学校1年生から3年生、4年生から6年生の放課後や長期休業期間の子供たちの過ごし方について、現状と、放課後児童クラブを6年生まで拡大する要望に対して町はどのように認識をされているのかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 放課後児童クラブの拡充についてということで答弁させていただきます。

放課後や長期休業期間の子供の過ごし方のご質問でございますが、子供にとっては、両親や祖父母等のもとで、愛情を受け安全に家庭保護を受けるのが一番幸せなことだと考えております。

それと、児童クラブの拡充ということで、今、小学生1年から3年まで行っておりますが、子育て支援法関連の3法の中で、今回、条例の制定も、これからまたお願いするんですけれども、その中でも、児童クラブに対しまして、4年から6年までの拡充ということで網羅されておりますので、大多喜町のほうも来年度から6年まで拡充をしたいと、条例改正をして拡充していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜町も来年からの予定を考えていただいているということで、やはりこちらも非常にありがたいなという思いでございますが、それにつきまして、また、何点かご質問させていただきたいと思います。

現在、放課後児童クラブは、何名ぐらいの方が利用されているのか、利用状況をお聞きたいします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 現在の放課後児童クラブの利用状況でございますが、西小学校を利用しているつくしなんですけれども、定数30名のところを現在28名でございます。大多喜小学校のたんぼぼにつきましては、定数45名のところ50人ということで、今、利用していただいております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 本当に、利用者が多いというのをこの数字からもかいま見させていただくところでございます。仮にというか本当に来年度やっていただけるというご答弁をいただきましたので、6年生まで拡大した場合、利用者というのは、どのようになると想定されていらっしゃるのか、何名ぐらいになるかなということでもいいと思うのですけれども、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 来年度、放課後児童クラブ6年生まで拡充した場合、人数はどのくらいになるかと、利用者はどのくらいになるかということでございますが、小学校のほうは、4年から部活動等が始まりまして、学校の教育委員会のほうに確認すると、部活動をやっている人、ほとんどやっているということで、6年生まで拡充をしたとしても、大幅な増はないんじゃないかということで見えております。

またこの年内中に、児童クラブ、場所もありますけれども、移動するんですけれども、その中で、早目に希望調査を行いまして、人数等も把握したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。ありがとうございます。

次に、放課後児童クラブの条例制定の準備状況ということで、お伺いさせていただこうと思っていたのですが、今回、この後の中で議案ということで、出されているということなので、この部分は申しわけございませんが、省略をさせていただきたいと思います。今お話がありました、児童クラブのことにつきまして、また、引き続き、何点かご質問させていただきたいと思います。

上瀑小学校、大多喜小学校、総元小学校さんの3校統合が来年度予定されていると思うんですけれども、その際の放課後児童クラブの実施については、どのように考えていらっしゃるのか、こちらの準備状況などについてお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 3小学校統合後の放課後児童クラブの準備状況や考え方についてというご質問でございますが、3小学校が大多喜小学校に統合した場合、児童・生徒がふえてきます。今、学童のほうで借りている教室も含めまして、教室が足りないという状

況になるということを聞いておりますので、現在、児童クラブが2部屋をお借りしているんですけども、そこも使えないということで、統合後は、現上瀑小学校の空き教室を利用することで、今、準備を進めております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その際、大多喜小学校さんから上瀑小学校さんまでの移動の手段というのは、どのようにしようとお考えになっておりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 統合後、児童クラブを上瀑小学校に移した場合の輸送手段ということですが、今現在、保育園バスをたんぼぼのほうで2台運行しております。その保育園バスを利用して、保育園が児童を送迎する前に送る、それで運行したいということで、今、準備を進めている状況です。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も、今の話にありませんけれども、いすみ市さんでは市所有の保育園バスを通学や学童クラブの送迎に併用活用しているというお話を伺いました。その中で、保育園バスですので、ちょっと椅子が小さいということの中で、ただ、今までですと学童保育は3年生まででしたので、体が小さいために、それで何とか併用できたということで、やっていらしたというお話を伺いました。私も、できれば、その保育園併用バス、保育園のバスを併用して活用していただくとができればいいなと思っていたんですが、その、高学年の4・5・6年生において先ほどの話ですと、人数が少ないということでしたんですが、この辺は、このままこのバスで対応をしようとお考えなのか、何か別の方法をお考えなのか、現時点でのお考えで結構ですのでお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 保育園バスを利用した場合に、新年度から、4年から6年まで拡充をするということで、児童も大きくなるということで、座れないんじゃないかということだと思うんですけども、実際にその4年から部活動を始め、これほとんどございまして、それで、保育園バスのほうも、前と後ろに大人用の大きい椅子が3つ、3席あります。だから、もしもいた場合には、その席が使えるということで、先ほど話しましたけれども、大きな増ではないのではないかと見込んでおりますので、それで対応したいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

先ほど、何かアンケート調査も事前にとっていただけるということでございましたので、またそういった数字も見ながら、もし万が一不足するようでありましたら、またご検討をいただけたらと思います。

続きまして、同じく小学校6年生まで拡大した場合、たんぽぽクラブ、西小学校ですね、こちらのほうの教室の不足というか、広さというんでしょうか、こちらのほうは現状のままで行うのか、何か検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） つくしのほう、たんぽぽ、大多喜小。

○10番（山田久子君） すみません。つくしです。ごめんなさい。西小のほうです。すみません。

○子育て支援課長（三上清作君） 西小を今利用しているつくしのほうなんですけれども、現状でいいますと定数を、まだ定数までいっておりません。それで、4年から6年まで拡充した場合につきましても、今のところ、増減はあまりないのではないかと考えておりますので、状況的には、今の教室で行う予定で考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、つくしにおきましては、本当に学校の1室を同じようにお借りしている状況でございますが、やはり、ちょっと狭いかなと。子供の人数に対して場所的に狭いかなという、ちょっと印象を受けました。天気の良い日は外へ出て遊んでいただいたりとかするのでいいんですが、雨の日とかは、ちょっと一杯かなという中で、逆に言うと、高学年の体が大きな子が入ってきたときにどうなのかなっていう、ちょっとそういう思いもいたしております。

先ほどのお話ではございませんが、高学年のお子さんの人数等も踏まえながら、場合によっては、こちらのほうの教室も、少々検討の範囲の中で、お願いをできたらと思うのですが、それでもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 4年から、6年生まで拡充するというので、つくしのほうも多少部屋が今、現状狭いということでありましたので、また、状況を確認しながら、また、希望調査も行いますので、その時点である程度把握をいたしまして、狭いのであれば、ある程度検討していかななくてはならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

次に、支援員さんの職員の方の数、人数ということなんですが、こちらについてはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。現行の人数でいくのか、ふやされる予定があるのかという点でお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 現在の支援員の人数で、新年度もいくのかということですが、先ほどもお話しいたしましたけれども、早目に年内中に、申し込みの希望調査を行いますので、それに応じまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。ありがとうございます。

大多喜町の支援員さんは、私は、本当にこう、質の高い方を配置していただいているのではないかと、そういう認識をさせていただいております。ですが、なかなか今、いろいろなお子さんがいる中で、対応も難しいという、そういう状況もあるようでございますので、子供の人数に限らず、子供さんの特性なども踏まえながら、こちらのほうの支援員さんの数もご検討いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

次で、利用時間や利用者負担というのは、今と同じような形でやっていただけるのかどうかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 現在の使用料で、そのままいくのかということですが、今回子ども・子育て関連3法関係では、今、施行されまして進んでおりますが、中でも児童クラブ等につきましても、料金設定っていうのがまだはっきり決まっておりません。国のほうのそれが決まりましたら、消費税等の関係もあると思いますので、町のほう

も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

いろいろお金のかかることではございますけれども、預ける親にとっては、やはり安いほうがいいわけでございますので、できるだけ、申しわけないんですが、安い料金設定になるようにぜひよろしく願いしたいと思います。

最後の質問ということで、重ねて確認させていただくわけですが、4年生以上のお子様も預かっていただくという中で、先ほど、ふだんは、部活動があるのでというお話だったのですが、長期休業期間中こちらのほうだけでもお願いをしたいというご家庭があった場合には、今も、3年生までのお子さんについては預かっていただいているんですけども、4年生以上のお子さんについても預かっていただくことは可能なのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 4年生から6年生まで拡充した場合に、通常はなかなか児童クラブのほうでも受けられないということで、長期休業期間中、夏休み等ということだと思っておりますけれども、それにつきましても、今現在も、1年から3年生につきましては、長期休業期間中、夏休み等申し込みをいただいて、希望があれば、希望がある方については、7月、8月も行っておりますので、今回、4年から6年生まで拡充した場合、4年生から6年生の児童につきましても、申し込みによって夏休み期間中の利用は可能ということになります。

開所時間につきましては、日曜日を除きまして、午前8時から午後6時30分までということで行っておりますので、同じように利用ができるようになります。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

長期休業期間の中に、今夏休みが主なんですけど、小1の壁の、例の春休みがございます。保育園において見ていただいていたお子さんが、小学入学までの間というところの中で、非常に預かってくれるところが、ということの中で、町では、4月1日からでしたかね、本当に対応していただけているということで、本当にありがたく思っております。

ぜひ、この辺も引き続きご対応お願いできればと思っております。

保護者の子育ての現状が、就労とか、社会状況の変化、それぞれ家庭の事情など、さまざまあります中で、働く親の環境条件を整えることが人口流出を止める第一歩であるのではないかと思います。安心して働きに行ける、さらなる子育て支援の対応を今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、学校教員が、子供たちと接する時間と、精神的ゆとりを確保し、教育そのものに教員が専念できる環境整備の観点から、小中学校における補助スタッフ、用務員さんの配置について質問をさせていただきます。

過日、7月2日の千葉日報の主張に、多忙な日本の教員ということで掲載がされておりました。経済協力開発機構（OECD）が世界各国の中学校教諭の勤務実態に関する調査結果を公表したことを受けての記事で、日本の教育現場の教員は、事務作業等に忙殺され、子供たちと接する時間と精神的ゆとりを失いつつあるということでした。

新聞では、そもそも、学校は子供たちが知識を身につける場であるだけでなく、教員や友人たちと交流を通じ、心豊かな人格を形成するべきだ。教員は、事務作業に忙殺され、子供たちと接する時間を奪われている事態は大問題である。また、教育そのものに教員が専念できる環境を整えなければ、教育への期待は空回りしかねない、諸外国では、教員は、教育を授業に集中させるため、補助スタッフを多数配置するのが一般的だとありました。

そこで、大多喜町の小中学校教諭の勤務実態が、どのような状況にあるのかお伺いをいたします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまのご質問に、小中学校教諭の勤務実態ということでございますけれども、議員さんがおっしゃられるとおりでございます。教職員の勤務時間につきましては、1日7時間45分、週38時間45分と決められておりますけれども、なかなかその勤務時間内におさまっていないのが現状であります。朝早くから、ときには、夜遅くまで、子供たちのために頑張っていると思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町のほうでは、そういうご回答でありましたので、皆様も既に新聞等でごらんになっていただいていると思うんですが、日本の教員の勤務時間ということで、先ほどの、経済協力開発機構が34カ国の中学校の先生を対象にした調査ということで、2013

年に行ったということなのですが、先生の勤務時間は、日本の先生は53.9時間、参加国の平均は38.9時間、それから、勤務時間のその先生方の内訳としては、授業以外の事務作業に、日本の先生は5.5時間、参加国では2.9時間、部活動など課外活動の指導に、日本の先生は7.7時間、参加国では2.1時間、授業などの指導時間は、日本の先生は17.7時間、参加国では19.3時間というそのような結果が出ておりました。日本の先生は、授業の時間よりも事務作業とか、そういったものに費やしていただいている時間が非常にやはり多いのかなという、そういう感じを受けました。

その中で、今回、ご質問させていただきたいのは、補助スタッフ、用務員さんの配置の導入を検討したらいかがでしょうかということを申し上げさせていただきたいと思います。

小規模学校ほど人員不足感が大きく、先生方が公務文書を多く持つようになり、事務作業などで多忙であると言われております。少子化の時代だからこそ、多忙な教員の負担を減らし、教員が子供と向き合い、授業など教育に専念できる環境の必要性があるのではないかと思います。

いすみ市では、全小学校に1名ずつ、中学校には2名の用務員さんがいらっしゃるそうです。主な仕事として、給食の配膳、電話応対、雑務、清掃、庭の手入れ、来客接待などを行っているそうです。近隣の長柄町、長南町でも用務員さんがいるというお話を伺っております。

本町では、特別指導員の配置もしておりますが、特に小学校においては、給食の配膳準備時など先生方の手が間に合っていないという状況も耳にしております。学校支援ボランティアの検討という考え方もあると思いますが、給食の準備にかかわる方は、衛生上の検査も必要なので、補助スタッフの導入がよいのではないかと思います。

町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 補助スタッフ、用務員の関係でございますけれども、先生方が忙しいというのは、議員さんご承知のとおりでございます。

それで、原因としては、保護者の要望への対応、報告書の作成等事務的なこと、あるいは、生徒指導、体験学習など校外活動の調整など仕事量の増加にあると思っております。

また、環境美化、施設設備の点検保守、給食に関することなど、本来、学校用務員が行うべき仕事を、現在、大多喜町では学校用務員がおりませんので、教職員が行っているところにあるのではないかと考えております。

環境美化、施設設備の点検保守、給食に関することなどは、本来、学校用務員が行うべき

仕事であると考えております。教職員の業務が増加する中で、環境美化、施設の点検保守など教職員が行っており、また、給食に関することは、養護教諭、事務職員が中心となって行っております。教職員が児童・生徒と向き合う時間が少なくなるということは、非常に残念なことであり、また、本来の職務に専念する時間の確保のためには、学校用務員の配置は必要と考えておりますけれども、人事、財政的なこともありますので、今後、関係課と協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 実は、ある学校なんですけど、私が何度かぶらぶらとしながら職員室を実はのぞきに参りました。給食の時間帯もそうですし、また、ほかの時間帯も伺いました。

一番最初に思ったのは、あれって、職員室に誰も先生がいないってこれ、防犯上問題ないのかなっていうのが第一印象でした。その後にも何度か伺う中で、何でこんなに先生がっていうか、職員室に先生がいないんだろう、また、事務の方も誰もいないという、そういう状況を目にしました中で、ちょっとこういうようなことを耳にするようになりました。その後もやはり見にいきましたところ、やはり、いらっしゃってお一人ぐらい、いないということも多くございました。その中でやはり一番、時間的な部分で心配されているのが、給食の配膳に間に合わせなければいけないということで、非常に慌てるというお話も伺いました。お子さんがぐあいが悪くなったりしますと、先ほどの課長のお話にもございましたけれども、担任の先生は、その子供の場を離れて、給食の準備をするということもなかなかできないことがあるそうでございます。

また、来客の方が見えたり、電話があったり、学校校外の活動などがあると、どうしても先生方の手が不足するという中で、非常にこの給食という部分に対しての、間に合わせなければいけないという、そういった神経を使っているというお話もございました。

せめて、朝から晩までということでもなくとも、一番先生方が手が必要とする時間帯、もしくは、給食の準備をする時間帯、短時間でもいいと思うんですけども、用務員の方を導入するというお考えはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 先生方が大変なことは、十分知っております。承知しておりますので、配置に向けて努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も、町の職員の皆様の定数を減らすという形で、町が大変ご努力いただいている中で、また、こういう形で人をふやしてほしいということに対して、非常に心苦しいものもございますが、やはり、子供たちに対するそういう、やっぱり対応というのは、これからの町を背負っていただく皆さんを大事にしていくという、そういう部分でもやはりある程度大事なことはないかな、必要な経費として考えていただくことができるのではないかなと思っております。さまざま財政上の問題もあると思いますけれども、ぜひ町として、またご検討をお願いできたらと思っております。

先生方が、精神的、時間的ゆとりがあることで、いじめ対策や、より質の高い教育などさまざまな教育への期待も高めることができますと思います。できるだけ早い時期のご検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で山田久子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午前10時55分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 根本でございます。質問させていただきます。

先ほど、山田議員が7回目の一般質問ということをおっしゃっていました。私もそうすると7回目になるのかなって気がします。できればずっとやっていたいなと、任期まで、毎回やっていきたいなと思っております。

それで、今回の質問をするに当たって、実は、大変悩みました。今回私の質問は、苦情処理とか、クレーム処理体制とか、それを、なっていないんじゃないかということ質問させていただくに当たって、本当に職員の方々は、各種のボランティア活動とか、さきのラジオ

体操などにしても、朝早くから準備して、後片づけ、本当に一生懸命やっけていただいています。朝早くから夜遅くまで、庁舎外の電灯はずっと夜遅くまでつきっ放しですね。そういった方々に本当にちょっと失礼な質問になるかと思いますが、私の趣旨は、そういった、クレーム処理とか苦情処理で悩んでいる職員の方もたくさんいるのではなかろうかと、そのように感じています。クレーム処理とか苦情処理が、あんまり多くならないように、減少させることによって、皆様が少しでも働きやすい職場、笑顔で力を十分発揮できる職場になればいいなと。それで、そういったことは、ひいては、住民の立場になって物事を考えられるような雰囲気をつくっていくのではなかろうかと、そういった思いで質問させていただきます。よろしくお願いします。

急速な少子高齢化、過疎化など、さまざまな大変な時代を迎えています。この難関を乗り越えるには、行政と町民が一体になって取り組む必要があります。

クレーム処理体制を確立して、クレームを減少させることはその第一歩ではないかと思っております。その件について伺っていききたいと思います。

少ない経費で大きな成果を上げるには、住民との厚い信頼関係を構築する必要があります。相談とか苦情とかクレームとか住民の小さい声は、そういったことに出ているんじゃないかなと思います。そういった住民の小さい声に耳を傾けて、小さな改善を積み重ねることが非常に大事ではなかろうかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、町全体にわたることですので、総務課のほうで答えをさせていただきます。

クレームの中には、事務事業を改善していく上でヒントになるものも含まれている場合が多いと思います。このようなことから、クレームは、町民の意見と受けとめて、これにいかに対処して、どのように生かしていくか、これが重要だと思います。そのためには、議員さんおっしゃられましたとおり、一つ一つのクレームを一つ一つクリアしていくというようなことで、事務事業の改善をしていきたいというふうに考えおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、クレームの内容、私が住民から聞いた内容ですと、まず、役場に行くということは、住民にとっては大変な、なかなか足を運びづらいというところになるんですね。それで、そ

こに行って、初めて対応していただける職員の方、よく町の顔とかって言いますけれども、町の顔は町長でもなければ副町長でもなければ議長でもないと思っております。直接住民と初めて対応してやる職員、これ、アルバイトも同じだと思いますけれども、そういった人たちが町の顔ではないかと。その町の顔である人たちが、本当に一生懸命町民に接してくれることが大事ではないかと思っております。

その中で、私はよく聞くのは、職員の方々が大変忙しいんでしょうけれども、挨拶があまりないとか、声かけしてくれない、あと、長時間待たされた、あと、たらい回しにされた、私の課ではないんで隣に行ってください、隣に行ったらまた、違いますよ。いやこれは、町の対応ではなくて県の問題ですから、県のほうに行ってくださいとか、そういったことを言われて、たらい回しにされる。仮に、県のほうに行くにしても、県のほうのどういった課に行って、どこに行きなさいと。そこで、できれば県のほうにもちょっと電話なり入れていただいて、こういった方が来ているんだけど、そこで県の方と対応をして、そうすれば、わざわざ相談に来た方が県のほうまで行かなくても済むということもできるんじゃないかと思うんですよ。

そういったことを、やっていただければ、住民も役場の対応が悪いということで、好きこのんで怒るような人はいないと思うんです。役場の職員の方も、ただ単に相談に来たっていうことが苦情になったり、クレームになったりすると、そこで10分、20分で対応が終わるものが、1時間、2時間、ひいては2日も、3日もその苦情処理に追われて、職務が滞ってしまうと、そういったことがあるかと思しますので、ぜひ、クレームをできるだけゼロするように、努力していただいて、住みやすい大多喜町をつくるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今、議員さんがおっしゃられたようなクレーム対応がもし仮にあったとすれば、それは本当に大変申しわけないと思っておりますけれども、クレームを悪い意味だけで捉えれば、クレームはない、ということが町民はもちろん、町にとっても本当に望ましいことだと思います。今後、クレームがないように引き続いて適切な事務処理、親切な住民対応に努めて、できるだけクレームゼロを目指していきたいというようなことは、議員さんと同感でございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。前向きな発言でありがとうございます。

それでは、現在の苦情の処理体制がどのようになっているか聞きたいと思います。

まず、苦情等の申し出、未処理の件数を把握しているのか。また、把握していないとしたら、それはなぜ把握していないのか。その理由をお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 苦情の申し出件数と未処理の件数というご質問ですが、課によって異なりますけれども、定められた様式を持っている課もございます。あと、任意の様式によりまして、後々長引くというような苦情に対しては、そういうもので対応しているというようなことで、それぞれ各課で把握しておりまして、町全体として常時把握しているという状況ではございません。各課での対応というようなことでございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今後は、その件数とか、そういったのは全庁を挙げて把握するべきだと思います。

次にいきます。

苦情処理の受け付け及び処理担当者が決まっているのか、決まっていない場合は、どのように対処しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 苦情の受け付けとその処理担当者というご質問でございますけれども、苦情の受け付けの担当者は特に決まっておりませんが、一般的には、その苦情に関する事務の担当者と、あとそれと、係長以上の上席の職員ができるだけ同席して対応するようにケースによってはしております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） わかりました。今の現在の処理体制を随時聞きながら、最後にまとめてこうしたほうがいいんじゃないかなろうかというような質問をさせていただきたいと思っております。

続きまして、苦情の内容や申し出から終了に至るまでの経過内容を記録しているかどうか、案件により記録している場合は、その基準は何なのか。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 苦情の内容ですが、先ほども申し上げましたが、町全体で全庁的に対応を統一して様式を定めておりませんので、課によって異なりますが、例えば、環境水道課ですとか建設課、そういうものは、処理簿あるいは、その要望の受付簿、そういうも

のを備えておりまして、その経過も記録をしているということでございます。

なお、それがない、それ以外の課ですが、それにつきましては、それぞれ任意の様式でそれを記載をしまして、上司の決裁を受けているというようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の質問の中で、その記録している記録していない、恐らく単純な電話等で終わるやつは記録していないと思うんですけども、記録する、しないの基準はどのようにお考えですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 例えば、苦情もいろいろあると思いますが、苦情の捉え方、ご質問の中の定義がどういうものかということが一つの判断なのかと思いますが、例えば、その場で解決するようなもの、あるいは、申し出て来た方あるいは勘違いということもあるでしょうし、あるいは、町で、町に本当にミスがあった。例えば、郵送した名前の字が違っていったとか、漢字が違っていったとか、そういうものもあろうかと思います。ですから、そういうもので判断基準としましては、それがその場で済んでしまった、あるいは、本人が了解していただいた、そういうもの以外の例えば、後々、これが影響が出るだろうというようなものについては、記載して報告するというようなことでございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、その基準は、全庁的に統一されているということではなくて、各課の対応に任されている、ある課では、これは記録しておいたほうがいいと思えば記録しておくけれども、ある課では、これは記録必要がないから、記録してない、そういったことでいいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在は、それぞれの所管の課長、あるいは所長、そういう方の判断かなということでございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） これはやっぱり全庁的に統一をするべきと考えます。

次にいきます。

苦情等の処理レベルは、担当者レベルで処理するもの、課長まで上がって処理するもの、それ以上の役職の方に伺って処理するもの、その基準はありますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほどの質問と重複するかと思いますが、内容にもよりますけれども、一般的には、所属の課長には報告して処理はします。その後、これも判断となりますが、必要に応じて、副町長、教育長、あるいは町長にも報告をしているということでございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、これも各課の対応によってこういった案件は課長まで、こういった案件はもっと上の役職まで、各課の担当レベルで全庁的にこうしたほうがいいという統一した基準はないと考えていいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在のところは、その基準はございません。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） その次は、苦情処理を行うに当たり、苦慮していることが何かあれば教えてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは、例えばということですが、本来であれば、かつては、住民の方同士、あるいは地域で解決できた問題、そういうものについての苦情は、なかなか行政が入りますと処理はしづらい。

あと、例えば、相手方の言っていることは本当に察するんですけれども、例えば、どうしても町ではできない問題もございますので、そういうものについては、非常に対応に苦慮するというようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、1つだけ出ましたけれども、恐らく、内部というか担当者内部であれば、かなりいろんなことで苦勞なさっているんじゃないかと思われます。そのことはまた、追って質問したいと思います。

続きまして、苦情処理情報を全庁あるいは職員同士で共有しているか。あと、これ、大きく広げて近隣市町村、おそらく大多喜町ではこういった事例はないけれども、ある新しい苦情が来たときに、いすみ市さんとか勝浦市さんとか御宿では、こういったクレームがきたときに、こういったふうに対応して住民に理解を求めることができた、そういったこともあ

ろうかと思うんですけれども、これ、クレームの処理の体制について、大多喜町だけじゃなくて、近隣市町村とも協議して何か情報の共有化っていうんですかね、そういったものを図る必要があると思いますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、苦情の内容の共有ということで、これは、先ほど申し上げましたが、課内で文書的な決裁をすれば、当然その課の関係者は、内容は紙ベースですが共有するというようなことになろうかと思います。

またその、近隣市町村との共有ですが、これは、行政対象暴力といいますか、そういうものについては今、制度がございます。それは、千葉県下で統一して情報を共有しておりますが、一般的なクレームについては近隣市町村との共有は現在のところございません。

また、それが必要ではないかというご質問ですが、例えば、そのあまり具体的に書いて、具体的な情報ですと、その特定の個人が、個人を特定されてしまう。あるいは、その内容によっては、これは町の今やろうとしていることの判断の過程にあるもの、あるいは、県とのその信頼関係にあるもの、また、他の法人との信頼関係で漏らしてはいけないもの、そういうようなものも含まれてくる可能性がありますので、あまり具体的な共有はできないのではないかなというふうにも思います。

ただ、単純に、先ほど申し上げましたけれども、名前の漢字が違っていたとか、あるいはその配布した部数が違っていて苦情があったと、そういうようなものについては、一覧表にまとめて、職員誰もがわかるようにすることは可能だと思いますので、それは今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません。先ほどからずっと言っている共有化ということは、1 人の職員、担当者によって、何ていうか同じ相談、苦情が来たときに、異なった回答をしてしまう。そういったことがあるのではなかろうかと、その、同じ人に対しては、公平に当然いろんなことを言っていかなくちゃいけないんだけど、A さんに対しては非常に好意的にやったけれども、B さんに対してはちょっと、というような対応がなきにしもあらずのような気がしてならないんです。

それが、共有化することによって、要は、同じ問題が来たということであれば、共有化していれば、こういった質問が来て、相談が来たと、それについてはこう回答していると、そういうことがわかれば、窓口で対応した方も、いや、こういった問題がきて、こういうふう

に回答しているな、じゃ私もこれが正しいと思うから、こう回答しようと、そういったことができるんじゃないだろうか。

あともう一点、よくあるんですけれども、1回役所に行ったけれども、話は聞いてくれた。で、後で回答すると言ったんだけど、その後、回答がないのでまた役場に行ったら、誰が当時対応したのかもわからない。どういった回答をしたのかもわからない。それで結局、何もないで、また一から同じことをしゃべって、説明して、それでまた、最初に言った方と回答が違う。これでは、なかなか信頼関係を築くことが難しいんじゃないかと思います。先ほども言いましたけれども、役場に来て、小さな相談とか苦情とか、それを親切、丁寧に対応してやるのが信頼関係を築く一歩ではないかと思っております。

次にいきます。

クレームをなくすために、さまざまな努力をしていると思います。現在、どのような努力をしているのか、また、それで十分と考えているのか、それをお聞きます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えしますけれども、まず、クレーム化させないということが、一番大事ではないかなと思います。そのためには、これは、今、行っておりますが、例えば挨拶はするようにと、基本的なことですけれども、そういうようなこと、あと、私個人としては、例えば、現場があれば現場をすぐ見る。電話の苦情があれば、とにかく電話ですから、相手のところに行って相手の顔を見ると。あと、回答期限が先ほど守られていないというようなことがございましたが、それは、当然守らなくちゃいけない。それまでに間に合わなければ、とりあえず電話を入れます。そういうようなことが重要ではないかなと思います。

それと、職員が職務について精通していないと、それは回答できませんので、まず、職員が職務に精通すること、あと、適切な態度で町民に接すること、基本的なことですがそういうことが重要かなと思います。

このためにどういうことをしているかというご質問ですが、各種の専門的な研修を受講させております。また、電話対応あるいは町民に対する態度、そういうものを向上させるために接遇研修、そういうものに職員を派遣しております、スキルのアップに努めております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今のいろんな努力をされているということですが、もうちょっ

と工夫すれば、本当にクレームをもっと減少させることができるのではなかろうかと。先ほども言いましたように、住民も行政も、誰も好んで相談から苦情、クレームに発展することを望んでないわけですから、もうちょっといろんなことで努力、工夫していけば、もっとよりよい大多喜町になるんじゃないかならうかと思っています。

次にいきます。

私が考える今後の苦情の処理の取り組みの体制について、こういったことをやったらどうでしょうかということです。

まず、行政に対するクレームは大変複雑化、多様化しています。行政のサービスの特性、いろいろあると思います。非営利性、公平性、独占性、権力性によって起きやすいクレームを理解した上で、担当した職員の方が、自分の言葉とか、態度にちょっとまずいところがあったのかなということを反省しながら、次の対応にいくということが大切ではないかと思います。

それでまず、私が思うには、苦情をなくすためには、挨拶の励行、素早い声かけ、第一にまず言われたらとにかく現場を見に行くと。現場がわからなければ適切な対応はできないと思います。それと、回答する案件は、期限を切って文書なり電話なりで必ず回答することがよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほども申しあげましたけれども、今、根本議員さんが言われたとおりだと思います。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 次、2 番と3 番はちょっと重複するんで一緒にやりたいと思います。

先ほど何回も言いましたように、情報を共有するために、成功事例、あと、改善報告書、各課別苦情等報告書、あるいは事例集ですね。恐らく、同じようなことで苦情やクレームになっていることがたくさんあると思います。

次にちょっと、いくつか列記しましたがけれども、このようなことが発展して、クレームにいくということが多いんじゃないかならうかと。だから、こういった場合には、このように対処しなさいというか、したほうがよろしいんじゃないですかという事例集とかをつくって、対応すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 事例集を作成してはどうかというご質問でございますけれども、

その失敗例ですとか成功例、それになぜそうなったか、またその要因を職員で共有するということは、非常に大切なことだと思います。これが今後の苦情処理をする上で、非常に役立つものだと思いますけれども、実際にある町の件数、いわゆる事例集をつくるような件数というのは、そう多くはないものと思います。

また、その身近な問題もいろいろ含んでおりますので、先ほど申し上げましたように、いつ、どこで、誰がどういう状況でといたしますと、狭い町ですので、例えば、この人は役場に来ていたなんてことは職員でわかってしまいます。そうしますとまた、個人情報の保護条例、あるいはそういうものに抵触していく可能性もないわけではないというようなことで、現在では町の事例に関して、事例集をつくるという考えはございません。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私はぜひつくるべきだと思います。個人情報には、当然、何事においても、個人情報は十分尊重されるべきだと思っています。そういったことに配慮してでも、そういったものをつくったらいいいのかなと個人的には思います。

次へいきます。

ですから先ほどのと関連しますけれども、苦情に対する対応基準がなく、窓口に来て、苦情とかクレームを言っている人がいる。職員の方も当然引きますよね。何かちょっと私が担当でいってしゃべると、私の責任になっちゃうんじゃないかと、いろいろ不安な気持ちで対応することが多いと思うんです。そういった場合に、こういった事例集とか、こういった場合にはこういうふうに対処しなさいということがあれば、落ちついて、冷静に対応できる、そこで、相談だったものは相談で終わるし、そこで対応が悪ければ、苦情やクレームに発展すると思うんです。職員の方が落ちついて冷静にそこで対応できるような体制をつくるには、取り扱い基準とか、先ほどいった事例集とか、そういったものを、別に個人名入れなくてもいいじゃないですか。こういった場合にはこうだった、こうだよというようなこと、あれば、落ちついて対応することによって、不手際で相手の感情をちょっと害してしまうようなことがなくなるんじゃないかと、そういった意味で言っています。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、取り扱い基準ということですがけれども、先進的な市町村をちょっと調べてみますと、取り扱い基準といえども本当に簡単なものはつくってあります。ですから、クレームがあったときに、それが、例えば、提案なのか、あるいは、本当

の対応することが必要のない悪質なクレームか、あるいは、その場で解決できる簡単なクレームか、あるいは、市民の勘違いか、そして最後に、町の落ち度によるクレームかということで、そういうふうに入り口で分けるようにしてあります。それで、分けたものについて最後に話した、町の落ち度によるクレームについては、最終的に町といいますか、町長で取りまとめるというような手続になっているようですので、こういう取り扱い基準につきましては、作成してよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

あと、事例集ですが、先ほども申し上げましたけれども、市販されているもので非常にいいものもあります。ですから、そういうものはぜひ、購入して職員のほうに見てもらうというようなことを、来て見てもらうようなことを考えております。

あと、クレームの基本的事項ですが、そういう例えば事例集によりますと、あまり留意する点は多くはないといいますか、基本的なことは多くはありません。例えば、相手の話をよく聞いて、あんまり時間に焦らない。そして、事実を把握して責任を回避しないというような4つぐらいが大きなポイントかなと思いますので、そういうことを念頭に置くように所属長のほうからいろいろ指導していただきたいというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の答弁の中で、何ていうんですか、簡単なものでも当初はいいと思いますけれども、統一した何というんですかね、受付簿じゃないけれども、クレームに対応するための書式っていうんですか、そういったものをつくるということで統一してもいいんじゃないですかね。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 様式については、これから内部で協議するその課題とさせていただきますと思います。事例集については、先ほど申し上げましたが、市販のもので対応したいというふうに考えています。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） できるだけ、各課共通したものでつくっていただければと思います。

そうすることによって、共有、要は、どこに最初、名前が書いていて、どういった内容とかがあっていうのは、統一されることによって集約化もできるし、統計的にやることもできるでしょうし、ぜひ、全庁統一したものをつくっていただきたいと思います。

続きまして、ハードクレームっていうのも中にはあろうかと思います。大声を出したりとか、机をたたいたりとか、そういったことでクレームを言うてくる住民の方も中にはいるん

じやなかろうかと思うんですけれども、そのような場合にはどのように対処する、そういった基準とかもあるのか、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 幸い、最近はそういう方は、あまりいらっしゃらないというふうに考えておりますが、そのハードクレームが、例えば、不当要求行為というようなことに判断されますと、これは、個人で対応することは非常に難しいので、組織で取り組みをするように町で定めております。例規の中に、不当要求行為等の防止対策委員会、その例規があるんですが、それをつくるというようなことで、委員長を副町長としまして、そういう委員会をつくってそのクレームの当事者だけがそれを抱えてしまわないように、そういうもので対応をするような体制ができております。

先ほどと重複しますけれども、千葉県と各市町村で構成する組織がございますので、そういうものの研修を受けております。これは、実際の警察官がクレーマー役になりまして、非常に実りのある研修を年2回やっておりますので、そういうものに関しましては、その研修を行ってすぐそれが対応できるかというようなことは、また別の問題になるかと思いますが、体制としましては、十分対応しているというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、そういった基準を、何か、できているっていても、全職員の方がそれを把握しているかどうか、こういった場合にはこうなさいというふうな、上司の方はわかっているかもわからないけれども、直接窓口で対応する職員の方は、こういった場合どうしたらいいのかっていうのが、わかっていればいいんですけれども、中にはわかっていない職員の方もいらっしゃるんじゃないかと、そういったことをだから、ある程度、書面っていうんですかね、こういった場合にはこうなさいよ、というようなものをつくって全職員がそれについて皆さん把握すると、そういったことが大事でなかろうかと思っています。この件はいいです。

すみません、続きまして、7番と8番、これも一緒にやります。

先ほども何回か言いますように、当初は相談、ちょっと問い合わせたつものものが、その対応した職員の態度や処理の仕方によってクレームにつながるケースが多々あると思います。初期対応次第では二次クレーム、訴訟問題に発展することもあるかと思っています。初期対応の流れ、これが非常に大事であると思います。やはり、初期対応の流れもある程度、全職員に把握させるようなモデル的なものをつくるべきだと思います。

それで次に、8番も一緒にやりますけれども、クレームに対応する職員の方が、やっぱり多くの方は、何で私が言われなければいけないの、私じゃないんじゃないの、きょう、クレームを言われて、本当に嫌な思いをした、運が悪かったと、そういった気持ちで対応すると、正直なところ、クレームがますます楽しくない業務になってくるし、いくら研修や経験を積んでも、クレームに対応した人は、非常に精神的にストレスを抱えると思います。

それが、いつしか個人の、役場に対するちょっとした苦情、クレームだったものが、対応した個人の方への中傷、誹謗に変わることが、これも、結構あるんじゃないかなと思います。町中を歩いていたら、おまえの対応は何だというようなことを言われる職員もいるでしょう。悪いことってというのは、案外とすぐ広まるんですね。いいことはそんなに広まらないけれども、この間、役場に行ったらこうだったとかっていうことは、非常に広まりやすいと思います。そういったときに、要は、クレームがきたときに、職場全員で対応すること、そういった体制をつくるのが大切じゃないかと、中には、係だけで対応していて、同じ課に、すぐ隣にいるんだけど、隣の人は、あまり俺のところは関係ないよというような感じで、そっぽを向いていると。1つのクレームが来たら、その課、職場全体でその対応した人をかばうっていうんじゃないですけども、みんなで協力して、そのクレームについて対応して、できるだけ個人の中傷、誹謗にならないように、職場全体で協力していく体制が必要だと思っています。

そうすることが、課の一体化を生んで、より良い仕事ができるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えしますけれども、今、議員さん言われたことは、本当にもっともだと思います。本当にそのとおりだというふうに思います。何年か役場に勤めておりますと、大体の職員が、苦情が全く、クレームを全く受けたことないという職員は、多分いないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、みんなそういうことを経験しておりますので、それは、1つの係で対応する、まして個人で対応することは、その本人にも負担も多くなりますし、非常に厳しいと思いますので、それはもちろん課を挙げて対応していく体制をとる、それが課の信頼関係、職員同士の信頼関係にもつながると思いますので、ぜひ、そのように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1 番（根本年生君） よろしくお願ひします。次にいきます。

苦情とかクレームとかに発展する中に、行政の情報の提供の不足により町がどのような施策や事業をどのような意図を持っているのかわからない町民がたくさんいるんじゃないかなろうかと思っています。窓口に来て、知らなかった、そんなこと聞いてないよ、などの誤解や勘違いから起こるクレームも最近多いのではなかろうかと思います。

これは、行政の情報提供の少なさからくるのではなかろうかと、情報をわかりやすく、一般の町民にもわかりやすく加工して、町民に提供することが大事ではなかろうかと思っています。町民と行政が情報を共有する、そのことによって防げる苦情、クレームもたくさんあると思っています。

1 番の、その件についてまたいくつか質問したいと思います。

ことしの3月会議の中で、できるだけ情報は提供すると答弁しています。実は、この一般質問を上げる前にあれしたんですけれども、一向に変わっていないということをこの一般質問では書いてあるんですけれども、その後、皆さんのご努力によってホームページも随分充実されて、各課の情報がたくさん載るようになりました。それだけではなくて、ホームページだけでなく、いろんな媒体を利用して、できるだけ町民に情報を伝えてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えします。

ご指摘のとおり、ことしの3月会議で、今後、情報提供していきたいと回答させていただいております。広報紙には、できるだけ行事などを掲載しておりますけれども、ホームページはなかなか掲載が進まずに、この点に関しましては、大変申しわけなく思っております。その後、一般質問の通告がありまして、各課にいろいろ依頼をして、今はかなりの件数がホームページ上に掲載されていると思います。今後も、行事の計画が決まった場合には、速やかに、ホームページに掲載するように職員に周知をしたいと思います。

また、この4月から、ホームページを新しくしまして、町のフェイスブックを公開しておりますので、この活用も含めて、情報の提供に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） よろしくお願ひします。

続きまして、2 番、恐らく町では、いろんな会議、審議会とか、協議会とか行っていると

思います。市民や各種団体等が構成員になっている、そういった審議会、協議会、これは原則、公開していると考えてよいのか。そして、もし、公開しているとすれば、その情報はどのような形で知ることができるのか。また、その協議会、審議会を傍聴したいと考えた場合、それはどのような手続をとればいいのか、もし、公開していないとしたらその理由は何でしょうか、伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 審議会、あるいは協議会の会議の公開というご質問でございますけれども、町長の附属機関、あるいは他の執行機関の附属機関の会議に関しましては、個人情報保護条例で定める非公開情報、こういうものが含まれる場合、あるいは、その会議を公開することによりまして、公正で円滑な会議の運営に支障が生じるおそれがあるとき、そういう場合を除いて、原則は公開して差し支えないと思います。

ただし、現在ですが、公開するに当たって、例えば、どのようなときに非公開の会議とするか、あるいは質問にもありましたが会議の開催、周知の方法、あるいは傍聴者が遵守すべき事項、また傍聴人へ資料はどの程度まで配付するか、そういうようなものを全庁的に統一した条例、あるいは規則で定めることが必要ではないかなと思います。

そういうようなことから、これを直ちに、これを来月から公開するというようなことは、現段階ではできないと、そのような理由で、基本的には公開すべきと思いますけれども、その手続上の問題、あるいは、会議場の収容能力というのもございますし、そういうもので、直ちに公開することはちょっとできないというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それでは、原則公開ということでもいいという答弁だと思います。その方法については、今後協議して決めるということによろしいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 町の附属機関、あるいは、例えば教育委員会ですとかそういうものの執行機関の附属機関の会議、そういうものは、令規的な整備が終われば、あとは会議室をどこでやるかというような問題が残されますけれども、それは可能だと思いますので、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

なおその、例えば協議会といいましても、協議会でも実行委員会的なものです、幾つかございますが、そういうものは、もし、そういうことをお考えであれば、それは、この場では私が答えるべき問題ではございませんので、それはその所掌しているところですね、例え

ば、産業まつりの実行委員会ですとか、そういうものをお考えですと、それは、今の回答とはちょっと違う、その実行委員会の問題になりますので、それは、そちらで質問していただくとか、そういうようなことになろうかと思います。今、申し上げましたのは、要するに、町長、あるいは、他の行政委員会の附属機関の会議というようなことでございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の中でちょっと納得いかないんですけれども、町の基本的な姿勢で、公開は原則しますよと、公開してはならないものはできないけれども、それ以外のものは、公開しますよと。だけれども、各課で対応している、産業まつりだと産業課、お城まつりも産業課ですかね、いろんな各課で対応しているものについては、各課と協議してくださいと。それでは各課で対応するということは、基本的な町の姿勢が出てないと、公開する、公開しないが、一課長の判断に委ねられる、それは、課長がかわれば、またころっと変わる。毎年毎年変わる、そういったことではまずいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） その実行委員会につきましては、町は事務局をやっていると思います。ですから、実行委員会には、実行委員長がいらっしゃるし、その中に、委員あるいは理事の方、そういうものが議決して規約なりをつくっていると思いますので、町から少し離れるというようなことになろうかと思いますが、その例えば、委員会、実行委員会の規約でそういうふうに公開すると定めるとか、そういうような手続が必要になるかと思うので、ここでは私のほうからは申し上げられないというような回答をさせていただきました。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） そうすると、傍聴したいというのは、各実行委員会の会長に相談しろと、事務局は、それについて関与しないということによろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ですから、手続としましては、その実行委員会ですから、規約なり規定、そういうものがあると思いますので、その中に、総会の議決なりでそういうものを定めていただく、傍聴の手続とかですね、公開しますとか、非公開とか。あるいは、取り扱いの手順でもいいと思いますが、そういうものを実行委員会の中で決めていただくことが一番よろしいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、お城まつり実行委員会とかなんとか、いろんな会議がありますけ

れども、それは、町の規則とかで決められているものではなくて、それは、任意で実行委員会、産業まつりとかお城まつりとか、各種協議会は、実行委員会が独自が作成していて、町が規則とか運用基準とか、何かそういったものではつくってないんだよと、そういったことでよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 一言で協議会とか実行委員会っていうのは、どうかと思います。

例えば、町有林の管理委員会ですとか、農林業、農業、審議会っていう名前がついているもの、あるいは、協議会とかっていうのがついているものが町の附属機関の中にもあるかと思いますが、そういうものもあると思いますので、一からげにはできないと思いますが、産業まつり実行委員会は、少なくともそれに参加する方たちで構成されているところですので、そこでは当然その中の規約を持っていると思います。

ですから町と、確かに町は事務局はやっておりますが、そこからちょっと切り離すというように考えていただいて、その実行委員会の中で、規定なり規約なり基準なりで定めもらうのが一番よろしいのではないのかなと。そのほうが、例えば、この人は傍聴させません、この人は傍聴させます、資料は、この資料は出します、この資料は出しません、あるいは、こういうものは公開しないとか、統一した基準が定められて、誰が来ても統一した見解が出るとしますので、その実行委員会の中で決めていただくのが一番よろしいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ちょっと納得いきませんが、また相談させていただければと思います。

次にいきます。

これもよく言われると思うんですけども、防災行政無線、外にあるやつと、うちの室内のと、あると思いますけれども、これがやっぱり情報提供の重要な媒体として機能するべきだと思っています。先ほど言いましたように、ホームページを見る町民の方は、そんなに多くないのではなかろうかと。それと、広報おたき来ますけれども、それを常に手元に置いて、何かって見ている人もあんまりどうかと。やっぱり、直接声で、そういった情報を流していただけることが、いいのではないかと思います。

それで、ちょっと時間の関係で、（１）（２）（３）は、いいです。これはちょっと割愛します。

通常放送、これが町民に対する行政の情報を発信する放送だと思いますけれども、これについて、具体的な判断基準がありますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 防災行政無線の運用に関しましては、防災行政無線局の運用細則というようなもので必要な事項を定めております。ただ、細則ということで、あまりその具体的な判断基準がございませんので、そういうものをつくりまして、どのようなものが放送できて、どのようなものが放送できない、具体的な判断基準を作成しまして、現在内部で運用しております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） その判断基準は、公開できるものですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは、公の文書ですので、所定の手続きをとっていただければ、公開できるというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それは、ちょっと私、判断基準のやつをメモして書かせてもらったものがあるので、これに基づいて運用しているということですので、この中でちょっと疑問点を幾つか質問したいと思います。

まず、これを全体的に見ると、町が主催、あるいは後援をしている、あるいは補助金を出している、こういった団体が行う行事については、放送するけれども、まるきり、というんですかね、町が余り関与していない民間の団体、町も一生懸命町の活性化のためにいろんなことをやって行事を行っている。民間も、町の活性化のため、まちおこしのために一生懸命努力していろんなことをやっているんです。何か、町のやることは放送するけれども、民間が活性化のために町からお金もらわない、何も援助も受けていない、そういった一生懸命やっている団体の放送はしないと、そのように受けとめられますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 防災行政無線ですが、これは、国の認可を取りまして、免許状をもらって運用しております。したがって、本来電波法という法律がありまして、その中で、許可をしていただいて免許を受けております。ですから、公の電波を使っているということで、電波を使わせていただいているというふうに言ったほうがいいかと思いますが、そうしますと、当然、制限が出てきます。どういうものを放送していいか、どういうものは

放送しちゃいけないかというようなことが、制限が当然、電波法上されます。それで、大多喜町が取っております無線の免許状を見ますと、その通信事項は、防災行政無線、防災行政事務ということで、防災と行政に関する事務ということに免許状が決められております。ですから、これ以外を使うと、免許に反するというようなことで、それが直ちに免許の取り消しとかってことになるかどうかはわかりませんが、あくまでも、その電波法を遵守しなければいけないということになります。

そういうようなことから、要するに、町の行政に関するもの、ですから、町が放送するのは、できないものもありますが、基本的に放送するのは町ですということで、その他の実行委員会、あるいは、そういうものが放送する場合は全くないわけではないんですが、その場合でも、町からのお知らせというようなスタイルをとっております。

ですから、どんな放送も流せる、いわゆる今までの有線放送、あるいは、オフトーク放送というような感覚で、全てのことを流せるということではございません。

また、一部からは、余り意味のない放送はしないほうがいいんじゃないかと、実際、防災のときに、聞かなくなってしまうことがあるというようなことで、流さないほうがいいというような意見もないわけではないということでございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君に申し上げます。

申し合わせ時間の持ち時間は、残り 3 分となりました。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 行政無線については、今後、もうちょっと柔軟的に配慮していただいて、私もちょっと国のほうに聞いたところ、ある程度のところは、町の判断でできるよと、法律の解釈も変わって、以前は、できるってものしか行政はできなかったと、地方自治はできなかったと。しかし、ここ何年かは、できないと書いてあるものは、できないんだけど、それ以外のものについては、行政の判断でできると、先ほど言っていましたように、情報化することによって町と行政が一体になれるんだと思うんですよ。町が全然情報を流してくれない、我々は一生懸命やっているんだけど、町は全然町民に知らせてくれない。そういうことも、不信感の一つにつながっていくのではなかろうかと思っています。この辺はまた、本当にできるだけもうちょっと運用基準を改めて、民間の方が一生懸命やっている事柄についても、できるだけ放送してやっていただきたいと思います。

あと、すみません、最後の質問になります。

行政連絡員と区長の関係、実は、各区の区長さん何人かとも話しましたが、区長さ

んは、前の質問でも言ったけれども、区長は、区を取りまとめ役で、区の行事で大変忙しいです。それと、行政連絡員が兼ねています。それで、行政に詳しい区長さんであればいいけれども、行政に余り疎い行政連絡員の方だと、区民から何か言われても、そこで回答はできないし、町のどこへ行ってもいいのかもわからないというようなことも多々あると思うんです。

ですから、区長と行政連絡員、これ一緒にいいというところは一緒にいいと思いますけれども、うちの区は、要は役所のOBとか、行政に詳しい人がいるんで、その方を行政連絡員としてやってほしいと、今は、そういった声かけも何もできていないんじゃないかと、いきなり区長が行政連絡員イコールということで、区のほうにも、そういったふうなこともできるんですよというような情報を流して、区にそういった方がいれば、行政とも信頼関係ができていし、区民とも信頼関係ができていますから、その方に相談することによって、町に来なくても済む事案もたくさん出てくるんじゃないかなろうかと、そうすることによって、クレーム、苦情も防げることもたくさんあるんじゃないかなろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほどの防災行政無線の中で、ちょっと答弁が漏れてしまいましたが、判断基準の中で、ことしの3月会議でそれを若干、基準を見直すというような質問がございました。そのことから、今年度になりまして、若干見直しをしまして、例えば、町の紹介する放送番組等は、防災行政無線で放送させていただきました。具体的には、NHKの町の紹介番組ですが、その件につきましては防災行政無線で周知をさせていただきました。

あと、今の行政連絡員と区長を別々にということだと思いますけれども、町の行政連絡員の設置規則の中で、住民より推薦された者を町長が委嘱するというようなことになっておりますので、住民の方から区長とは別に、この方を行政連絡員に委嘱してほしいという推薦があれば、それは、その方を推薦する、ということで、区長と行政連絡員を別々にすることはいくら問題がないかと思います。

ただ、地域の実情を考えると、区長さんもなかなか引き受け手がいないというような区もあるように聞きます。そういうような中で、1つの区で区長あるいは行政連絡員と2人の方を委嘱しなければならない、区としては2人の方を頼まなければいけないということですので、これを町として推進していくには、ちょっと直ちには無理なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君に申し上げます。

申し合わせの持ち時間が参りました。速やかに質問を終了してください。

○1 番（根本年生君） すみません、最後に、先ほど言ったような苦情処理、クレーム処理をなくすために、町のほうとしても努力して、できるだけゼロに近づける方策をとるということによろしいですか。

○議長（小高芳一君） 質問を終了してください。

○1 番（根本年生君） すみません。じゃ、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開いたします。

（午後 零時09分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、8 番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

8 番渡邊泰宣君。

○8 番（渡邊泰宣君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。

私もちょっと一般質問のほうをお休みいたしておりましたが、久しぶりということで、よろしくお願いします。

一般質問に入る前に、8 月に驚異的集中豪雨のため多数の死傷者と土地建物を失った広島市の関係者に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、今年の梅雨どき以降に西日本各地に長雨及び記録的な豪雨に見舞われた方々には、あわせて深くお見舞い申し上げます。

近年特に、日本各地で、想定外大雨による災害が多発をしております。また、大多喜町でも、昭和45年だったと記憶しておりますが、集中豪雨による大災害が発生したことは、皆さんも記憶に残っていることと思います。私も当時、用事で自宅からたしか大多喜方面だった

と思うのですが、出かけましたが、帰りにこの豪雨に遭い、近くの西小学校だったと思いますが、その辺まで車で来たんですが、帰れなくなりました。当時は、相当、時間当たり100ミリというふうに記憶しておりますが、相当の豪雨でした。

その時の状況としては、道路という道路は大体が寸断されて、当時、国鉄時代の本原線でしたが、線路は、下の土砂が流出され、垂れ下がっているところが数箇所、数箇所というか至るところで見受けられました。そんな中を、土手や流された道路の土砂の中を歩いて、私もちょっと山間地なもんですから、約6キロメートルの帰り道でしたが、約半日かかって家に着いたのを記憶に残っております。

そこで、災害といえればいろんな災害がありますが、ことしの2月に、近年にない大雪が発生しましたが、しかも、これ2月7、8でしたか、続いて翌週でしたか14、15だったと思いますが、連続の大雪に見舞われ、過去の記憶をたどれば、四十数年前に降ったと思います。当時、私も家でまだ農業をやっておりましたし、野菜用のビニールハウスも150坪くらいあったのかな、このときの大雪でやはり潰されてしまい、量としては、このときの大雪以来の量だと思います、今年は。あれから四十数年という月日になっておりますが、同じような豪雪に見舞われたわけでございます。

また、今回の雪の質を思い浮かべますと、量とそれから、何というのかな、湿っぽいような雪で、相当の重みがありました。そこで、今回の議会の一般質問に取り上げさせていただきましたが、この件につきまして、3月議会だったと思うんですが、先輩の野村議員さんから取り上げていただきましたが、また再度、私も取り上げさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1番目は、3月議会のときの、3月3日現在の説明がありましたが、その後、さらに被害等が報告がありましたかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 3月以降のハウスの被害状況ということでございますが、3月3日現在、鉄骨ハウスが6件、6棟、1,955平米、パイプハウスが42件、69棟、1万5,278平方メートルと3月議会において状況報告をさせていただきました。その後、国の申請期限の関係もありまして、防災無線などで周知を行い、4月末まで被害報告を受けました。最終的な件数については、パイプハウスが59件、87棟、1万7,487平方メートルとなり、3月3日現在と比較すると、17件、18棟、2,209平方メートルふえることとなりました。また、鉄骨ハウスについては、3月3日現在と変更はございませんでした。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいま、報告がありました、パイプハウスについてはふえていたということですが、このパイプハウスっていうのは、野菜用の施設ハウスなのでしょうか、それとも、水稻の育苗ハウスなのか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 育苗のハウスと、販売用のハウスと両方合わせてでございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいまの回答で、育苗のハウスと施設園芸用のハウスということで、ふえているようでございますが、また、災害復旧費用についても、助成金が出るものと出ないものがあつたように思われます。その辺で、多分、水稻の育苗ハウスについては、3月に入るともう早い方は種まきに入ります。そういう関係で、補助対象の申請になるかどうか、その辺の判断を待っていたのでは、間に合わないというような方も、何人かおられると思います。その辺の状況を伺いたいと思いますがどうですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 復旧工事を行ってよいか、補助金が出るのかという質問でございますが、工事の着工につきましては、施工可能である旨の文書を通知済みです。また、補助金については事業により違いますが、交付されます。今回の国庫補助事業は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業と、被災農業者向け経営体育成支援事業の2種類があります。

前者は、種や苗から育てるハウスに対して材料費全額を助成するもので、自家消費でも対象になります。対象件数は、申請者24人、29棟、2,672平方メートルです。事業の承認については、平成26年3月31日付で、千葉県農業再生協議会より申請者に通知済みであります。また、4月3日付で、大多喜町農業再生協議会から設置に係る留意事項についてという、設置に向けた文書を通知済みでございます。

後者の被災農業者向け経営体育成支援事業については、販売を目的とするハウスが対象で、撤去費についての負担割合は、国、県、町合わせて100パーセントの補助、また、材料費、設置費については、負担割合については、国、県、町合わせて90パーセントの補助の予定です。なお、残りの10パーセントについては、申請者負担となります。また、対象件数は、鉄骨、パイプ合わせて申請者23人、28棟、9,398平方メートルでございます。この事業につい

ては、8月12日付で工事の着工についてという、着工に向けた文書を申請者に通知済みであります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、雪害を受けられた方から、2番目の質問ですが、鉄骨ハウスやパイプハウスの復旧工事を行っていいのか。ただいま、多少触れていただきましたけれども、まだはっきりとその内容がよく伝わっていなかったかに思います。その方からの相談を受けたわけですが、これが8月の中旬だったと思います。施設の復旧費用や施設の撤去費用に対して、本当に補助金が出るのか、質問を受けておりました。この辺についての状況で、おこなっている方があるように思われましたので、この辺の徹底されないところがあったように聞いておりますので、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほど申したとおりなんですけれども、先ほど申した大豆・麦等生産体制緊急整備事業については、3月24日締め切りで、4月1日以降の施工ということで周知いたしております。それからもう一つの、被災農業者向け経営体育成支援事業については、6月補正で予算を取りまして、予算、補正を取った後、再三、県のほうに打診したんですが、着工について、8月7日担当者会議の席で初めてやってもよろしいですよという県のほうから回答をいただいたので、8月12日付で文書を出しております。

いずれも、補助金はさっき言ったとおりで、撤去費については100パーセント、材料費、設置費については9割、90パーセントの補助が出る予定となっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） たしか今、6月の何日とかってありましたけれども、その間、8月の十何日かでしたっけ、書類を出したってということですが、その間、何かちょっと間が、状況がわからないということの問い合わせだと思いますが、何か原因があったのでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 6月補正後、申請者に連絡をすればよかったんですが、県のほうの決定通知がまだ来ないから、施工はだめだということで、再三、県のほうに打診はしたんですけれども、8月7日まで回答が出なかったということで、補正予算成立後、そういう状況を申請者に連絡すればよかったと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいま回答がありましたが、問い合わせのあった人は、その間の状況っていうものがうまくつかめなかったんで、うまくっていうか、動きがとれないというようなことであつたので、そのいろんな状況等を間は余り開かないうちに対象者ですか、その方に報告をしていただければ、もっとよかつたんじゃないかと思います。

それでは、3番目の質問ですが、ことしの雪害については、特に雪の質が重く、また、後半ですか雨が降ったため、さらに重くなりハウスの倒壊、樹木の倒木などが多数発生しました。道路の通行止め等の箇所が相当の箇所にあつたと思います。このような雪害は、来年はないという保証はありません。また、あるという保証もないのですが、再度、同じような災害が発生した場合、道路の除雪を含め、町の対策をどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 2月の大雪は、複数の都県に被害をもたらした大災害となりました。被害を受けたハウスなどは、国が補助金の交付を決定した後、県や町も補助金の上乗せを決定したものであります。あくまでも今回の補助金は平成25年度中の雪害で被害を受けたハウスのみが対象となり、今後発生するハウスなどの被害については、今回と同様の補助金が交付されるのかは、現時点では決まっておりません。

そこで今後、町としては、被害防止に努めるため、気象予報などを注視し、場合によっては、防災無線などで注意を呼びかけるなど、情報の発信や関係機関と連携を図りながら、必要に応じた対応をしてまいりたいと考えます。

また、現在、産業振興課で管理をしております、基幹農道については、山間部を通行する起伏の激しい比較的カーブが多い路線であります。また、樹木などが道路に覆いかぶさって、日陰の箇所も多いため、雪が降った後の凍結など大変危険な状況になっています。そのため、早目に通行止めなどの対策をとり、除雪などについても関係機関と協議をしながら安全対策に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいまの回答であります、予防的な注意っていうんですか、その辺の対応ということではあります、発生してしまったときの対応を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 発生してしまった場合は、国・県と補助金等の関係で連絡をとって、被災者にも連絡をとってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ことしの場合は、いままでになかった急な災害でありますから、対応等については大変だったと思いますが、あるニュースの中では、災害の費用について、市独自でたしか2,000万円とか、そのくらいのものを用意して対応するというようなところも、早々と報道されたような記憶がございます。

その辺についても、大多喜町では、そういうような緊急的な対応というか、当然、起きてしまうと、それに対しての費用はどうしても発生すると思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 補助金につきましては、あくまでもハウスは個人の施設でございますので、国・県の補助事業を十分に利用して、やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうすると、あくまでも町としては、前向きに早く迅速に対応すること、これは、今のところできないということですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 迅速にできないということはありませんが、そういう補助事業等を県等に聞いて、被災者にまた連絡していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） できれば、私の個人的な考え方かも知れませんが、今年度はともかくとして、次年度以降のことについて、それなりの準備金というのですか、そういうものについての用意とか、そういうものは考えていないですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その件につきましては、また関係課等と協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 農業施設等については、回答で大体わかってきましたが、道路の件ですね。道路の除雪、今回、除雪とそれから倒木の除去について、特に、倒木の除去については、非常に、普通に立っている木を倒して処理するというようなことには、なかなかいかないと思います。危険性も伴いますので。

とにかく、除雪のことについては、各地区によってトラクターに除雪機を取りつける、簡易の除雪機ですか、そういうものをつけて委託してあると聞いておりましたが、この辺で、私の地区の除雪状況を見ますと、そんなに多くない雪でしたら、楽に除雪できるようでしたが、今回みたいな多量の重い雪に対しては、動きがうまくとれないと、能力が十分に発揮できないような状態であって、なかなか作業者も苦慮しておりました。

この辺で、この除雪の委託をしてある条件をちょっと伺いたいと思います。例えば、その地区の全地区なのか、あるいは一部限定されておるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただ今の委託の内容ということでございますけれども、これは、トラクター、大型トラクターに付随してつける除雪機があるかと思うのですが、大型トラクターにつけて除雪する機械があるんですが、それを大型のトラクター所有の8名の方々に、委託しまして契約してやってございます。

また、本年の雪は非常に重かったということで、容易でなかったというようなお話ただいま、ございましたけれども、主要路線につきましては、町のほうで対応はしてございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいま、主要路線ということで回答ありましたが、同じ町道でも、やってあるところとやらないところと見受けられましたけれども、どういう範囲でその主要路線というふうに決めてありますか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 1・2級、あるいは、個別に孤立しそうな箇所、交通量の多いようなところを優先的に主要道路ということで町直営でやらせていただいています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ちょっと私も認識不足で、申しわけありませんが、1・2級っていうと、とにかく今回の雪の量からいうと、西老地区は甚大な雪の量だったと思いますが、この辺の1・2級って町道の、どこが1・2級なのかその辺ちょっとわかりましたら。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 細かい場所の1級がどこどこ、2級はどこどこというのはちょっと持ってないのですが、まあ、1級で言いますと、主要で、中野大多喜線とかは1級とかになっていますね。湯倉西部田線とかですね、黒原上野線、これも多分1級、あの平沢のほうですね。

（「ああ」の声あり）

○建設課長（末吉昭男君） ええ。とか、非常に交通量の多いところから、1級、2級、3級、そしてまた、各区内の細い道路に入っていくと、4級というような形で大体区別してございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、自分のところばかり言って、本当に申しわけないのですが、一番目につくので、例として聞いていただきたいと思います。今回の雪の除雪については、うちのほうの地域は、もうとても手でやるような状態ではないし、かといって、若い人も今、地元に残っていないので、その辺で困っておりましたが、たまたま、先ほどのトラクターについては、何か、弓木から平沢のあの間の区域っていうふうに聞いておりました。能力的にはちょっとトラクターの出力がやっぱり18馬力ぐらいのトラクターでしたか。やっぱりちょっと難しいかなという、もう少し大きなトラクターでなければ、ちょっと能力は発揮できないのかなというように結果的に思いました。

その辺で、平沢地区も距離が結構長いですね、平沢。その間の除雪っていうことは、町のほうからもお手伝いいただいた記憶はございません。幸いに、2軒ぐらい、ミニユンボを持っておりましたので、2トン、3トンクラスの、その方が自発的に出て、除雪をやっていただきました。その辺は、今回2回積雪があったので、最初の積雪については、本当のボランティアということで、毎回毎回そうしてもらっては、ミニユンボの持ち主には本当に申しわけないということで、区の役員の方が相談して、多少なりとも、燃料費ぐらいはということで、区のほうで工面しましたけれども、その辺について、まあ平沢ばかりではなく、い

ろいろ聞いてみますと、紙敷地区の中野から紙敷に抜ける道路とか、あるいは、そのほか相当の降雪があったところについても、どういう状況でやったか、余り詳しい話は聞いておりませんけれども、その辺で、もう少しこの対応ができたらなあというようなことも、今、思っている次第でございます。

今回も、その辺でもう少し、手を差し伸べていただけたらということで取り上げましたが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 確かに、各区で重機をお持ちの方には大変ご協力いただけたかなとは思っております。当区にもそういう方々、職人さん方いらしてまして、お手伝いをさせていただきました。

それと、今後ですね、さっきからおっしゃっているように、いつまたこういう災害が、大雪とか、倒木関係とかあるかわかりませんので、その辺の対応策ということで、そのトラクターとかミニ重機をお持ちの方という方だけでなく、町内に土木業者、大手4社ございますので、その業者の方々とも今後協議して、ご協力いただけるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 除雪のことについてはわかりましたけれども、私も地区で、1カ所倒木がありまして、この辺の処理なんですけど、とりあえず、一時的には通行どめになりましたけれども、地元の人が2名か3名出て、とりあえずの車の通れるような、枝ですか、その辺の除去はしましたけれども、その以降について、車が通れるからということもありましたけれども、なかなか思うように町のほうに要請してもできないと。確かに、ほかに優先するところも結構あったと思いますが、その辺の対応をもう少し、何とかできないのかなということでありましたけれども、その辺でどうでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 大木が道路におちてなかなか通行できなかったということで、ございますけれども、対応がおくれたことは、大変申しわけございませんでした。今後、そういう支障物件が道路におちた場合、できるだけ早目な対応をとれるようにしたいと思いますので、その辺でご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○8番（渡邊泰宣君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 町道につきましては、以上で終わりたいと思ひますが。

あと、もう1カ所、困った案件がありまして、林道にかかった橋なんです、その辺で、これは平沢ばかりでなく何箇所か西畑でもあったようでございます。中野の地先のこれは橋ではないのですが、そういうところとか、あとは、紙敷方面でも、橋ではないんですが倒木のために水がせきとめられて、農地が削られちゃうというようなところもあったようです。

その辺の除去なんです、私の部落の橋にかかった倒木した流木ですね、それが橋に引っかかっちゃって、とにかく相当の量であったので、もう手をつけらるような状態ではなかったと思ひます。我々が簡単に除去できるような状態ではありませんでした。関係者及び区の役員とも相談して、なまじできない人がやってけがでもしたらということで、業者を頼んでやりましたけれども、この辺も、その費用については、見積りが17万円ぐらいで、実際に支払ったのが、安くやっていただきまして13万幾らかということでやっていただきました。

この辺の費用についても何とか町なり、県なりで見てもらいたいという希望でお願いしましたが、これもやはり対応できないということでありましたが、この辺について大多喜町として県なり何なりに要望をしていただけたと思ひますが、どの程度の要望をしたのか伺いたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 平沢の橋の倒木の除去でございますが、県のほうに依頼しましたところ、専用車でやってくれということでございました。あの路線については、農道でも林道でもございませんで、過去に該当しない道路ということで、1.2メートル以上あれば農業用施設災害で該当になるということで、一応農道ということで過去には災害復旧を行いました、倒木、流木の撤去については、該当する事業がなく手だてがないのが実情です。今後は、国の災害復旧事業や町の単独の災害復旧事業、あるいは、復旧材料の資材、機材の支給などで対応できるものがあれば、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいま、最後のほうで、予算ってということで回答がありましたけれども、ある程度こういう面の、農林道関係というか、この辺の予算というのは見てあったのですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 災害復旧事業については、国の災害復旧事業がありましたので、予算については、国の災害復旧事業ですけれどもありました。あと、材料の支給については予算はもうありませんでした。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、災害復旧事業っていう県からの予算も、言葉は悪いですが、話の持っていく方によっては何か出せたようなというニュアンスはなきにしもあらずですが、何とか、その辺のところを、町が負担するばかりでなく、県のほうからも見てもらうというようなことでやってもらえれば我々も幸いだと思いますし、できればそういうところでお互いに負担のないようなやり方でできたらいいなというふうに思っております。

先ほどもお話をしましたけれども、最後に、再度このような同じような災害が発生した場合に、今の橋のこともありますが、特に橋のことについては、さっき言った1回業者が除去しましたけれども、その数日後にまた大雨が降った日がありまして、最初ほどの量ではありませんが、今現在も流木が橋に挟まっている状態であります。

関係者にも、部落もそうそう出費するわけにもいかないから、お互いに話し合いで何とかできないかということで対応する予定であります。この辺を含めまして、本当に前にも話しましたように、こういう災害っていうのは、来年起きるっていう保証もありませんし、起きないっていう保証もありません。その辺で何とか、費用の、例えば基金とか、そういうもの、災害を含めた基金とか、そういうものについて予算化できないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今回、平沢の基幹農道については、除雪に際しまして、予備費を使わせていただきましたけれども、この流木の除去については、該当する事由はないということで、もしそういう災害が起きても、今のところは河川管理者に相談するのが一番妥当だと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） こういうものにつきましても、どうしても手作業ということでは不可能な作業内容ですから、どうしても機械に頼ることになりますし、安全面からいってもやっ

ぱり機械でやらないと危険性も伴います。その辺で、何とかこの来年度以降にそれに向けた、全額の費用ということは言うつもりはございません。区でも全額をということを希望してはおりませんし、できれば多少なりとも町からの援助がいただけたらということでもあります。

また、平沢以外の地区の方でも、そういう道路災害以外の方で、いろいろ災害を受けた農業施設及び中山間に多いのは、竹山ですね、大多喜はタケノコの産地であります、その辺の竹山の倒れた竹ですか、その辺についてもみんな何とか、多少なりとも見舞金でも、見舞金のような形でもいいから、あつたらありがたいなあというようなこともありました。

その辺のことも含めまして、これからの災害に対して、何とかその辺の予備費というか基金というか、その辺のものを用意できたらというふうに思います。これは、住民の希望でもありますので、その辺を含めましてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、雪害については以上で終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） 続いてどうぞ。

○8番（渡邊泰宣君） それでは次の、ごみのリサイクルについて質問させていただきます。

ごみのリサイクルに関しての質問ですが、これは、以前、前回だったかその前だったかちょっと記憶が定かではありませんが、野中議員さんからこれについてはありましたが、私からも再度、質問させていただきます。

この件につきまして、私が興味を持ったのは、町外在住の方で、町内で仕事をされている方から、私、直接言われたわけではありませんが、女房を通して話を持ちかけられました。

大多喜町では、リサイクルとして扱っていないと思われるものがありますが、ある新聞にこんな記事が載っていますよと。内容は、子供たちの声から生まれた、体操服のリサイクルです。これは、関東ではなく関西の京都市在住の写真家・環境プロデューサーの方が小中学校で環境学習の講師を務める中、体操服のリサイクルを発案、キャッチフレーズとして、体操服！いってらっしゃい、おかえりなさいプロジェクトという形にしました。2010年4月、これは、議員の皆さんにはちょっと資料としてお配りしましたが、その中の一環として参考にしていただきたいと思います。京都市立御所南小学校です。1年生から取り組みが始まったようです。京都市内の52の小中学校が参加して、滋賀県や神戸市にも参加校が合わせておよそ100校になったようでございます。

授業の中で、講師の着ているポリエステルの服を紹介しました。着古した後に、製造業者に持ち込むと再生利用されて、何度でも新品の服へと生まれかわるというものです。この事業の後に、6年生の女の子2人が職員室に訪ねてきて、私たちも永遠に捨てない服が着たい

ですと、その一言がきっかけになって、いってらっしゃい、おかえりなさいプロジェクトが始まったそうです。

この取り組みに興味を湧いたのは、何よりも環境負荷を減らす効果です。記事によると、ポリエステル繊維を石油からつくる場合に比べ、エネルギー消費と二酸化炭素排出量をそれぞれ8割減らせるようです。小学生の平均的な体操服1着で約30リットル、これをつくるのにドッジボール8個分の二酸化炭素が減らせるそうです。石油からつくるよりは再生したほうがこれだけの量の二酸化炭素が減らせるそうです。

京都市内の小中学校は、各学年に1万人の児童がいるそうです。春の卒業で全員が体操服を捨てるとすれば、小学生30リットルのごみ袋で400袋、中学生が上下のジャージもあるので1,000袋にもなりそうだということです。ごみの資源減らし、資源に変えることにもなります。保護者から、子供の思い出の詰まった体操服が生まれ変わるならと共感の声が寄せられるということだそうです。

そこで、1番目の質問として、今現在ポリエステル系を含む一般衣料は、可燃ごみとして可燃収集日に一般家庭から出されていると思います。この場合、収集後そのままいすみ市のクリーンセンターへ配送されると思いますが、焼却されてしまうのかどうか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ごみのリサイクル、1つ目の一般衣類が可燃ごみとして焼却処理されているのかについてお答えをさせていただきます。

一般衣類や布類は大多喜町のごみの正しい出し方、改訂版で示しているとおり、可燃ごみとして毎週月、水、金曜日の3日間、収集運搬されまして、いすみ市のクリーンセンターで焼却処分されています。そのほか、本町の環境センターでは、持ち込みごみとして取り扱ってもおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、一般の家庭から収集されたものについては、クリーンセンターへ搬送されるということですが、持ち込んだ衣類については、分別されているのかどうか、あるいはポリエステル系とまた、可燃してしまうものと分別されているのかどうか、伺いたいと思いますが。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 持ち込みの場合は、先ほども言いましたように、環境センタ

一のほうに町民の方がお持ちになります。そういう場合には、分別を行っております。それは、ポリエステルだとか、通常の衣類類だとか、そういうものに分けるのは難しくて、ある程度、資源ごみとして扱えるような形で、こん包するといいますか、縛るといいますか、十字に縛って保管をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その辺の、保管してあるとありますが、いずれはどこかに搬送されると思いますが、その利用方法というのは、どういう方面に利用されるのか、いいものと悪いものとあると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 利用方法といいますと、例えば、先ほど渡邊議員さんが言われたように、京都のほうでは、その体操服がある程度、目的を持って再利用されているということでございますけれども、環境センターに持ち込まれたものについては、それはあくまでも、再資源化を図る意味で業者に引き取っていただくと。じゃ、それから先、焼却はしませんけれども、どのような形でそれが再生されるのかっていうのは、私のほうではわかりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それではわかりました。

可燃ごみの2番目の、可燃ごみの減量化の観点から、衣類を分別収集するかどうか伺いたいと思います。これは、今、回答ありました。また、分別収集ができないとするならば、その理由を伺いたいということですが、大体のことは伺いました。

それでは、3番目も同じような質問なので省略させていただきます。

4番目の環境センターで取り扱っているごみの中には、再資源化できるごみも相当数あると思いますが、昨年の実績で、金額にしてどのくらいあるか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ご質問の2、3はよろしいということですので、4つ目の環境センターで取り扱っているごみの再資源化を図った実績についてお答えをさせていただきます。

まず、アルミプレス、これは、アルミ缶、それからスチール缶ですけれども、年間で53ト

ン、金額にしますと352万9,000円。不要金物類これはアルミガラ、粗大鉄、こういったものなんですけれども、年間70トン、金額にしますと195万2,000円。それと、古紙類ということで、これは、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、先ほどご質問いただきました古着、これも含めております。これを合わせますと年間270トン、金額にしますと269万1,000円。あと、空き瓶等ですね、空き瓶関係、これは一升瓶だとかビール瓶があるわけなんですけれども、本数にしますと、この使える分ですね、この分については2万4,000本。そのほかに無色のガラス残渣、もう割れちゃったものですね、無色のガラス残渣が大体30トン、年間30トン、金額は非常に少なくこれ8万5,000円です。それと、ペットボトル、ペットボトルは年間で35トン、金額にしまして141万3,000円。あと、BDF、これはバイオディーゼル燃料なんですけれども、980リットル、金額で7万3,000円でございます。そのほかに、不要物品といたしまして、小物類、それから自転車、小型家電がありますけれども、これらが年間で20トン、それに、廃食油がドラム缶で41本、1本200リットルですね、41本、金額にしまして35万6,000円。あと、再商品化合理化拠出金というのがありまして、これは、プラマーク製品になるわけなんですけれども、品質により拠出金を市町村によって配分されるということで、これは、日本容器包装リサイクル協会がやっているんですけれども、この分が年間で1万2,000円、合わせまして金額にしますと1,011万1,000円という数値になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 自分の想像した以上の、この再資源化をした場合に、金額が収入として入っているようです。その中で、廃食油は、これはBDFに使えないもので、廃食油として処理しているんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） この廃食油なんですけれども、精製をすればBDFになります。ただし、BDFに全てしちゃっても需要がない場合に、またそれが時間がたってしまうと変化をしますので、精製した後はなるべく早く使うということになっていますから、それらが例えば、希望がない場合に、先につくっておくというわけにはいきません。そういう場合には、今言ったように、廃食油としてドラム缶に入れて業者に引き取っていただくということになっております。大体1本2,000円ですね。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君に申し上げます。

申し合わせの持ち時間、残り 5 分となりました。

8 番渡邊泰宣君。

○8 番（渡邊泰宣君） それでは、ちょっとまたもとに戻ってしまいますが、学校関係にちょっとお伺いしたいんですが、このポリエステルの再利用ですか、この辺について、私もこれ大分興味を持ったのですが、この地域ではまだそんなに普及はしていないようです。ですので、この辺について、前向きに考えていただけるかどうかちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、前向きに考えさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8 番渡邊泰宣君。

○8 番（渡邊泰宣君） この辺で、近隣では何か睦沢町でもそういうことを手がけているようなことを聞きました。私もそこら辺のところを調査していなかったんで、ちょっと伺いたけれども。

ありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） 以上で渡邊泰宣君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 1 時 5 6 分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 9 分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、11 番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11 番（野中眞弓君） 11 番の野中です。

私は、今回の一般質問は、住民がこの町で暮らして本当によかったと安心・安全を感じられるまちづくりにしたい、そういう思いで組み立てました。

1 点目ですけれども、子供の医療費の助成、先ほど山田議員の質問に対しての答弁で、来年度の12月から今から 1 年と 3 カ月後に始めるという答弁がありました。私は、今すぐにて

もやっていただきたい、町の中学３年生までの計画は今のところわかりましたけれども、このことについて改めて伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、課長は、条例の改定の手続はすぐには難しいとおっしゃいましたけれども、普通は、条例の改定の手続にどのくらいかかるものなののでしょうか。

それと、全部言っちゃいますね。

ほかの機関、県とか国保連とかのほかの機関との調整も難しいと、すぐにはという返事でしたけれども、これは通常どのくらいかかるものなののでしょうか。

３つ目なんですけれども、もう一つ、ほかの機関と調整の必要のない償還払いにしたときって、どのくらい準備にかかるものなののでしょうか。

その３点についてお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今、野中議員さんのほうから、午前中の山田議員さんの質問に対してのご質問がございました。

１つは、県との調整ということで。

（「条例の改定です」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 条例の改定につきましては、事務的には。

（「あしたにでもできる」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） １週間程度、決裁をとりますので、その程度で事務手続はとれると思います。

県のほうの調整につきましても、県とだけであれば、２カ月程度の調整で済むんではないかと思います。

（「すみません、もう一度、どのくらいで」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） １カ月から２カ月の間で大丈夫だと思います。

（「最初の２カ月で」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） はい。それと、償還金の関係ですね、償還払いの手続関係、これは、県と同じですので、そういう連絡をして調整をしていただければ、可能だと思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ２カ月もあれば手続上は完了するということですね。じゃ、あとは、

財源の問題なんですけれども、私は、決算書をずっと見てみますと、25年度の新しい決算書も含めてですが、本町では、基本的に簡単に言うと、繰越金が2億前後、2億から3億の間、毎年残しております。そのほかに、基金への積み立てがこれは年度によって違うんですけれども、23年度は主なもので8,200万円の基金積み立てがあります。これ奨学金が入れてありません、別会計だと思っておりますので。24年度は5,500万、そして25年度のまだ承認されていない決算なんですけれども1億5,500万ほどの積み立てがあるわけです。そうすると毎年3億円以上のお金を残しています、一般会計で。1割までとはいいいませんが、予算額の5パーセントを超えて残しているわけです。この中で先ほど、中学3年生まで新たに入れると幾らかかるかという質問に対して500万円程度だという答弁がありました。十分に財源は一般財源だけでもできるわけです。来年の12月にやるのと、ことしの12月にやるのとでは、500万円の差でできるわけです。前倒し十分できるわけです。

それで住民がやっと世間並みになった、この町で暮らすのも悪くはない、子供に戻ってこいよ、苦しかったらって言えるかもしれません。そういう点で、子供の医療費の無料化中学3年生まで、ことしの12月から条例の整備も間に合います、お金も手当てできます。やる気はありませんか、これは町長に答えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変厳しいご質問でございます。

確かに、基金の話をされますと、基金というのは、毎年積めるものではないんですね。これは非常に不安定なものでございます。ですから、積めるときに積むということでございますけれども、一方で、そういう毎年決まって支出するものについては、これはもう安定的に支出するものですから、それはやはり、慎重にやるべきだと思っております。ですから、基金があるからといって、500万円ぐらいはいいではないかということではないと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 基金を全部取り崩せということではありません。毎年、3億円以上のお金が余って、それを基金に振り向け、繰り越し、来年度の分の調整に使っているわけで、3億の中の500万だけ早く使ったって、大多喜町の職員の皆さんはとっても慎重だから大多喜町は近隣に比べて財政が安定していると伺っております。合併しなかったのもそういうことがあったから安心して私たち町はやっていけるということで、私たちは合併に反対いたしました。けれども、今見てみると、合併した隣のいすみ町が随分、庶民は暮らしやすくなっている。えっ、ていう気がないでもありません。

何としても、やってほしい。私は、先ほど聞いていて、今まで、子供の医療費の中学3年生までそっぽ向いて県以上のことはしませんって町長おっしゃっていました。それをやっと住民の方を向いてくれたかな、前向きになったかなって、でも、一步前進ではまだありません。もう周辺はどんどん進んでいるわけですから、ほかがやっているからうちもというわけではありませんけれども、町民はほかとの比較で町政を見ております。ぜひ、ことしの12月実施ということで頑張っていたきたいなと思います。

もう一つなんですが、私はこれが中学3年生までが最終目的だと思っておりません。大多喜町は子育てに大変お金のかかるところです。高校にやるにしても、地元の高校、交通費の少ない、かかるのが少ない地元みんなが行けるわけではありません。交通費の高いいすみ鉄道を使って、出ていく子供たちも半分くらいはいるのではないかと思います。そういう面では、夷隅郡市の中では厳しい土地柄だと思います。ですから、子育て支援に、力を入れたい。せめて、子供が親元にいる間、医療費を無料にしていきたい。これ、高校3年生までって書きましたけれども、18歳の春まで、仮に高校に行けなくて就職している子供たちでも温かく見守ってあげたいと思います。

どのような、いつごろ高校生までの医療費の無料化が実現できるでしょうか。

計画ですから、どちらでも構いません。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） ただいま、高校3年、18歳の春の3月31日までということでありましたけれども、ただいま中学3年までの通院についてということで、今、進んでいるところですので、高校3年まで、18歳ですね、については、計画といたしましては、今のところ、まだ考えてないところです。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほど、課長も8月1日現在のよその自治体、千葉県内の自治体の無料化の実態をお話しになりましたけれども、その資料を私も引っ張り出しました。2年前、高校生までやっているのは、いすみ市が高校2年生までで1市でした。2年たったことしの8月の資料ですと4市町になっています。そしてさらに、新聞報道などを見ますと、隣の長南町と利根川沿いの神崎がこの12月から高校3年生までやると、ものすごいスピードで、高校生までの助成をしようというのが進んでおります。中学3年生じゃなくて、一気に来年の4月から、ことしの12月から中学3年生までやって、来年の4月から高校生までなんていう

のも格好いいと思うのですけれども、どうでしょうか。

大多喜やるっていう名前を売るにはすごくいいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今、野中議員から応答がありましたけども、そこでそういうものが、できるということが話せればよろしいんですけれども、今のところはそこまで考えておりませんので、了承願いたいと思います。

よろしくお願いします。

（「心の中ではやりたいと思っているんでしょう」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ぜひ、本当に、みんなで若い人たちを応援することが、今、求められていると思うんです。それで、ここで今までもぼちぼちと、18歳までということは言っていたんですけれども、なるべく早いうちに中学生や高校生を持っている親御さんは、うちの子がいる間にやってくれてきつと思っていると思うんです。そのことについて、自分のうちに子供がいない人達も、そりゃあいいことだって私は全町的に支持される事業だと思いますので、よろしくお願いいたします。

その次にいきたいと思います。水道料金の引き下げについてお願いいたします。

大多喜町の住民の方の願いっていうのは、やっぱり、公共料金が高い、国保何とかしてくれ、水道料金何とかしてくれ、介護保険何とかしてくれっていうのが大きな要求になっています。水道料金の引き下げを検討していただきたいという思いで質問したいと思います。

7月の新聞で、県営水道の統合の問題について話し合いが持たれたという記事が載ってありました。数年前からこの問題は起こっておりまして、ただ、今、安い供給地のほうから反対が出たりして、なかなか一筋縄ではいかないというふうに聞いておりますけれども、県営水道との統合計画の進捗状況について簡単かつ明快にご答弁願います。

そして、聞かれても、言われても何もないところで数字を出されても、年代を出されても、実はなかなか記憶に残りません。議会が終わったら、全員協議会をもって、このことについては町民にとっても非常に関心のあるはずのことですから、改めて、資料をつくって説明会を開いていただきたいというもとに、説明を簡単をお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道料金の引き下げということで県営水道の関係なんですけど、簡単にということでございますが、これは、ある程度、説明をしないとご理解をいただけない

いんじゃないかなと思いますので、私、答弁するためにつくってまいりましたので、それをちょっと話させていただきます。

(「かなり割愛しながら言ってください」の声あり)

○環境水道課長(川寄照恭君) 1つ目の県営水道の統合計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

県内水道の統合広域化の目的は、水道事業体の運営基盤の強化、災害等の緊急時対応、用水供給料金の格差縮小等広域的に対処し、将来にわたり水の安定的な供給を図るものでございます。県は、県内水道用水供給事業体の水平統合を目指し、まずは、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体、これは企業団になります。と、県営水道との統合を進め、市町村等が担う末端給水事業、これは、市町村の水道事業という意味になります。についても、統合広域化を促進するものでございます。いわゆる、企業団関係と末端給水事業体いわゆる大多喜町の水道事業だとか、いすみ市の水道事業だとか、そういうのも一緒にやるんだよというのが大きな目的でございます。

第1ステップといたしましては、経営統合で、県が県営水道地域、九十九里地域、南房総地域の事業を運営いたします。

第2ステップ、これは、事業統合となります。会計を一本化し、用水供給料金の平準化、いわゆる料金を平均値、一定値に近づけるっていうことになります。を図りまして、料金平準化のために必要となる新たな財政措置については県と九十九里、南房総地域の市町村で負担する、あわせて末端給水事業体の統合についても、検討を進めていくものでございます。

例えば、夷隅郡市で1つになると、水道事業を一つにするというようなことが1つの例としてあります。

第2ステップの事業統合となった場合は、市町村への県からの高料金対策補助金、大多喜町は、25年度で7,380万いただいております。は、なくなります。南房総地域の用水供給料金、これは下がります。7月25日に県総合企画部長が来庁いたしまして、町長への説明がありました。また、7月30日の南房総広域水道企業団協議会定例会終了後に県より各首長に説明がありました。県営水道との統合、広域化については、多くの時間を必要といたしますが、進める方向で合意された状況でございます。

進捗状況としては以上でございます。

○議長(小高芳一君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) はい、よくまとめてくださいます。少しわかりました。改めて資

料を添付して説明会を開いてください。

先ほど、２段階でやると高額対策費は出なくなるけれども、供給単価が下がるというのは、大多喜町の場合は、水道料金も下がるというふうに受け取りました。もし下がるとすれば、大体、どのくらい下がるんでしょうか。それと数値目標として、その統合、第１ステップはいつぐらいまでやる、第２ステップはいつぐらいまでに終わらせようという数値目標は出ているんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 料金がどのくらい下がるかということでございますが、現在、南房総水道企業団の基本料金は、162円97銭、1立方メートル当たりですね。

（「消費税込み」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） 込みではありません、税別です。

（「別」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） はい、それで、これが例えば、第２ステップの事業統合までいった場合に初めて、先ほど説明いたしましたように平準化が図れるということですから、第２ステップまでいかないと、料金の下がるのはありません。もちろん、高料金対策もなくなるといことになります。じゃ第２ステップまでいった場合には、どのくらいになるかということなんですが、先ほど南房総の基本料金を申し上げました。そうすると、下がる分が、九十九里では大体49円下がります。南房総地域、料金が高いですから、こちらのほうでは、93円28銭1立方メートル当たり下がります。そうすると、この企業団の単価的なものは幾らになるかといいますと、1立方メートル当たり70円程度になろうかと。これは、あくまでも試算です、なるかと思えます。162円なり3円のものが70円ぐらいになるだろうという試算です。そのかわり、高料金対策はなくなりますよということになります。

それと、第１ステップと、第２ステップ、時期的なものですけれども、第１ステップは先ほど言いましたように高料金対策がなくなるということではなくて、あくまでも経営統合ですから、これについては企業団の関係になります。ですから、早ければ、年度内ぐらいにはいくんじやなかろうかなと。

（「年度内」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） ええ。26年度内ぐらいにはいくんじやなかろうかなと、県のほうでは、年内にという目標は持っています。

ただ、第２ステップが問題です。いわゆる高料金対策補助を全部県内なくしちゃうわけで

すから。九十九里よりも南房総地域のほうがもらっている自治体が多く、なおかつ金額も高いです。だからそういうことで、第2ステップへいくためには、末端給水事業体、さっき言ったように大多喜町も夷隅郡内で一つになるとか、そういうことがないと、第2ステップまではいかないと、だから、かなり高いハードルだろうということで、これは、時間はまだまだ、というのはなぜかという、それぞれ水道事業体の持っている施設、料金、それから、何ていいますかね、新しいとか古いとか、努力目標だとか、みんな違いますから、それを一つにできるのかということになると、得するところと損するところが当然出てきますから、その辺で1本化が図れるのかっていうのは非常に大きな問題で、これは、時間がかかりますよと。じゃ何年先なんだというのは、私のほうでもお答えができません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県のほうはその辺は、明確に、やはりしていないんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） そうですね。例えば県のほうでは、今この時期に、例えば夷隅郡市にしても南房総地域にしても人口が減っております。その中で、それぞれの事業体は施設を持っております。それを維持していくためには、かなりの費用もかかってくるだろうし、水道の料金自体も下がってくるんじゃないかなっていうことで、今、てこ入れを入れないと、統合は難しいんじゃないかということで、力を入れております。ただ、その最終的な第2ステップまでいくためには、県のほうでも、できれば早くしたいという考えあるんでしょうけれども、明確にはしておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 料金が下がるであろう第2ステップは、絵に描いた餅に終わるかもしれないわけですね。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 絵に描いた餅になるかどうかはわかりませんが、一応、各首長さんも全てその推進については前向きに考えていらっしゃると思いますので、その方向ではこれからも小まめな調整なり説明なりしていられると考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それまでの間、買う単価が半分以上になるまでの間、やはり高い水道料金に対しては、町独自の対策が必要だと思います。

例えば、もうご存じだと思いますけれども、空き家にしておいて、栓を断っていなければ、県営水道だったら、1月410円で済みます、維持費が。大多喜町だったら1,857円かかります。2月分ずつ集められますから、県営水道だったら820円、町だったら3,714円黙っていても払わなければなりません。10トン使ったときどうか、県営水道だったら月1,026円、大多喜町だったら2,364円、20トン使ったらどうか、子育て最中の洗濯を毎日二、三回しなきゃいけないというお宅なんかは本当にたくさん使うと思うのですが、20トン使うと県営水道だったら2,646円、町だと4,902円、ほぼ5,000円、県営水道と町水道では半分というか2倍というか、そのくらいの差があります。

特に、前にも言ったことあるんですけども、基本料金、基本水量まで使わないことが多いんだ、基本水量を少なくして、基本料金も下げてくれと言う声が多く聞かれます。その辺の対策できないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） かなり詳しい数字をお持ちだと思います。

（「主婦ですから」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） はい、多少違うのもあるんですけども。

大多喜町の場合ですね、空き家の場合、これは、給水停止をしていただければお金はかかりません。ただし、蛇口1本でも使いたいということで、使われる場合には、これは当然、基本料金というのはかかります。これは、先ほど野中議員が言われていましたように、1カ月だと大体1,857円、2カ月で徴収をしますから量水器のメーターの使用料も含めると3,714円というのは全く同じ数値でございます。

あと、県水と20立方というのがあったんですけども、県水の場合だと、大体20立方使うと2,570円、大多喜町の場合だと4,766円ということで、若干野中さんと数値と多少違いがありますけれども、

（「勝手に消費税を込みでやりましたので」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） はい、わかりました。

これで、先ほども出ましたように、仮に10立方でいきますと県水が990円、それと大多喜町が2,299円ですから、大体県水の2.3倍くらいになろうかと思います。だから高いということで、後でまた、質問と重なってしまうかもしれませんが、県下では4番ぐらいの料

金の高さとなっております。

だからこの基本料金を何とか下げる方策といいますか、あれはないかということなんですが、現在のところ、十分に企業会計が成り立っているわけではありません。一般会計からも7,500万円ほどの貴重な補助金をいただいております。まずはそちらのほうを少しずつでも減らしていこうというのが、まず、水道事業会計のほうで今、取り組んでいるところでございますので、基本料金を下げるという考えは、ありません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、7,500万、町のお金をつぎ込んでいても、町の会計は比較的良
好。それをさらに、住民負担をそのままにしておいて、町の財政をとっているのではなくて、町
の財政負担はそれで、住民負担を減らすという方向で私は検討していただきたいと思います。
それは、とりあえず今の段階の要望ということで、この問題については終わらせていただき
ます。

3点目の質問ですが、3点目は、ごみの減量化についてです。

前回、温暖化対策の一環として生ごみの分別収集処理化を求めました。既に、全国的には
取り組んでいるところが少なくありません。多くは、堆肥化が多いのですが、メタン化して
ガスを燃やして発電というところもふえております。そのことで、地域の活性化につなげて
いる自治体も少なからずありますが、前回の質問のときは、経費もかかることだから、当面
は考えていないという答弁がありました。燃やすために経費をかけて、温暖化に拍車をかけ
るのか、燃やさないためにお金をかけて温暖化と活用を図るのか。

私は、やはり今一番大事なことは、何よりも私たちが生かされているこの地球を、少なく
とも今の状態で若い世代に残しておくこと、それは、人間だけの問題じゃなくて、人間がこ
うさせたわけですから、地球のほかの生物に対しての人間の責任でもあると思うんです。で
すから、お金がかかっても、ごみを灰にするためにお金をかけるというのは、大変、もった
いないことだと思うんですね。今、大多喜町がごみ処理の問題を考えると、広域のごみ
処理計画と無関係に考えることはできないという面もあります。ですから、広域ごみ処理建
設の計画の現状報告を求めます。

というのは、今いろんな少し大きい工事で、大きい建設会社絡みの仕事ですと資材の高騰、
人件費の高騰、それともう一つは、もう人が手当てできなくて不調に終わっているというこ
とがあります。それでもって、今までの計画の中で、計画がこういう状況の中でできるのか。

もう一つは、ごみ意識に対して、私は、先ほど渡邊さんも、もっと減量しようよっていい提案をなさいましたけれども、ごみを減量しようという意識は、徐々に徐々に深まっていると思います。

人口減があります。ごみは必ず減ります。今まで立てた計画というのは見直さなければならぬのではないかと、そういう考えがあります。そこで今、広域が29年稼働を目指して、ということをおっしゃいますが、そういう時期的なことも含めて、どうなっているのか簡単をお願いします。

このことについても、改めて説明会を開いていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 広域ごみ処理の関係も非常に重要なものですから、非常に簡単に説明というのは難しいことでございます。

そういうことで、なるべくわかりやすくと思ひまして、まとめさせていただきましたので。

（「はい、お願いします」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） では、1つ目の広域ごみ処理建設計画の現状についてお答えをさせていただきます。これまでの主な経緯といたしまして、昨年の12月までに夷隅地域環境循環型社会形成推進地域計画の見直しを行いました。ごみ処理施設の計画概要がここで決まったところでございます。平成26年2月に地元説明会を4回ほど開催いたしまして3月12日までに山田4区、5区、6区及びいすみポーターリーというのがあるんですが、これは予定地の隣接する養鶏場でございます。から要望書が提出されました。4月11日に、総合評価方式による工事請負事業者選定に係る募集要領及び発注仕様書が管理者・副管理者会議で了承をされております。また、生活環境影響調査の追加調査として臭気調査を6月26日に実施し、現在、そのデータを分析中であります。

現在の取り組み状況ですけれども、生活環境影響調査結果の概要版を説明実施地域に配布いたしまして、生活環境影響調査結果の公告、縦覧を7月1日から31日まで行いました。また、地元からの要望事項について特に、山田6区からの要望であります、協力金の協議を進めており、あわせて近隣のいすみポーターリーからの要望についても調整中であります。

現時点の問題点といたしましては、1つは地元対策、地元要望の協力金に対する合意が得られておりません。また、いすみポーターリーからの指導改良、消毒施設整備の要望に対する合意も得られておりません。

2つ目ですが、建設コストの高騰、これは野中議員も先ほど申し上げていましたが、建設

コストの労働単価、資材等ですね、こういったものが高騰により総事業費の上昇が懸念されます。

3つ目は人口減少問題です。将来の人口の減少に伴いまして、計画策定時の推計ごみ量が施設規模として適切であるかどうかの検討の必要性が上げられます。現在、1日当たり73トン、24時間連続運転となります。このようなことから、スケジュールにも影響があるかと思いますが、当初計画どおり平成29年度末、平成30年3月ですけれども、完成を目指して推進している状況でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 広域のことで、ここで決めることではありませんから、軽くいきたいと思いますけれども、たくさん燃すということは、大きな炉でたくさん費用がかかる。だから個々の自治体が、もう本当に燃さない、ごみの処理で燃さないということを前提に減量を図っていくということは大事なことではないかと思うんです。だから先ほど渡邊さんの提案も大多喜町の分別回収、資源回収の盲点だったと思うんです。それは早速に取り組んで、子供の体操服だけでなく衣類全体について取り組んでいただきたいことを私からもお願いしたいわけですが、そのほかに、ごみの減量ということで、本当に燃さないでやっている市町がありまして、この通告を出してからその資料を目にしたんです。

九州の、今回もごみの問題で九州なんですけれども、九州の合併で志布志市という市になったところなんです、その隣の大熊町、燃さない行政やっております、大熊町がずっと完全に全国トップでリサイクル率79.2パーセントとか79.5パーセントとか。志布志市は75.何パーセント。断トツにリサイクルしていて、町民1人当たりのごみ処理単価、全国平均の2分の1、全国平均が1年間に使うごみ処理費が1万5,000円前後、志布志市なんかはただの8,000円か7,000円台でした。ちなみに、ことしの決算報告の資料で、大多喜町やりましたら、1人当たり1万1,000円だったかな。だから全国平均に比べれば処理単価は安いんですけれども、思い切って燃やさないごみ対策というのも片目に入れてやっていくのもおもしろいかなって思うんです。それで浮かせられた分、ほかの事業の財源になる可能性があります。一石三鳥にも四鳥にもなる事業だと思いますので、資料については担当課長さんと町長さんには先ほどお渡ししておきましたので、ご検討いただきたいと思います。

それでもう一つ。ごみを分別するときに、このごみどうやって処理すればいいのかなって迷うことがあります。家族が八王子市に住んでいたこともありまして、最近荷物を片づけて

いましたら、分別の手引というのが出ました。私が、これはヒットと思ったのは、このごみはこんなふうに捨ててほしいというのが項目ごとに細かく書かれて、本当に字引なんです、ごみ分別の。町全部業者がやりますじゃなくて、このごみは業者に出してくださいとか、このごみは粗大ごみとしてやってくださいとかって、よくわかって、私もこれどういうふうに捨てたらいいんだろうというときに見まして、大多喜町でもこれをつくるとリサイクルの量と、それから、リサイクルで出てきた資源の質が格段に上がるんじゃないかって思いまして、こういうようなものを毎年配る必要はありません。1回配ってしまったら、あとは補強版を変化があったときにはやればいい。転入者があったときに窓口で手続に来たときに差し上げればいいわけですから、1回思い切ってやれば便利なものだと思います。

初めは、お金がちょっとかかりますけれども、ぜひやってほしい。そして、これをやっている八王子市は、やはりリサイクル率が30パーセントを超えていて、人口50万を超える市町村の中では、2012年は第3位でした。やはり、それなりの手だてを住民に示して、これ行政がやる、ごみの分別なんで住民がやるわけですから、住民の資質の向上を行政はお手伝いしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） では、野中さんの3つ目のご質問ということでよろしいでしょうかね。

○11番（野中眞弓君） はい。

○環境水道課長（川寄照恭君） では、3つ目の住民の疑問に答えるため、わかりやすい分別の手引の作成、配布する考えはについてお答えをさせていただきます。

現在、本町では、毎年作成し、各戸に配布しているごみ収集カレンダーと、それから保存版でありますごみの正しい出し方、これは、内容の変更があった場合に、もう1回印刷してお配りするというものですけれども、通常は、大体3年とか4年を使っております。同様に各戸配布を行っております。ごみの正しい出し方には、可燃ごみ、資源ごみとなる分別収集品目、その他不燃ごみである分別収集品目、環境センター及び集積所に出せないごみなど、A3判カラーで印刷し、簡潔にわかりやすく示しています。今まで、環境センターや環境水道課に問い合わせいただいた内容の多くは、きょうは何を出す日なのか、その他不燃ごみはいつ出すの、植木の剪定枝はどうやって出せばいいのか、こういったカレンダーやごみの正しい出し方を見ればすぐわかる内容が中心でございました。

議員ご指摘の住民の疑問ということで、わかりづらいからわかりやすいものにしてほしい

といった問い合わせにつきましては、特に今のところ受けておりません。このようなことから、今のところ、これ以上の分別の手引等の作成、配布の考えはありません。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 大多喜の可燃ごみってそのまま袋に入れて、ぱあっと持っていったって、職員さんの目に触れることってないと思うんです。だから中にどんなごみが入っているかわからないと思うんですけれども、私は時々、忘れることが多いので自分で持っていくんですね。そうすると、雑紙の量なんてすごい少ないんですね。もっとこれ分別できれば可燃ごみは減らせる、資源がふえるっていう思いがあります。ですから、どうしたら資源がふえるか、週に2回、あすは何かの日です、資源の回収にご協力くださいっていう、あれだけだと具体的でないから気持ちはあってもどこをどうすればいいのかわからないということがわからないのではないかと思います。その辺の取り組みをやっていただきたいと思います。やらないんだったらやらないなりに、成果の上がる施策を考えていただきたいと思います。

4点目にいきます。個人の災害復旧の助成について。

先ほど、渡邊さんが特に雪害なんかを中心に町の対応をただしておりましたが、私も、観点は違うのですが災害の復旧に対して、個人への助成ということをお願いしたいと思います。

近年、さまざまな自然災害により、甚大な被害が多発しています。いつでも、どこでも、誰にでも起こり得ると大方の人々は不安に考えています。2月の雪害では、本町にも大きな被害がもたらされました。町民に安全・安心な暮らしを保障するのは行政の仕事であります。自治法の第1条住民福祉の増進、その前の自治法の場合は、住民の健康、安全、財産を守ることが自治体の目的なんだみたいなことが具体的に書かれておりました。今の自治法の福祉の中には、財産、安心、安全ということも含まれているということをご理解まずしていただきたいと思うのですが、その、町民に安全・安心な暮らしを保障してください。個人の災害復旧に町は手を貸すべきだと私は考えます。

具体的に言いますとどういうことかという、個人の命とか、住居が災害でやられたときには、お見舞金制度があります。宅地がやられたときにはありません。該当するものがあるからと、けんもほろろです、町は。該当するものをつくればそれで済むわけです。見舞条例か見舞要綱の中の1項に、枠をこれだけつくって、1項に宅地被害の場合云々って条項をつければそれでいいわけで、先ほども聞いていますと、該当する条項がありません、該

当する事業がありませんって言いますが、該当する条項、条例、要綱をつくってください。

もう一つついでに。特に宅地がやられた場合、復旧のために大変なお金がかかる場合があります。そのときに、住宅がやられたときも、きっと大きくお金がかかる場合も少なくないと思いますけれども、資金借入れをしなければ住めない、安全性が守れないっていう場合、町が金融機関にお願いして、お金を借りやすくする、そしてなおかつ利子補給もしてあげる、こういう対策が今必要なんじゃないでしょうか。

田舎にいれば、どうしても自然災害多くなります。大多喜町でも、こちらに住んでいる町場に住んでいる人と、周辺農村部に住んでいる人では、自然災害から受けるリスクというのは随分違います。それを、向こうに住んでいる人を、あなたたちが向こうに住んでいる自分の勝手だろう、被害があったら自分でやりなよというのは、自治体としてはいかなものかと思います、いかがでしょうか。

簡単に答弁をお願いいたします。やるって言うてくださればそれが一番いい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、前段の災害見舞金の関係につきましては、総務課のほうで所管しておりますので、私のほうから回答させていただきたいと思いますが、災害救助法の適用にならないような程度の災害、あるいは火災、そういうものによりまして住宅等が全壊、全焼、一部損壊、あるいは、床下浸水とか、そういう場合、見舞金を交付しております。またその、不幸にして亡くなられた場合、そういう方にも見舞金を支給しておりますが、ご指摘のとおり、宅地に関しては、それは適用をしているものではございません。この制度につきましては、全額町の単独費で対応しておりますので、これを、制度の拡充につきましては、財政的な裏づけが必要になりますので、事務サイドとしては、積極的に対応していくっていうようなことはちょっと困難かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせの持ち時間、残り5分となりました。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 困っている人のところに税金を投入するというのは、税の富の再配分ということで税金の本来的な使い方です。誰も住民のあそこの、あんな被害受けたのに、町からお見舞い金があったよ、修復するのに援助があるんだってねといったら、ああ、うちももしかしたら万が一のときにはやってもらえるかもしれないという安心感になります。

ぜひ、つくってください。

宅地に対してのお見舞金とか助成は確かにありませんでした。でも、あれやこれや調べました。八街市では去年の10月の台風で、擁壁が壊れた家に対して、補修をするのなら、住宅の場合は30万円出しましょう、擁壁の場合は50万円出しましょうという条例をつくりました。12月の議会の最終日に出してきたそうです。10月に被害があつて。成田市ではやはり去年の12月2日の成立になっていますけれども、災害見舞支給規則の一部を改正する規則ということで見舞金の対象に宅地を追加しました。復旧をする場合ですが、5万円以上の費用がかかった場合は見舞金を2万出しますよという、本当に気持ちだと思うのですが、そういうのがあります。それから、鎌ケ谷市では、これは古いやつで、24年ですからもしかしたら地震のせいで宅地が流砂じゃないけれども、液状化でやられたところの復旧だと思うのですが、住宅の全焼、全壊、流出の場合は何ぼ、床上浸水の場合はこういう、半分の場合はこう、そして最後に、1から3のほか、生活に支障があると認められた被害に対して出しましょうと、フレキシブルな条項を設けております。

そしてさらに、崖なんかが崩れた場合の補修、袖ケ浦市と成田市は確かにお金はあるのですが、袖ケ浦市は条件があつて、経費の2分の1、300万を上限に出しましょう。成田市はもっと豪勢でして、補助対象の3分の2以内、750万を限度に出しましょうと、住民の命と財産を守ることにやっぱり、財政に応じて、本当にお見舞いだけだったりするんですけども、何とか応じようという前例があるわけです。

宅地に対しての見舞金、助成制度というのはつくっているところは私が探した限り、これだけしか見つかりませんでしたが、やっているわけですから、大多喜町もぜひできることから。そして、附則を見ると、いつの被害に対してとか、もうずっと過ぎているけれども何月から施行するというと、さかのぼって対象、支給しています。大多喜町も困ったときの役場頼りというか、本当に住民から頼りにされる役場になるためにも、そんなに何千万円も何百万円も使いなさいと言っているわけではありません。ささやかなお金で、町の全体のお金からすればささやかなお金でここに住んでいる、今、住んでいる人たちが安心して暮らすとすれば、それは、とってもいい事業だと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 野中さんの言われることは、本当に、よくわかるんですが、先ほど申し上げましたように、一般財源ですので、全て、そのささやかな金額の積み上げで44億とか45億という金額になりますので、事務サイドとしては、慎重にならざるを得な

いというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 6月の補正予算で、町並み整備に対して1年間に300万しか使わないというのを、ほぼ倍額の300万にして600万の補正予算が出ました。今までにない予算の使い方。今まで事業を組んだけれども使わないお金、2年ぐらい使わなかったからそのお金を使いましたって、そんな考えられない使い方をして、例えば、お見舞金わずか、幾らになるかわかりませんが、まあ10万とか20万だったとしてもそんなに大きいお金ではないと思うんです。お金をどこに使うのか、私は、今、こんなに大変な時期だからこそ、今までここに住んで、この町を守ってきた人たちが安心して使えるところに人々の生活に密着したところにお金を使ってほしい。

例えば、町並み整備計画、あの銀行の外壁をかえなくたって銀行は業務ができます。私たちは、銀行を使うことができます。だけれども、そういうところには湯水のようにお金を使って、ささやかに本当に困っている人のところに予算つけられません。それは、余りにも冷たい行政ではないでしょうか。

課長の一存ではできないと思いますけれども、早い時期に成田のように、この議会が終わる最終日の審議のときに、規則を変える規則が出てくることを、私は心から熱望しています。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で野中眞弓君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終了します。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時10分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第1号 町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、議案第1号 町道の認定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、本案は町道を新たに認定するもので、この路線は、八声区の奥から増田製作所の入り口の信号付近に通じる道路であります。私有地がなく幅員3.0メートル以上で町道認定基準第2、第3号の集落間の連絡路線であり、町道認定基準を満たしておりますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

路線名、堀之内八声6号線、起点、堀之内字五反目1045番1地先、終点、八声字上59番1地先、延長、370.0メートル、幅員、3.0メートルから4.1メートル。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

本年度、障害者計画及び障害福祉計画を作成するに当たり、障害者基本法第11条第6項において、障害者その他の関係者の意見を聞かなければならないと規定されております。そのために設置する大多喜町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の委員に対する報酬の額を定めるものでございます。

この、大多喜町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会でございますけれども、大多喜町の障害福祉施策の指針となる大多喜町障害者計画及び障害福祉サービスの提供体制の確保に対する大多喜町障害福祉計画を作成するための、その総合的な事項を検討するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

障害者計画及び障害福祉計画策定委員、同じとなっておりますけれども、これは半日額でございます、3,500円。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第3号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 日程の5ページをお願いしたいと思います。

議案第3号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、本文に入る前に、本条例の制定理由についてご説明申し上げます。

平成24年8月22日に公布された、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の子ども・子育て支援法の第34条の2項で、特定教育・保育施設の設置者は市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこととし、同条第46条第2項では、特定地域型保育事業者は市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないとされました。

また、特定地域型保育事業は、利用者が居住する市町村が確認を行う必要があることと、当事者の対象となる家庭的保育事業等は事業主体への制限がなく、参入後は比較的容易なことなので、いつ確認対象が発生するかわからないことから、このような場合に備え、条例を制定しておく必要がございます。

したがって、原則として、全ての市町村は、これらの運営に関する規則を定める条例を制定するものでございます。

また、この条例を定めるに当たっては、国で定める基準に従い、定めるものと、その他事項については国で定める基準を参酌するものとされております。

それでは、条文の説明に入らせていただきますが、本条例の趣旨及び概要についてご説明させていただきます。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

まず、第1章でございますが、総則として第1条は趣旨を定めてございます。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条の2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条は用語の定義、第3条につきましては、7ページになりますけれども、第3条については、一般原則として特定教育・保育施設等は良質かつ適切な内容及び水準で教育、保育を提供し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであることが定められております。

8ページになりますが、第2章でございますが、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めてございます。同じく8ページで、第1節、利用定員に関する基準を定めてございます。第4条で認定こども園及び保育所等の利用定員を定めてございます。内容については、国の規定どおりとしてございます。

9ページになりますが、第2節は運営に関する基準を第5条から第34条まで、ページでいきますと、ページ9ページから21ページまでを定めてございます。

21ページから第3節になりますが、特例施設型給付費に関する基準を第35条、ページ22ページ36条に定めてございます。特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるものでございます。

第3章でございますが、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めてございます。第3章、第1節でございますが、利用定員に関する基準を37条で定めてございます。

ページ23ページになりますが、第2節といたしまして、これは、運営に関する基準を第38条から第50条までページ30ページまでを定めてございます。

30ページから第3節になりますが、特定地域型保育給付費に関する基準を第51条と31ページの第52条に定めてございます。

ページ32ページになりますが、附則といたしまして、第1条でございますが、施行期日といたしまして、この条例は、法の委任を受けて基準を定めるものであるため、根拠規定の施行日となります。国のほうとしますと、消費税の増税、それを経費として見てございますので、今のところ、来年27年4月1日を予定しているということで通達が来てございます。

説明につきましては、概略でございますが、以上でございますので、何かございましたらよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君）　すみません。何点かご質問させていただきたいと思いますが、私自身もよくわかっていないので、質問が違っておりましたらお許しいただきたいと思います。

まず、20ページの第33条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないという形になっているんですが、今、保育園とかは一般会計と一緒にいると思うんですけども、これ、別に、例えば水道とか、そういったものと同じような形で会計が別になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君）　これにつきましては、特定教育と保育施設という施設なんですが、施設型給付費を受ける施設ということで、認定こども園が頭にございまして、その中で、保育給付型、幼稚園型と保育園型、それと地方裁量型と分かれているんですけども、大多喜町の場合は、今までの保育園として、認定こども園ではなくて今までの保育園として実施していく方向ですので、会計的には、今の状態でかわらないということになります。

だから、一般企業の参入等がございまして、この条例としては一般事業者、企業が入ってきたときの認定の基準ってということで、この制定をしてございますので、そういう事業者が入った場合に、公的な保育園とか幼稚園があった場合に、そこと一緒になった場合に、こういう会計の制度ができるような形になると思いますので、大多喜の場合は、こういう形にはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君）　10番山田久子君。

○10番（山田久子君）　すみません。企業が入った場合は、特定地域型保育事業のほうになるのかなと私はちょっと考えておりまして、特定教育・保育施設というのが今の課長のお話

がありました認定こども園、幼稚園、保育園の総称、それから、特定地域型保育事業というのが家庭的保育事業、小規模支援員保育、居宅訪問型事業支援等になるのかなと思っていて、ここでは、特定教育・保育施設ということでしたので、まず、質問として町として認定こども園という考え方も今後はあるのかなと思っていたのですが、その考えがあるのか、ないのか。今までどおり、保育園としておやりになられるのかということを1つお聞きしたかったことと、今のそれに伴いまして、会計区分がどうなってくるのかと、ちょっとこの点なんです、再度お願いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 申しわけありません、今の質問の中で、当初一番初めに答えた内容、ちょっと私のほうで勘違いをいたしまして、施設型保育園が認定こども園ということになりますので、公的な施設ということで、一般参入、企業の参入は地域型ということで、ちょっと今、私のほうで説明を間違えましたので、もう一度、説明を申し上げます。

先ほどありました、20ページの会計についてですが、これについては、認定こども園として太多喜町が公的にやっていますので、今の同じような同じ保育園として進んでいきますので、会計としては、今と同じ一般会計の中で実施していくということになります。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 答弁、認定こども園の。認定こども園を考えているのかって質問がありました。そのままどうぞ。

○子育て支援課長（三上清作君） 認定こども園につきましては、今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） はい、わかりました。

もう1点、あとお願いいたします。

9ページの第5条なんですけれども、こちらのほうに、電磁的方法ということで、いろいろなことがうたわれておりますが、ちょっとイメージ的に湧かなかったもので、例えば、どのような情報内容を想定してこういったものを活用しようっていうふうに考えたらよろしいのか教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 5ページの電子的情報処理、5ページですね。

(「9 ページ」の声あり)

○子育て支援課長(三上清作君) 9 ページの電子的情報処理ということですから、これは、今でいう、ネット回線っていうんですかね、そういうものをパソコンで使った情報処理ということになってくるかと思います。

電子媒体で処理をする、情報処理をするということなのかと思いますが。

○議長(小高芳一君) 10 番山田久子君。

○10 番(山田久子君) 3 回してしまったので、申しわけないのですが、すみません。

一般的にはパソコン等でのやり取りっていう部分、いろんな情報提供かなと思ったのですが、(2) のところに磁気ディスク、シー・ディー・ロム云々って書いてありまして、これらを重要事項を記録したものを交付する方法なんてのもあったもので、こういたものというのは、どういった形のものを想定しているのかなと思いました。

○議長(小高芳一君) 答弁できますか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(三上清作君) 申しわけありません。勉強不足で。

運営に関する基準ということで、その中で、この9 ページの磁気ディスク、シー・ディー・ロムとか、こういうものでということなんですけれども、その、特定教育・保育施設等の開始等に際して、第5 条の1 項にうたっておりますけれども、そういう利用者に対して、支給認定保護者に対して、申込者ですね、そういうものに対して、そういうものを利用して説明、文書を交付して説明を行っていくというようなことで、これを使用するということの解釈でよろしいかと思いますが。

以上でございます。

(「すみません。ありがとうございます。」の声あり)

○議長(小高芳一君) ほかに質疑ありませんか。

11 番野中眞弓君。

○11 番(野中眞弓君) 何度も挑戦、読み取ることに挑戦しましたが、全くわかりません。

で、軽くお伺いします。町長の名前でこの条例出ているんですけれども、町長さんは、この条例の中身をご理解して、判子を押したんでしょうか。それが1 点。

あと、課長にお伺いします。

この法の出された目的は一体どこにあるのか。つまり、この法が施行されることによって、今までの保育行政がどのように変わっていくのか説明してくだされと、多少わかる気がする

んですけれども、その説明をお願いいたします。それが質問の2点目。

3つ目は、この条例、町に出されているんですけれども、誰がつくったんでしょうか。こんなわかりづらいのを本当に怒りを持っています。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私もとりあえず上がってきますと、一応、一読はします。だけれども、今、野中議員さんのように、じゃ全部それは理解したかという、なかなかそれは難しい。

（「多少理解できております」の声あり）

○町長（飯島勝美君） 多少といっても、内容説明を受けるということでございます。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、野中議員さんの質問に対してお答えします。

1つは、法の目的ということ。

（「目的というか、目的がこうだからこんなふうになるんですよって
というね」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、お答えします。

法の、国のほうの基準で、できたものですが、法の目的としては、国には、都市部における待機児童の解消対策、それと、子供の数が減少傾向にある地域において、保育機能の確保に対応することを含めて、全ての子供、子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子供、子育て支援の質、量の拡充を図ることを目的として、子育て支援法を改正して、こういう内容のものをつくったということですね。

それと、財源の厳しい地方において、保育事業に対応できない分について、民間の企業参入を図るということで、事業実施事業者からその申し出があった場合の町の基準を制定する条例ということで、この条例を制定したわけです。

それと、この条例は誰がつくったというご質問でございましたが……

（「どこか変わるのっていう」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 従来、ばらばらに保育っていうんですかね、認定こども園、保育園、幼稚園、それと、小規模保育等ばらばらに今まで行っていたものが、この新制度で施設型給付及び地域型保育事業っていうんですかね、それに分類されて、2つの給付の制度に基づいて、財政支援の仕組みを変えたということになります。

その施設型給付を受ける、認定こども園というのが、4型ありまして、1つは幼・保連携型、これが1つでございます。それと幼稚園型、それと保育園型、それと地方裁量型とこの

4つに分類されたわけです。

それと通常のこの認定こども園に入らない公的な保育園、それと先ほど話しましたが、これも、大多喜みたいな保育園がそのまま公的な保育園として残る団体と、こういう形で残るような形になります。仕組みとしては、こういう形の改正点があったということになります。

それと、もう一つは地域型保育園ですね、地域型保育給付、これは新たに市町村の許可事業となる4つの財政支援が受けられる団体でございます。これが1つは小規模保育園、小規模保育、それと家庭的保育、それと居宅訪問型保育、それと事業所内保育ということでこの4つが構成されております。目的と、大きな改正点は、こういう改正になってございます。

以上でございます。

(「誰がつくったの」の声あり)

○子育て支援課長（三上清作君） 失礼しました。誰がということですが、これは先ほども話しましたが、国の政策で、こういう形で国のほうでできたものでございます。それで、先ほども一番初めに話しましたが、基準につきましては、国の基準を基にして、大多喜町の条例として制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 最後のほうから確認したいと思いますが、この条例については、もう国から持ってきたまんまということですね。ほぼ持ってきたまんまっていうのが1点で、もう一つの質問は、ここのところを何だろう、親になる、法律、用語説明とかそういうのについては、親になる法律の法何号の何条なんていう、そのまま引用していて、このことについてどんなふうに考えるのか、どうしてこういう、今まではちゃんとそれなりに定義なんてあったじゃないですか、だけれども、特に定義なんていうのは、全部、法の何条のとおりですよということで、法を見てみると、またその法自身がまた何とかの法のなんて書いてあって、もう勝手にしてっていう感じで、集中力が続かなかつたりこうして読み切れないっていうか、理解不能という状況なんですけれども。

早わかりQアンドAみたいなやつに出ているんじゃないですか。どうして今回この条例案がこういう引用になっているのか、ちゃんとした説明じゃなくて引用で済ませちゃってる。

条例本来の説明がありませんでした。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） この引用につきましては、引用ということでご質問ですけれども、これにつきましては、どこかにということだったんですけれども、特にそれはなかったと思うんですけれども、1つは子ども・子育て支援関連3法ということで、その改正があったということで、1つは子ども・子育て支援法が3法の1つ、それと、

（「ちょっと時間がないから」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） もう一つは、総合こども園法案、それが1つですね。それと、今回ここに上げています、その関連する法律の改正案、整備法案ということで、この3つが子ども・子育て関連3法ということになっております。

その中の、子ども・子育て支援法、それと総合こども園ですね。その法律等が改正されてこの整備法ができたということになりますので、そこからの引用ということで解釈をしていただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、反対の立場から討論いたします。

まず、個人的な事情かもしれませんが、私は、この3号議案、読んでもわかりませんでした。理解できないものに対して賛成することはできません。それが一番の理由なんです。

そのほか、この法が2012年に提出されたときから問題になっていることが幾つかあります。その問題点についても、やっぱり納得できないものです。思い出すままなんですけれども、その問題点について少し述べさせていただいて反対討論といたします。

この今回出された新制度は、戦後この保育園制度ができてから初めての大改革だというこ

とです。公的な保育を崩し、企業の参入を促すものといわれています。実は、これでもって企業が参入かっていうと、そうじゃなくて2000年に企業がこの保育業界に入るよう、2000年から株式会社がやってはいるんですけれども、今度、より参入しやすくするための改定だといわれています。2012年にこの新制度法案が提出されたとき、市町村の保育実施責任、要するに、児童福祉法24条の1を削っちゃおうと、町は、保育料の補助金だけ払えばいいんだよみたいなふうにしようとしたんですけれども、子育て、保育というのは、本当に全社会的な事業ですからということで保育関係者からや保護者からのクレームがすごくて、それで24条の1項が戻されたわけです。本町では、担当課のお話だと、今までどおりやるよと、企業にやってもらうのではなくてやるよということです。

だけれども、これ、当面の間24条の1を残すということであって、永久に残すということではない。ということは、いずれ大多喜町の保育園も企業に受け渡しされる時期が来るのかもしれない。それは、私たちのこれからの取り組みだと、住民の取り組みだと思いますけれど、そうすると、企業が来たときに質の高い保育がきちんと保証されるように、今この条例についてはきちんとしていなきゃいけないと思うんです。

だけれども、私はこれが理解できない。少しわかっていることは、新制度の枠には、幼稚園や保育園や認定保育所に加えて、今までの認定外施設も入ることになる。それは課長がおっしゃいました。ところが、各施設は同じようなレベルの、子供にとって安全・安心、それから豊かな人格を育てるだけの同じ基準で行われるかということ、実はこれはそうではない。それぞれの施設によって基準が違う。例えば、部屋の大きさとか、それから保育士の数、今は保育というのは基本的に保育士の資格がなければ公的にはできないのが、小規模保育所という分類Aは、全部が保育士の資格を持ってなきゃいけない、Bは半分持っていればいい、Cは保育士の資格なんか要らないんだよ、行政が行う研修を一定程度受ければ、もう人様の子供を預かれるんだよ。

給食にしてもそう。保育所は自己給食で調理室を持っていて、自己給食じゃなきゃならないけれども、そのほかの施設においては外部から買ってもいいという、自分のところでつくらなくてもいい。何が入っているかわからない、そういうものを赤ちゃんのときからもうやってもいいですよというようなことを今度のこの法律は、条例は言っているわけです。

今、子供たち、それから、施設にしてもいざというとき、火事とか地震とかになったとき、避難経路というのは少なくとも2つぐらいはなきゃならないのに、2階建てであろうと3階建てであろうと4階であろうとも、外側に避難階段がなくなったら保育所が開設できる。もし、

地震でガタガタにこうやられたときどうするんだろう。そういう建物の安全という点でも、ここの法律はこの中にもあるんだけど、いずれ一つだけその階段なんかありゃいと、そこのところは理解できました。表があったから。

それで、安全の面でも保育の質の面でも、この条例は今の水準をずっと落とすことによって企業が低い基準で参入しやすくなっている。しかも、あとは、公がかかわっているわけだから補助金が出ます、交付金がある。今の交付金というのは、施設設備のそういうものに対しての補助金なんだけど、新しい制度では、利用者に対する補助金で、もらったほうは何にでも利用できる。

横浜市の共産党の議員団が調べたところ、本社の税金に補助金、保育園の補助金も充てられていた。内部留保なんかに、何に使っても構わない。法人、何法人っていうんだっけ、公益法人じゃないんだけど、子育ての保育園なんかをやるそういう法人がもらった補助金の72パーセントは人件費なのに、営利的な株式会社の経営している保育所では、人件費、補助金の使われ方で、その人件費、子供の面倒見る人の人件費に使われたのは52パーセントでしかない。ほかに流用されている。だからますますその保育の質もおっこっていくわけです。

こういうような制度だと心配されているこの制度、この条例に対して、私は曖昧なまま賛成することができません。そして、こんなに問題を抱えていて、国の保育制度を変えようというのに担当のほうから説明もない、多分、本当はみんなで考えていかなきゃいけないし、議員にも理解してもらわなきゃいけないのに、ないまま、ただこういうふうに条例が出されても、責任持って賛成できません。

もう一つ問題があります。

先ほど、私がわからないと言った用語の解説とかなんかの中に、法何号の何条、何項というので、ぱっとその文言が変えられています。これって一体何かというと、法律が変われば、我々末端の人間がどんなふうに変ったかわからないうちに、制度が変えられるっていうことなんです。条項をそのままにして、法律のその中身を変えてしまえば、何にもこっちでは条例を変えなくていいでしょ。それって、民主主義に反していると思うんです。そういう意味で、この上程された条例については賛成できないし、改めて、全員協議会、私たちがきちんと勉強させていただいて、その上でもっとわかりやすい、町でつくった、あるいは子育ての最中のお父さんやお母さんが見ても、ああそうだと思うような条文にしていく必要があるのではないかと思うんです。

もって、私は、反対討論といたします。本当にわかりません。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに、これは国で決めたことでありますので、目的としましては、子ども・子育て関連 3 法、これから来ていることだと思えます。これが成立した目的であります。幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援、そういうものを総合的に保育をし、そして、特定教育、保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を総称して特定地域型保育事業のそれぞれの事業者の責任や施設の運営基準、こういうものを、事業の一般的な運営的な基準を条例としたものであり、本条例を制定したものでありますので、私は、この条文に賛成をいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 6、議案第 4 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、議案第 4 号でございます。

ページは 35 ページになりますけれども、大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、本条例の制定理由についてご説明申し上げます。

家庭的保育事業といいますのは、児童が1人以上5人以下の事業所でございます。

平成24年8月22日に公布されました、子ども・子育て支援法、及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関連法律の設備等に関する法律による改正後の児童福祉法の第34条、16条で、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされました。

また、家庭的保育事業等は経営主体に制限はなく、許可を受ければ誰でも行うことが可能であります。該当許可申請があった場合に、事業の基準に適合するかどうかの審査をする、町が審査をする必要がありますので、許可基準の要件の一つとなっていることから、条例の制定をしておくことが必要となります。したがって、これも全ての市町村で条例を制定する必要が生じたわけでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきますが、本条例の趣旨、及び概要についてご説明をさせていただきます。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するということで、35ページ下のほうになりますが、第1章でございますが、総則として第1条は趣旨を定めてございます。この条例は、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとしてございます。

36ページ、第2条でございますが、用語の定義を定めてございます。

第3条及び第4条につきましては、最低基準の目的と同基準の原則、及び最低基準の向上の規定が設けられてございます。これも国に基準に従って定めてございます。

ページ37ページから43ページまで、第5条から第21条につきましては、本事業等に共通の基準を定めるもので、国の基準どおりとしてございます。

44ページ、第2章でございますが、本章は、家庭的保育事業に固有の基準を定める内容でございます。第22条では、事業を行う場所や設備の基準、職員の配置と保育できる幼児、乳幼児数、これ第23条でございますが、保育時間、第24条に書いて定めてございます。

45ページの第3章でございますが、小規模保育事業に固有の規定を定めてございます。

第45ページの第1節は、小規模保育事業の区分について第27条で三類型の特性に応ずるよう定めてございます。区分につきましては、小規模型保育事業というA型、B型、C型とございまして、A型につきましては、保育所分園に近い類型というですかね、A型ですね。それとB型については、A、Bも中間的な形、C型につきましては、家庭的保育、グループ型の小規模保育ということになります。

46ページ第2節につきましては、小規模保育事業A型の設備基準28条ですね、職員については29条で定めてございます。

ページ49でございます。第3節でございますが、小規模保育事業B型の職員定数について第31条として定めてございます。

ページ50ページでございますが、下のほうになります、第4節は小規模保育事業C型の設備の基準、第33条ですね、それと職員については第34条、それと利用定数につきましては第35条で定めてございます。

第4章でございますが、これについては、居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めてございます。提供する保育の内容としては、第37条で基準を定めてございます。設備及び備品等については第38条、職員、連携施設につきましては第39条、40条と基準を定めてございます。

第5章でございますが、事業所内保育事業に固有の基準を定めてございます。利用定数の設定が第42条、設備の基準は第43条に定めてございます。それと保育型事業所内保育事業所の職員については第44条で定めてございます。

それと59ページになりますが、附則といたしまして、施行期日、第1条でございますが、先ほどの特定教育・保育事業と同じように、法の認定を受けて基準を定めてるものでございますので、認定根拠規定、整備法の施行の日になります。

大変簡単ではございますが、以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 3点ほどあります。

保育所の規模とか種類によって、保育士が要らなかったり保育士の割合が違ってきます。保育内容とか安全性の確保という問題についてどう考えられますか。

2点目は、先ほども話しましたが、保育園では、給食は自校でなければならないけれども、そのほかの施設については外部搬入オーケーですよ。要するに、自分のところでつくらなくて運んでもらう。そういうことについてどう考えますか。保育に責任をとるという行政としてね。

3つ目は、建物の安全性、2階以上外階段、外の避難階段がないところは、本当に怖いだろうと思うんですけども、そういう意味で建物の安全性についてどう考えますか。

以上です。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 保育士の割合、質の違いについて、それと保育内容、また、安全確保についてどう思うかということでございますが、国の基準といたしましては、小規模保育事業等について保育児童別に保育士、職員の配置を定めてございますので、内容、安全確保についてはこの条例で問題はないと考えております。

それと2番目に、給食の外部発注についてということでございますが、ページ40ページ、15条から16条の関係だと思います。食事ということで、第15条でございますが、ここには家庭的保育事業者等は、その施設、家庭的保育事業所内で調理する方法により行わなければならないということで書いてございます。これは、併用してその社会福祉施設等と一緒に行う事業所はそこからの行ったものでも変わらないということを書いてございます。それと、食事の16条になりますけれども、食事の提供の特例ということで書いてございます。次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者は、前条の第1項の規定にかかわらず、15条になりますけれども、当該家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設、搬入施設において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができると書いてございます。

必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する施設を備えなければならないということで、基本的には、この食事の15条でございますが、その施設内の調理場で行わなければならないと。それができない場合は、特例としてこういう場合もありますよと、これが16条で記載をしてあると思います。

以上でございます。

それと、3番目の建物の安全性は確保されているのかということでございますが、43条になるかと思います。45ページから55ページ、56ページにかけてですね。

これ、小規模保育事業のA型、B型、C型でそれぞれ表ができていますので、C型でいえば43条第1項第8号のイということで、この表の中に書いてございますが、基本的には、2階の避難用、3階常用、避難用それぞれ書いて、4階にも書いてございますが、全て建築基準法にのっとって施行しなければならないということを前もって入ってございますので、その点で理解していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 建物のほうから言いますと、例えば今、私は55ページを開けているんですけども、表の上のイ、保育室が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右側に掲げる施設は、1つ以上設けられていること、だから、1つでいいんです。だから、中の階段、普通に使う階段が1つあれば避難用の外階段がなくなってもオーケーということだと私は思っているんですけども、それは全部の小規模保育事業A、今、見ているところは何でしょうか、同じだと思うんですね。

保育士の割合の問題なんですけれども、きちんと学校で2年間なり4年間なりの時間をかけて保育士の資格を持った人と、何時間かの研修で修了証みたいなものをもらっただけの方と、子供を育てるに当たっての心構えだとか、そういうこととか、自分の経験だけではない、やっぱり子育ての、教員になるときに教育原理をやるように、きちんとした系統的な知識と実技という点では問題があるかもしれませんけれども、同じでしょうかね。訓練を研修を受けているから大丈夫、もし自分の子供がそういうところ、そういう人だけのところで面倒見られているとしたら不安じゃないですか。

保育所の数について言えば、小規模保育所には先ほど3つの型があるっておっしゃいました。小規模保育というのは、子供の数が6人から19人なんですけれども、A型では全員面倒を見る人は保育士でなければならない、C型の人は全員が研修終了者であればいい、あってもいい、B型はその中間で、保育士が2分の1以上はいなきゃいけない。親としてみれば、やっぱり全員が保育士でいたほうが、私は安心だと思うんです。そういう点で、保育の質、安全性という点で、この条例案には問題があるんじゃないでしょうか。

それから、給食の外部発注許可について、書いてあるって言いますけれども、先ほど私も見たんですが、見方が非常に雑ではありますけれども、特例があって、特例っていうのは抜け穴で、正規にはこう決めてあるけれども、こういう場合はそうじゃなくてもいいよというのが特例じゃないでしょうか。特例だらけの条例ではありませんか。

こういうことに対して、政令都市では、6月議会でこの条例案を出すことになっていて、ほとんどの政令都市で6月議会でこれをやっているんですね。そこでは、その自治体独自で上乗せして、今持っている保育士の割合は、もう全部の小規模校で保育士でなければならないとか、建物のことについても、給食のことについても、自治体なりの努力で心配を払拭するということがやられているところもあるんですね。うちのほうも、今の水準を下げない、どこからでも子供の安全を考えるという点で、町独自の上乗せ案をこの条例に盛り込むという考えありませんか。

今のままだと、今預けている分には、今のままでやってくれると私は信頼しています。だけれども、業者が入ってきたときに、レベルダウンをされたとき、本当に大多喜の乳幼児が安全なもとで育てられているかっていうと、問題じゃないかなと思いますので、そういう町の上乗せ、やる気があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今のご質問でございますが、上乗せが、この条例に対して町の考えとして上乗せがあるかということでございますが、基本的には、国のほうでこういう基準でということを決められておりますので、また、この条例制定のあと、基準等の細かい部分については、また、国のほうから定めが出てくるかと思います。それにつきまして、また検討しながら町の規則、条例もございますので、その辺も見直ししながら進めていってはどうかと考えております。

以上でございます。

（「やるっていうこと。上乗せちゃんとするっていうこと」の声あり）

○議長（小高芳一君） 確認だからどうぞ。

○子育て支援課長（三上清作君） はい。それは検討させていただくということですね。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 少なくとも、今、大多喜町で行っている保育の水準は下げませんっていうことは言えませんか。

例えば、保育者、保育者っていうか、この条文の中では面倒を見る方を支援者と呼んでいるようですけれども、支援者は全て保育士であるとかね、それから、給食については、そこで自校給食というか、にするとかね、それから建物の安全性、必ず避難路は2系統持っているとか、そういうことをきちんとやる必要があるではないでしょうか。

一番初めに言いましたけれども、この法律は、営利企業が進出しやすくなるという意図のもとにやられているのではないか、普通の人を読んで、もしも本当に住民のため、国民のためだったら、わかりやすい条文で出してくると思うんです。読んでもわからない、わからないって言うのはすごく、何ていうか勇気の要ることで、読んでわかったふりをするのは簡単です。わかりづらい中に重要なことを潜ませていて、どさくさに紛れてどんどん質を悪くする、この法律にはそういう意図を私はすごく感じるんですね。そういう意味で、町がこの条件を規定する第4議案に対しては、私は、今の水準を落とさなという決意を盛り込んでい

ただいて、もし業者が入ってきたときには、それを実現してもらおうということをやってほしいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今の質問に対しまして、町としては、今の保育実態を下げない方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小高芳一君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩をします。

（午後 4時32分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時43分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第5号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、議案第5号、61ページになりますけれども、ご説明申し上げます。大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本条例の制定理由についてご説明を申し上げます。

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、趣旨及び概要についてご説明をさせていただきます。大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるということで、条例の趣旨でございますが、第1条になります、児童福祉法第34条の8の2の第1項に市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされました。この基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなくてはならないと規定されております。

当条第2項に条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人員について国で定める基準に従い、その他の事項については参酌して定めるものとされております本規定に基づき制定をするものでございます。新制度の施行に向け、許可、確認事務が本年10月から開始となるため、基準を規定する条例が必要となりますので、そのための条例の制定でございます。

この事業については、届け出をすれば誰でも行うことが可能でありますので、その際に基準がないと町としては問題になりますので、その条例を制定するものでございます。

続きまして、条例の概要でございますが、児童福祉法第6条の3第2項の改正で放課後児童健全育成事業は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされました。改正前には、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童と児童福祉法ではなっていたんですけれども、そのおおむね10歳未満の児童ということが改正されまして、小学校に就学している児童ということで、きょう午前中に学童保育児童の拡充はないかということでありましたが、これに基づきまして、大多喜町も4年から6年まで拡充をするということで条例改正もしていきたいと思っております。

それでは、条例のほうなんですけれども、第2条でございますが、第2条で放課後児童健

全育成事業については、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業というところで書いてございます。

児童それと保護者についてもこの条例で定める、規定する、書いてあるとおりでございます。

それと、第3条に最低基準の目的等ということで、利用する児童が明るく衛生的な環境において職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障すること、また、町は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするということと規定してございます。

62ページになりますが、第4条で常に最低基準を超え、設備及び運営を向上させる、させなければならないことを規定してございます。

第5条から第21条までの規定は、改正後の児童福祉法の34条の8及び8のイにより条例に委任された基準を定めているものでございます。

62ページ、第5条ですが、本事業の一般的な原則として、原則を記載してございます。

63ページの第6条でございますが、非常災害対策、同じく63ページ第7条、第8条につきましては、職員の一般的要件と知識及び技術の向上と、また、10条につきましては、職員の配置及び資格について規定をしてございます。同じく63ページ、第9条でございますが、施設の基準として、区画や区画の衛生及び安全性の確保について規定をしてございます。

65ページ、第11条でございますが、平等の原則、同じく65ページの第12条、虐待の禁止、13条では衛生管理等について規定をしてございます。

66ページに入りまして、第14条でございますが、事業所ごとの運営規程について定めてございます。

67ページになりますが、第18条につきましては、事業所の開所時間及び日数について規定をしてございます。

68ページ、第21条につきましては、事故発生時の対応について規定をしてございます。同じく68ページ、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとなっております。

以上でございますが、説明のほうを終了させていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 5点ほどあります。

今、学童保育の指導員は、教員、小学校の教諭免許を持っている人、そして保育士という有資格者が当たっていると思います。この条例における支援員の質、配置、そういう今の現状と比べてどうなりますか。どういうふうになりますか。

10条の件ですけれども、初めの質問と同じなんですが、今度、補助員というのが言われていますけれども、有資格者とすべきではないか、全員、今と同じように。その考えを伺いたいと思います。

それと、規模が20人未満だったら、専任支援員は、1人でもいいとありますけれども、一人である動き回る1年生から6年生の子を見るというのは、大変なことです。それこそ、おトイレにも行けないという状況があって、子供の安全性の確保、監視という点では、問題があるのではないかと。ですから、規模が20人未満でも、専任の指導員は2人、まあ専任というのは、これはたしか、附属の施設と学校、似たようなのがあれば、併任でもいいですよっていうそんな感じの条項だったと思うのですけれども、やはり、専任がいいと思います。

それと18条で、保育時間が述べられていますけれども、普通の日は3時間、そして、学校のない日は8時間っていう規定が書かれていますけれども、時間延長保育、今やっている延長保育というのは、ここではないのでしょうか。はっきり言って、休日1日8時間というのは、正規で働いている親にとっては、ちょっと困る問題です。

それと、保育日数250日以上といいますが、現在、何日稼働しているのでしょうか。少なくとも、今の水準を最低にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それではお答えいたします。

1つ目が支援の質、配置の現状についてということによろしいですか。

現状ですと、保育士の免許取得者それと教員の免許取得者ということで、実施しております。今度、新しくこの制度になりますと、この免許取得者であって、それと、2年以上の経験、今現在ですね、あるものも、その都道府県の開催する研修を時間のほうはちょっとあれですけれども、数十時間研修を受けなければならないというような制度になっていると思います。

基本的には、その基準が準用されるということで考えていいと考えております。

それと次に、支援員、補助員の有資格者、全員を有資格者にすべきではないかという質

間でございますが、今回の条例制定の中で、既に、支援員、補助員、まあ保育士、教員などにあつて、都道府県の研修を受けなければならないということで、されておりますので、その条文そのままのこれを適用になって進めていきたいと考えております。

それと次に、規模20人未満で専任支援員または、2人以上最低必要ではないかということでございますが、これ、第10条の第5項ですね。この中でうたわれているものは、20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者、または、補助員が同一敷地内にある他の事業所、同じ敷地内にある他の事業所、ほかの事業所ですね、施設等の職務に従事している場合であっても、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないということで、支障がなければそれでも構わないということの解釈で構わないと、私のほうはそういうふうに考えております。

それと次に、延長保育は実施しないのかというご質問でございますが、18条の第1項でございますが、1号、2号で定めている時間以上と考えてよろしいかと思います。第18条の第1項放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域内における児童の保護者の労働時間、小学校の授業終了後の時刻、その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるということで、小学校の授業の休業日に行う授業については、1日につき8時間以上、これは、現在行っておりますので、それと、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき3時間ということで、読みかえて3時間以上ということで行っておりますので、現在は、終了後延長保育7時までやっておりますので、現在もその3時間以上行っておりますので、そういうことで理解していただければと思います。

以上でございます。

(「営業日数」「5番目」「開所日数」の声あり)

○子育て支援課長(三上清作君) すみません。

開所日数ですが、今現在は、日曜日が休業日でございます。それと年末年始が休業日で、と、祭日ですね、これらは休業日となっております。以外は全部開所を行っておりますので、日数的には、250日以上になると思います。

以上でございます。

○議長(小高芳一君) 質疑の途中でありますので、お諮りいたします。

会議規則で定めている会議時間午後5時を延長する必要があります。

議事の都合により時間を延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、時間を延長して議事を行います。

質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私にとって、学童保育と保育園は、本当に恩人で、核家族で共働きをしているときに、3人の子供を本当に育ててもらって、ありがたいと今でもつくづく思っているのですが、だからこそ、質の高い、親たちが安心して、もう保育所のことなんか考えなくて、学童保育のことなんか考えなくて働ける、そういう状況を保障したいという気持ちを強く抱いています。この学童保育もそうなんですけれども、やはり、人件費を安く上げようという見え見えというか、そういうのに貫かれている気がします。支援員の高い質を確保すること、それから、保育時間をきちんと保障すること、そういうことが子供と親にとっての幸せにつながるんだと思います。今までは、千葉県の場合は、この県の学童のガイドラインに基づいてやって、指導員も千葉県の場合は、30人まで2人置いて、それを超えたら40人まではもう一人ふやして、それ以上に超える場合もまたふやすということで、子供を狭い場所に押し込める、押し込めるっておかしいんですけれども、密度が高ければ高いほどけがをする子も多い、いい子、子供としていい子ほど動きが活発で、いい保育というのは、やはり目の行き届いた保育という点で必要だと思うんですけれども、この条例では、基本的な支援員の数なんかずっと現状より抑えられています。そういう点で心配を残す条例案だと私は思います。

ただ、今まで、学童保育のいろんな規定については、何というか条例がありませんでした

けれども、それをしっかりと条例化するという点については、評価したいと思いますけれども、安全性、人的な安全性という点では問題があると思いますので、私は反対です。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） この法律、3号議案、4号議案、5号議案と関連していると思うんですけども、最近、働き方とか、結婚の仕方とか、子育てとか、多種多様な時期に来ています。今の法律の保育園の施設の状況では、待機児童がふえていくばかりです。じゃ、待機児童はふえていくばかりでいいのか、私は、この法律は、万やむを得ない処置であると考えております。だからといってこの法律で、そのレベルを下げていいとは書いてありません。要は、支援員とか補助員とか、その方々が今の保育士の方々と同程度であると認めた場合には、資格がなくてもいいじゃないかと、これは、万やむを得ない処置だと考えております。ですから、これは、法律上、どうしても最近の社会情勢というんですかね、働き方とか考えると、やむを得ない処置であり、これを決めたからといってレベルが下がるとは思いません。向上に努めなさいと書いてあるものです。ですから、その点で私は賛成したいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第6号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、69ページになります。

議案第 6 号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、本案は、大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例に引用されている中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正があったことから、当該条例に定める単身で入居できる対象者について当該法律の一部改正後も改正前と同様に単身で入居できる対象者とするため、必要な改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付」を加える。

附則、この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

あす10日は午前10時から会議を開きます。

なお、議員各位に申し上げますが、先にご通知申し上げたとおり、本会議終了後に大会議室で議員全員協議会を開催しますので、5時20分までにご参集いただきますようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会とします。

(午後 5時10分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成26年9月10日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員（1名）

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 議案第 7 号 平成 2 6 年度大多喜町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 議案第 8 号 平成 2 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 議案第 9 号 平成 2 6 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 2 5 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 2 5 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 8 認定第 3 号 平成 2 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 9 認定第 4 号 平成 2 5 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 0 認定第 5 号 平成 2 5 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 1 認定第 6 号 平成 2 5 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 2 認定第 7 号 平成 2 5 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定について（提案説明）

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） なお、矢代代表監査委員から、本日の会議について、都合により欠席する旨の通告が、また、2番正木武君から、入院中のため、欠席する旨の通告がありますので、報告します。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により、進めてまいりますので、ご承知願います。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第1、議案第7号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第7号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

71ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,589万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億816万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によることを定め

るものです。

初めに、地方債の補正を説明させていただきますので、75ページをお開きください。

第2表地方債補正、起債の目的は、道路整備事業債で、町道中野大多喜線の道路排水整備工事に過疎対策事業債を600万円充当するもので、補正前の限度額7,380万円を7,980万円に変更させていただくものでございます。

次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので、78ページ、79ページのほうをお開きください。

歳入予算について説明させていただきます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目5給食費負担金74万3,000円の増額補正は、学校給食センターの人件費及び管理運営事業の補正に伴ういすみ市の負担割合分でございます。

次の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金150万円の増額補正は、子育て世帯臨時特例給付金の増額でございます。

目2衛生費国庫補助金23万2,000円の増額補正は、制度改正によるがん検診対象者の増加に伴うものでございます。

目6総務費国庫補助金410万6,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備に係るものでございます。

次の款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金48万6,000円の増額補正は、農地台帳システムの改修に係るものでございます。

目10消防費県補助金46万2,000円の増額補正は、小型動力ポンプ付積載車の購入に充当するものでございます。

次の項3県委託金、目1総務費委託金の62万4,000円の増額補正は、各種統計調査委託金の交付決定等に伴う増額でございます。

目6教育費委託金20万円の増額補正は、道徳教育推進校として指定されました西小学校及び西中学校への研究事業委託金でございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金31万円の増額補正は、ふるさと納税の寄附見込み額と現計予算額との差額30万円と奨学基金への寄附、1件分でございます。

次の、款18繰入金、項1基金繰入金目5福祉基金繰入金152万円の増額補正は、予防接種法の一部改正に伴う高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に充当するもので、次の目6ふるさと基金繰入金44万7,000円の増額補正は、ふるさと納税の謝礼品と発送代に充当するものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、1,907万2,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、補正予算に計上させていただきました。

次のページをお開きください。

款20諸収入、項3雑入、目3雑入の19万5,000円の増額補正は、県営人車軌道開業100周年記念事業実行委員会の解散に伴う残余金と、中央公民館のヨガ教室の参加者負担金でございます。

款21町債、項1町債、目3土木債600万円の増額補正は、第2表で説明させていただきましたが、町道中野大多喜線の排水整備工事に充当するものでございます。

次のページをお開きください。

歳出予算についてご説明をさせていただきます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費167万4,000円の減額補正は、人事異動による給料、職員手当等、共済費の変更で、共済費につきましては、負担比率の一部改正を含んでおります。

以下同様でございますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

次の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費443万6,000円の増額補正は、特別職と一般職の人件費の増額と、一般事務費は、行政手続法の一部改正に伴い行政手続制度の対象となる処分の整備に関する委託料と自治研修センターで実施する職員研修負担金、男女共同参画推進事業は、本町の計画策定に当たり男女共同参画の意識度ををはかるためのアンケート調査を実施する郵便料等でございます。

次の目5財産管理費169万6,000円の増額補正は、小沢又地区の貯水池の悪臭及び洪水対策として改修工事を行うものでございます。

次の目6企画費289万4,000円の増額補正の主な内容は、企画事務費の町国際交流協会補助金は合併60周年記念式典の翌日がお城まつりのため、メキシコ大使代理のご家族、通訳、運転手等の宿泊費等に関する補助でございます。

地域情報通信基盤設備保守委託料は、光ケーブルを添架している電柱の建てかえに伴う光ケーブルの移設33本分の委託料でございます。ふるさと基金積立金は、次のページに続きますが、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。総合計画審議会は、今年度2回開催する予算ですが、3回開催する予定のため、委員13名分の報酬を計上させていただきました。次のふるさと納税事業は、ふるさと納税の謝礼品、チラシの印刷代、商品の発送代、インターネット申し込み時のクレジットカード決済の使用料等でございます。

目 7 電子計算費119万円の増額補正は、L G W A N接続回線の変更やマイナンバー制度の導入に伴う中間サーバーの利用負担金でございます。

次の項 2 徴税費、目 1 税務総務費114万2,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額と、次の目 2 賦課徴収費16万2,000円の増額補正は、現在使用している土地家屋課税台帳等のファイリングシステムのパソコン 1 台の保守が困難なことから、保守可能なほかのパソコンでそのシステムを使用するため、設定変更する経費でございます。

次の項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費21万6,000円の増額補正は、職員手当等と共済費の増額でございます。

次の項 5 統計調査費の目 1 統計調査総務費118万7,000円の増額は、人事異動による人件費の増額で、次の目 2 各種統計調査費の60万6,000円の増額補正は、次のページにわたりますが、農林業センサスの統計調査員への報償費の増額、経済センサス等の需用費の増額などでございます。

次の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費25万6,000円の増額補正は、人事異動による職員人件費並びに障害者計画及び障害者福祉計画策定委員報酬と旅費等の増額に国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

次の目 2 国民年金費の137万6,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額で、次の目 5 介護保険事業費の115万4,000円の増額補正は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次の項 2 児童福祉費の目 1 児童福祉総務費80万6,000円の増額補正は、人事異動による人件費の減額と次の89ページですが、150人分の子育て世帯臨時特例給付金の増額でございます。

次の目 4 児童福祉施設費689万1,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額と保育園の自動ドアの修繕やすのこの購入費などでございます。

次の款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費335万5,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額で、次の目 2 予防費の519万1,000円の増額は、制度改正に伴うがん検診対象者の増加と予防接種法の一部改正により、10月 1 日から高齢者肺炎球菌ワクチンと水痘ワクチンが定期接種になるため、該当者に対する予防接種委託料と郵便料の増額でございます。

目 3 環境衛生費18万5,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額で、次の目 5 火葬場費27万1,000円の増額補正は、無相苑入り口門扉の修繕と、危険物取扱者試験講習会の

受講料でございます。

次の目 6 地域し尿処理施設管理費50万4,000円の増額補正は、浄化槽移送管と細目スクリーンの修繕費でございます。

次のページをお開きください。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費26万7,000円の増額補正は、人事異動による人件費の増額と、周辺の草刈り賃金、P C B 保管講習会の受講料でございます。

次の目 2 塵芥処理費105万3,000円の増額補正は、廃蛍光灯、廃乾電池破碎分別及び選別作業等の委託料と缶処理ホイスの修繕料でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費50万4,000円の増額補正は、農地法の一部改正により来年度から農地台帳がインターネット閲覧できるようにするため、システム改修委託料と、共済費の負担率の改正によるものでございます。

目 2 農業総務費364万6,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額で、次の目 5 農地費148万9,000円の増額補正は、平沢ダム敷地内の井戸のポンプの購入、上原地先の換地更正業務の用地測量、雪害により被害を受けた農林道等 4 路線の補修用材料でございます。

目 6 農業施設費420万1,000円の増額補正は、養老溪谷観光センターのトイレの水道料、味の研修館のし尿浄化槽の汚泥清掃手数料、連絡通路改修工事、農村コミュニティーセンターの多目的ホールの天井、非構造部材耐震化設計業務とオープンつきガスコンロの交換取りつけ工事でございます。

次のページをお開きください。

項 2 林業費、目 1 林業総務費の 1 万9,000円の増額補正は、共済費の負担率の改正によるもので、次の目 3 大多喜県民の森運営費272万円の減額補正は、人事異動による人件費の減額と臨時職員 1 名分の賃金等の増額でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費252万7,000円の減額補正は、人事異動による減額で、目 2 商工業振興費180万円の増額補正は、商工会館外装改修工事に対する補助でございます。

次の目 3 観光費75万4,000円の増額補正は、忠勝公園の公衆トイレのプロウアーの交換、観光本陣のガスエアコンの基盤等の交換、大多喜城フォーマットの修正及び増刷、大塚山の案内看板 3 カ所分の設置工事でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費661万3,000円の増額補正は、人事異動による人件費の増額、次のページにわたりますが、公用車のタイヤ交換や修繕が主な内容でござ

います。

次の目2 登記費748万6,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減額と分筆測量登記2筆の公共嘱託登記の委託料でございます。

次の項2 道路橋梁費、目1 道路維持費115万6,000円の増額補正は、公用車の燃料費とタイヤの交換、赤道の舗装資材、青道の敷設U字溝の購入などでございます。

目2 道路新設改良費1,341万5,000円の増額補正は、人事異動による人件費の減額、弓木西下線の地形及び路線測量や中野大多喜線の道路排水整備工事、増田小土呂線、弓木西下線、弓木道持原線の用地買収と増田小土呂線の舗装費でございます。

目4 交通安全対策費の265万3,000円の増額補正は、パイプバリケードの購入、宇筒原交差点の改修、西畑交差点の区画線工事、ガードレールの購入でございます。

次の項4 住宅費、目1 住宅管理費84万3,000円の増額補正は、次のページにわたりますが、町営住宅退去に伴う修繕と、田丁団地の1棟からシロアリが発生し、その棟の駆除は終わりましたが、隣接する5棟のシロアリ駆除業務でございます。

目2 宅地造成費79万9,000円の増額補正は、城見ヶ丘団地の遊具の修繕、分譲地の仲介手数料、分筆測量などでございます。

次の款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費197万2,000円の増額補正は、漏水している黒原地先の防火水槽の改修工事と、石神、小苗地先の消火栓の改修工事でございます。

目4 災害対策費200万円の増額補正は、防災行政無線の固定系設備のバッテリーの交換と無線局の定期検査手数料でございます。

次の款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費の101万円の減額補正は、共済費の率の改正、人事異動等による人件費の減額と奨学基金への積み立ては、前年度歳入分の10万円を含んで積み立てるものでございます。

次の項2 小学校費の目1 学校管理費161万5,000円の増額補正の小学校施設管理事業は、降雪により被害を受けた西小学校の連絡通路の屋根の改修工事と、総元小学校の防犯灯設置工事や各小学校の小破修繕で、学校管理事業の西小学校は次のページにわたりますが、サッカーゴールの購入費、大多喜小学校は蛍光灯の基盤の修繕が主な内容でございます。

目2 教育振興費210万円の増額補正は、道德教育推進校として西小学校が授業の公開などに使用する経費と、総元小学校と上瀑小学校の閉校行事实行委員会への補助でございます。

次の、項3 中学校費、目1 学校管理費156万5,000円の増額補正は、大多喜中学校の管理棟と剣道場、西中学校の部室等の雨どいの修繕で、学校管理事業の大多喜中学校はトイレセン

サーの修繕と植木の手入れ手数料でございます。

目 2 教育振興費76万8,000円の増額補正は、道徳教育推進校として西中学校が授業の公開などに使用する経費と、大多喜中学校の柔道部が関東大会、全国大会出場時の補助でございます。

次の項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費321万円の減額補正は、人事異動による減額と旧田代分校の電気釜の撤去費でございます。

次の、目 2 公民館費40万2,000円の増額補正は、ヨガ教室の講師謝礼、水道使用料、排煙設備の修繕などでございます。

次のページをお開きください。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の285万5,000円の増額補正は、人事異動による人件費の増額で、次の目 2 学校給食費190万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う減額と、旧夷隅町分の学校給食を廃止するための運営委員会開催時の委員報酬、厨房機器の修繕、給湯配管等の改修工事などでございます。

目 3 体育施設費19万7,000円の減額補正は、人事異動によりアクアインストラクターの資格を有する職員が配属されたため、研修旅費、健康診査委託料を減額しました。また、増額としまして、石灰等の屋外施設用の消耗品、施設管理用修繕分と管理用消耗品でございます。

次の102ページから111ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第 6 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、75ページの地方債の補正についてお伺いさせていただきます。

こちらの過疎対策債を使うということでございましたけれども、こちらはお借りするに当たって政府系資金をお借りするのか、民間系資金をお借りする予定なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この資金の区分でございますが、この後、県と協議をいたしまして、県のほうで配分していただいて、町の借り入れ先が決定することになります。ほとんどが政府資金のほうで貸していただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、その際、普通貸し付けでお借りするのか、証券発行の形になるのか、どちらになるケースが考えられますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 証券発行は町でしておりませんので、普通貸し付けの方法で借り入れということになります。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

もう1点、違う角度になるのですが、79ページの道德教育研究授業が西小と西中で今回やりになれるということになったんですけれども、どういうことを授業としてはやる形になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） お答えいたします。

今、学校では子供たちがいじめというようなこととか、あるいは先日も東京都で小学生が2人でビルから飛びおりて自殺とか、非常に心の教育ということに力を注いでおります。県でも、各こういう、夷隅なら夷隅、長生なら長生、何校かをこういうふうに指定しまして、ぜひ道德教育をもう一度原点から見直して、しっかり教育してほしいということで、たまたまことし夷隅管内では、西小、西中それから大多喜高等学校も入っているのですが、小中で連携して、子供の心の教育を率先してやってほしいということで、それぞれ10万円ずついただいているのですが、実際には、秋にそんなに大げさにやらなくてよろしいという県のお達しがありまして、それぞれ研究の授業をやります。ですから、大多喜町でやる場合は小中学校の先生方とか大多喜高校の先生方に案内を出します。それから、保護者の方にもぜひ学校の道德教育ではこういうことを授業でやっていますよという紹介をすることで、昔やっていた全県的に西小学校がこういうふうに道德教育をやって多くの学校の二、三百人先生方を呼んでというようなことではありませんで、比較的地域とか保護者の方に学校の中でこういう

道徳の教育をしていますということを発表する機会でございます。この秋に小中とも予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 教育長、これはたまたまというお話でございましたけれども、特別私は大多喜町に何か問題があるとは思っていないんですが、大多喜町が特別いいとか悪いとか、逆にいいとかということで選ばれたとかそういうことではないんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 大変よい子供が育っているということで選ばれていると思っております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 99ページの2番の教育振興費のほうなんです、小学校の教育振興事業につきまして、これは閉校行事实行委員会の補助金ということなんですけれども、これは200万円ということなんですけれども、割合はどういう状況になっているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 割合につきましては、総元小100万円、上瀑小100万円ということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 79ページの社会保障・税番号システムの整備費が410万円出ているんですけれども、どういうふうに使われるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えします。

補正額の410万6,000円のうち、98万1,000円につきましては、84、85ページのほうに歳出がございますけれども、中段よりやや上、電子計算業務、その中の19節の負担金補助及び交付金98万1,000円ございますが、これに充当いたします。残りの312万5,000円ですが、これにつきましては、当初予算の総務費の総務管理費電子計算費、その中の委託料でパソコン用ソフト修正委託料ということで、432万円当初予算に計上させていただいておりますので、これに充当させていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 次の質疑に移ります。85ページ、項5の目2農林業センサスそれから経済センサス、これは全くわかりません。どんな目的でどんなことをやるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えします。

まず、農林業センサスですが、経済センサスも一緒ですが、これは国の事業の受託をしている事務でございまして、例えば農林業センサス、まずセンサスという言葉ですが、これは国が行う基本的な調査、全体的な調査というふうに訳されているようですが、農林業センサスは5年に一度行われるもので、来年の2月1日を調査時期としまして、その農家の経営の面積ですとか、主要な作目、あるいは世帯の状況とかそういうものを調査するものでございます。

経済センサスにつきましては、これも5年に一度ということで、その事業所とか企業、その産業とかそういうものの、例えば従業員数ですとか事業の種類とか、そういうものを調査するものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうするとこの調査は、言ってみれば農業関係、それから商工業関係の国勢調査みたいなものでしょうか。これを何かに使うというか、町がこれをもとにして次にこういう事業を考えているというその下準備というわけではないですね。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは国の事務、法定受託事務で町が受託しておりますので、これは、当然国の農業施策あるいは経済施策そのようなものの基礎資料として使われまして、新しい政策のほうに反映されていくというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 次に行きます。

89ページの款4、項1の目2予防接種なんですけれども、先ほど、高齢者の肺炎球菌ワクチンということでしたが、もう一つ忘れちゃったんですけれども、高齢者の場合は今まで受けている方もいらっしゃるよ。その方に対してはどうなるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問なんですが、高齢者の肺炎球菌ワクチン、10月1日から定期接種になるんですが、それまで任意接種ということで高齢者の肺炎球菌ワクチンを実施しております。今後もその分については実施をする予定でございます。

以上です。

○11番（野中眞弓君） もう一度、よくわかりません。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今までやっておりました任意接種、高齢者肺炎球菌の任意接種も引き続き実施する予定でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今度の新しく定期接種になる。定期接種ってもう国が責任を持ってやるんですよね。打たれるほうは無料じゃなかったんですか。そことの兼ね合いでどうなるんでしょうか。何歳からで、そこを説明してください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、定期接種になった場合、65歳が対象になります。ただ、経過措置といたしまして、この26年から30年まで5年かけまして、5歳刻みで接種する予定でございます。そのあいた年齢、その人たちのために任意接種も残す予定でございます。それと、今、負担金の関係ですが、任意接種でやはり2,000円の補助をしておりますが、今回の定期接種につきましても2,000円の補助という形で考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 定期接種についてもお金取られるんですか。それからもう一つ、これでこの項については3度目になりますので。予防接種の接種率なんですけれども、決算のときに配られる成果表、それには予防接種の受けた人の数はいろいろあるんですけれども、一体どのくらいの方が受けているのかという。接種率がわからないので、大体この辺についてはみんな受けているのねとか、これはまだなのねというのがあると思うんですね。それによって周知の仕方とかあると思うので、接種率がわかりましたらお答えください。

2つね。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 負担金の関係なんですが、任意接種も2,000円ということで取っておりまして、実際に全額補助という形ではございません。高齢者のインフルエンザ、これも定期接種でやっておりますが、それと同じような形で2,000円で補助するような形に

なります。

それと、予防接種の接種率ということなんですが、予防接種につきましては、ワクチンによっては年1回とか3回受けなくてはならないワクチンとか、混合で受けるワクチンとかありまして、実際にうちのほうでは乳幼児の接種率については把握はしておりません。ただし、本町ではほとんど乳幼児につきましては、受診している状況でございます。また、この10月、11月に受けていない方の再勧奨という形で実施する予定でございます。

それと、高齢者のインフルエンザにつきましては、受診率57.7パーセントでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、野中さんの関連の質問で恐縮なんですけれども、65歳、70歳のと言っていましたけれども、その間で受けた場合でも該当するということですか。例えば私今68なんですけれども、68歳でこれやっても大丈夫だということですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、そのとおりでございます。それは一応任意接種という形で受けられる予定でございます。ただし、任意接種で1回受けた方については該当ならないということになります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、受けられないというのがよくわからなかったんですけれども、どういうことなんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 受けられないというのは、この高齢者肺炎球菌ワクチンの場合、1回きりの補助となります。そういう関係で2回目は受けられないという意味でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 肺炎球菌ワクチンの件なんですけれども、1回は援助が出るけれども、大体5年ぐらいの効力だと言われているじゃないですか。本人の意思で受ける分にはそれは構わないんですか。それとも、もう全く1回打てば余命はみんな大丈夫だよということなんですか。それともう一つ、もしも自分で任意で受ける2度目以降の費用はどのくらいになるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問でございますが、議員さんお見込みのとおりでございます。確かに肺炎球菌の場合5年ぐらいは効力があるということで、5年以降については、やはり自費扱いで本人の意思という形になると思います。それと、金額的には約7,000円から8,000円の間だと記憶しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 91ページの項2、目2の環境センター運営事業で、廃蛍光管・電池の破砕何とか委託、この内容について教えてください。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 廃蛍光管、それから電池の破砕等の委託料の関係なんですけれども、これは、二、三年前から環境センターで保管していた廃蛍光管と廃乾電池で町内からその他不燃ごみとして回収をしたものです。ガラスの破片や、それから水銀関係ですね、こういうのがありまして、職員が処理するには危険があるという関係から、まとめて処理する方向で、保管を建物の中に入れたんですが、これがいっぱいになってしまいました。

今回、その第1弾といたしまして、破砕及び選別作業を専門業者に委託するものでございます。飛び散らないように破砕機を使用しまして、細かく砕いてドラム缶に入れる作業です。およそドラム缶に60本ほど、約10トン近くですかね、を見込んでおりまして、専門業者が4名で4日間を予定しております。それに伴う委託料でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今の関連になると思うんですけれども、先ほど説明がありましたPCBの保管料、さっき話が出たと思うんですけれども、今の説明はそれにかかるものなんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 今の委託料はPCBには関係ありません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それはP C Bの保管というのはどこから出たものなんですか。先ほど説明がありましたよね。P C Bの保管って。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 先ほど、企画財政課長のほうの全体の説明の中では、P C Bの講習を受けるということで予算化をしてあります。これは、環境センターのほうもそうですし、ほかで管理している部分のところでもあると思います。環境センターのほうは、現在、建物の2階部分にしっかりと保管庫を設けまして、そこで他の方が入れないような形で管理をしています。もともとは学校関係で使われていたP C Bの部品だということで、大きさ的には30センチ角くらいの箱の中に入っていて、その中に3つぐらいですね。量は非常に少ないんですけども、ただし、扱いはこれ非常に難しいものですから、ちゃんとした業者に委託しなければいけないということで、それまでの間の管理をするための講習を受けるということで予算化はとってあります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 83ページの町国際交流協会補助金、宿泊費20万円ということなんですけれども、これはたしか60周年が27日のお城まつりの前夜祭の前にやって、お城まつりの当日に国際交流の会議をやるので2日間にまたがるので宿泊費を出すということなんですけれども、もし、別々の日にやるというと、例えばこの宿泊費は発生しないんでしょうか。それとも別々にやると旅費等が発生して、別々の日にやるより、連続でやったほうが経費的に安くなるのか。それともう一つ、出席する方、国際交流等60周年にダブって出席する方もかなりの数がいらっしゃるんじゃないか、近くの方はいいんでしょうけれども、遠くの方もいるんじゃないかなと思います。その遠くから来る方、メキシコ以外ですね、宿泊の必要があるような方等もいらっしゃるのか、もし、いらっしゃるならその辺の負担も考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 初めに、メキシコ関係ですけれども、本来、日にちが重ならない、前日と当日ということになるんですが、今まで、お城まつりのときには、こちらから車を用意して、それでこちらに来ていただいたということで、それについては、もし別の日になれば費用は発生しないというようなことでよろしいかと思います。

それと、遠方から来られる方、かなりの方がいらっしゃると思いますけれども、町に係している方で千葉県内の方が非常に多いということで考えておりますので、それについては、ほかに費用負担をこちらから出すというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） そうすると、連続でやったほうが経費的に安くなるのかということ为先ほど聞いたと思うんですけども、別々にやるより連続でやったほうがその辺の経費的な面はどうなのかということを行ったと思うんですけども、その辺は。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 連続でやったほうがいいか、あるいは別々のほうがいいかという費用ですけども、現実としては連日で行っておりますので、メキシコの宿泊費ということで、メキシコ大使のレセプションということで、こちらに来ていただくということを考えれば、その費用は発生しているというのは事実だとは思いますが。

あと、もし単独で別々の日になるということであれば、本来であれば、メキシコ大使もこちらにお迎えに上がるのではなくて、来ていただくというような形になるのではないかとこのように考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 今の根本君と関連するんですけども、今まではバスで送り迎えしたんじゃないですか。何年前か町長さんが初めてのとき、溪谷で滝見苑さんか何という旅館だったか、あそこでやったときは確かに宿泊したような気がするんですけども、あとはほとんどバスで送迎していたんじゃないですか。何で今回は宿泊するということになった。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご質問ですが、普通でいいますと、お城まつりのいわゆる大名行列のあるその日一日でしたから、基本的には先方さんから来ていただいて、また多くの人に来ていただくためにバスを1 台うちのほうで用意して、来ていただいたという経緯がございます。今回は、60 周年記念事業に出ていただいて、次の日もそのまま出るということなんで、大使の関係者だけは宿泊をこちらでとりましょうと、あと一般の人はまた同じようにバスで迎えにいくということで、これ毎回あるわけじゃないんですが、それと同時に、私ども大河ドラマ誘致に向けていろいろ協力していただいておりますので、そういったものを含めまし

て、今回は連続で来るということで用意させていただきました。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 歳出で83ページ、款 2 総務費項 1 総務管理費の財産管理費の中で、先ほど工事請負費の中で何かの悪臭のどうのこうのという説明しましたね。具体的をお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、小沢又地区から要望が出ていたんですが、小沢又のため池、貯水池ですね、それが東京電力からうちのほうを買った土地なんですけれども、そこの水がたまっていて、余り流れずに悪臭だとかが出るということで、その対策を何とかしていただきたいということで要望がございまして、町のほうでは、それをどういうふうにしたらいいのかということで検討して、今回この改修工事によって、余水吐けを少し下げることによって、水の流れをよくするような形で、できれば対応したいというふうを考えて、今回予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） このため池の大きさにもあると思うんですけれども、悪臭が出るというのが余りよく理解できないんですけれども、うちの上にも大きなため池ありますけれども、何が原因なんですかね。もう一度わかったらというところで。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ただいまの小沢又地先のため池なんですけど、過去に東京電力が発電所をやっているときに、そこを中継したため池なんですけれども、そこに今現在水がもうたまっている状況なんです。そうすると、夏場その蚊の発生だとか異臭というのですか、そういうものが夏場に発生するので、あそこの池を埋め立てとか、水を掃いてくれないかという地元からの要望がございまして、町としては、あそこに川も上流から流れてきますので、なるべく経費のかからない方法で、そこを水を掃いちゃおうということで、今回、水を掃けるための工事ということで予算計上をさせていただいたものでございます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ちょっとくどいので大変恐縮なんですけれども、このため池は何の目的で、今、東京電力のどうのこうのと言っていたんですが、ふだんは何のあれで使われているんですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 説明は、今、皆さんが言ったとおりだと思いますけれども、基本的には、あのため池というのは、当時は東京電力ではありませんけれども、発電のためにあれは一時貯留して、それをまた今の面白まで引き込んでいたというのが従来使っていた使い方なんです。それで、水道のほうも、そのため池を受けてから、水道がそれを使っていたんです。しかし、水道のほうもいわゆる栗又から来る隧道とそれから貯水池に一回ためたものと、それからもう一回隧道を通過して面白まで行く間を逆に管でつないでしまいましたので、その水が死に水になるわけですね。今までは流れてきた水をため池にためますけれども、それをまた面白に流していたという経緯があるんですけれども、今は一切それをしなくて、その間を管でつないでしまいましたので、そうすると非常にそういうことで死に水ということで、悪臭あるいは蚊の媒介という形になると思うんです。地域の皆さんも非常に困るということで、現実にはその池はもう使わない状態になっているということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

8 番渡邊泰宣君。

○8 番（渡邊泰宣君） 91ページの項1 農業費の中の鉾毒ダム対策事業のところ、井戸ポンプの購入費とありましたけれども、この井戸ポンプというのはどういう使用目的であるのか、ちょっと。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 平沢ダムの事務所の水洗とか手を洗うそういうものに使っているポンプでございます。故障したので今回新規に入れるものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） 同じように91ページなんですけれども、雪害による林道の復旧工事というようなことをおっしゃってありましたけれども、具体的に4カ所どこでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 2月の雪害で林道農業用水路ですけれども、下大多喜地先が1カ所、台地先が1カ所、あと林道川畑線に1カ所、久我原地先が1カ所になります。以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 93ページの項2目3の県民の森職員人件費減額が457万6,000円というのは大変大きいんですけれども、どういう人事異動があったんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 県民の森については、本年度から1人職員が減っております。そのために457万6,000円が減額となりまして、賃金185万6,000円につきましては、臨時職員を補うということで、計上させていただきました。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 95ページの交通安全対策費、説明の中で宇筒原交差点の交通安全事業ということで、これはあれですか。夏の蛍の時期にかなりの人が来るので、その交通安全のためにあそこをやろうかということなのか。もし、蛍のときに一時混雑するということであれば、あそこから蛍の会場までずっとかなり危険なことが多いんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、宇筒原地先の交通安全対策でございますが、松尾宇筒原線と黒原上野線の交差点がやや鋭角といいますか、直角でなくて、ちょっとずれたような形であそこ交差しておりまして、非常に危険だということで警察のほうからも指導がありまして、あそこの交差点の中にラバーポール等の設置をしまして、あそこの安全を図るもので、蛍とはちょっと関係はございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） あそこを改良すれば、蛍の時期の交通安全対策にもなるんじゃないかなうかと考えます。ただ、蛍の時期、かなり交通量がふえて危なくなっているような状況ではなかろうかと、いつ事故が起きてもおかしくないような状況が何日かその時期続くんだらうと思うんですけれども、その辺の対策とかは何か考えていらっしゃいますか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま議員さんおっしゃるように、その交差点につきましては、確かに蛍の時期もお客様は通りますので、その安全性は図られると思いますけれども、あと実際に中のほうですか、もうちょっと奥に入ったところですが、そっちらうにつ

いては現在のところ計画はございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、考えていないということですけれども、今後はいかがですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今後は、関係課あるいは地元、区と協議して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） 先ほどの県民の森の人件費の件ですが、職員が 1 人減らされて、その分臨時の職員を 1 人入れたということです。その賃金が 150 万円ですが、どんな勤務をするのでしょうか。これもし年収で 150 万円といたらワーキングプアのうちに入りますよね。そういうことが心配です。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この件につきましては、県の指定管理を受ける時点で事務職 5 名、作業員 3 名ということで報告、指定管理を受けているもので、職員が減った分、4 月 1 日から勤めている状況です。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11 番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） 日々の勤務についてはどういう実態でしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 日々の勤務については、事務と作業と両方をやってもらっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11 番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） それは勤務の内容なんですけれども、役場に籍のある、正規の職員と臨時職員との仕事の内容というのはどういうことでしょうか。仕事の内容が同一でありながら、賃金がこんなに低いのか。それから待遇全体はどうなっているのでしょうか。仕事の内容と待遇と。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 仕事の内容につきましては、ほとんど作業のほうが主になります。待遇につきましては、ほかの方と一緒に賃金になります。

（「ほかの方というのは」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） 正規の臨時職員ですね。臨時職員と一緒にになります。

（「どういう対応ですか。臨時は」の声あり）

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 今、質疑応答をやっているのですが、議運として執行部の皆さんと議員の皆さんに申し上げます。議長の指示を必ず受けてから落ちついて質疑応答をやっていただきたい。そういうふうに思います。よろしくどうぞ。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 99ページの款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費で、先ほど吉野君が閉校実行委員会の補助金の件で聞きましたけれども、これは、教育長、あれですか、あくまでも100万ずつ出して、上瀑小学校、総元小学校のそれぞれの企画に沿って、要するに地元主催といいますか、そういうことを尊重してということで、別に教育長のほうから指示とかそういうことはありませんね。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） そのとおりでございます。

200万ということで、先ほど吉野議員からご質問がございましたけれども、100万、100万ということで、これは前に統合しました老川小学校の金額等も同じような形でやっております。この中で一番かかって、要望が出ておりましたのが、閉校の記念誌をつくるということで、記念誌をつくるということは大変額がかかりまして、大体60万から70万くらい、それぞれの両地区とも今原稿を集めておる状態ですので、閉校記念誌でかかる六、七十万というのが一番大きいと思います。そのほかにつきましては、その地域で、さまざま今実行委員会等でご苦労されて、いろいろな閉校行事とかその前にやるお祭りとか、いろいろなことを考えてくださっておりますので、それはその地域にお任せして、教育委員会がこうですというようなことは全くございません。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、83ページなのですが、先ほどご説明の中で、共済費の負担比率が一部改正になりましたというお話があったんですが、これはどのように変わったんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 共済費ですが、これはやはり上がったということで、例えば一般職に関しましては、月例給と賞与、ボーナスで違うんですけれども、例えば、月例給ですと介護保険がない方ですと、0.1パーセント、0.1から0.4パーセントですか、賞与のほうに関しましては、0.3パーセントから0.09パーセント上昇しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、93ページの観光振興事業、看板設置工事ということで、大塚山の案内看板をつくるということで計上しているということです。それで、それとはちょっとあれなんですけれども、ユネスコの記念式典が終わると、ここもその観光施設として利用するではなかろうかと思っております。その際、ここの案内看板とかですね。それと、ちょっと聞くと大型の観光バスだけは、ここに通させてここを据えた観光の施設としても利用したいということを伺っていますけれども、その辺の費用というのは今回は計上、記念式典が終われば観光施設としては利用できるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の費用は計上しないんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 答弁できます。

今の質問については、関係ありませんので、答弁のほうは。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 93ページです。款6項1目2の商業振興費で商工会への補助金が180万あります。この内容について、具体的に説明してください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 商工会館の外壁塗装などの改修工事の補助金でございまして、町商工会事業運営費補助金交付要綱第3条の規定によりまして、工事費の2分の1以内で交付するものです。本体外装改修工事492万1,000円に対して、当初予算が50万、今回補正で

180万、合わせて230万の補助金を交付するものです。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 初めて聞くというと申しわけないんですけども、商工会館は民間の団体だと思うんですが、そういうところの補修に対しても随分な大盤振る舞いだなっていう気がします。このような民間団体に対しての補助制度というのは、ほかにどういうものがあるんですか。それとも対象になるものというのは商工会館だけですか、町内では。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 商工会事業運営費補助金交付要綱は、この商工会だけが該当になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 商工会ということではなくて、民間団体のこういうハードに対する事業に対しての町からの補助対象になっている建物は、ほかにはあるんですかということです。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） はっきりはわかりませんが、多分商工会館だけではないかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 95ページの款7項1目2登記関係の人件費なんですが、825万1,000円の減額になっています。内容について説明してください。それから、町の登記事業、かつていろんなところがまだ未登記で、おくれればおくれるほど大変になってくるということで、早く進めろという町民からの声なんかもあって、私も含めて何人かの議員がそういうことを進言していると思うのですが、そういう意味で町の今の登記状況、年間どのくらい進んでいるかとか、わかる限りで結構ですので、説明してください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、ただいまのご質問で、まず人件費のほうの減額でござ

いますけれども、この825万1,000円につきましては、登記関係に職員が人事異動で3名から2名になりまして1名減になっております。その分が825万1,000円でございます。あと、登記関係の進捗率ですが、これにつきましては、ただいまご指摘あったとおり非常におくれているのが現状でございます。それで、調査済みで現在16.4パーセントです。調査が終わっていて登記が済んだところは9パーセントでございます。要は完結しているのが9パーセントで、調査済みが16.4パーセントあるんですけれども、その差は、まだ登記が済んでいない。現在、県に検査を出している状況で、途中でとまっているというような状態になっております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そういう状況の中で、このおくれているという中で職員が減らされて、さらにおくれていくという心配はないんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） このままいってしまうと確におくれてしまうかもしれません。ただし、今後、限られた人数の中で、いかにして登記の進捗率を上げていくか、地籍調査を上げていくかという課題が残されますので、方法を、今やっている方法からまた違う方法へ転換して、いる人数で、できるだけ早い地籍調査ができるような体制を組んで、できれば20年程度で全てできるような計画を今検討中でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それは確実なんですか。本当に何かがあったときに、すぐに仕事に取りかけられる、それからトラブルがない。この前も雪害で、きのう渡邊議員が出された橋のところなんか見てみたら、国が把握しているものと実態が全然違うということがわかったりして、やはり町の事業を住民のためにも、きちんとやっぱり町有財産というのをはっきりしておく必要があると思うんです。どうして今年度こう事業がおくれている中で、人を減らされたのか、やっぱり問題だと思うんです。必要であれば人数をきちんと確保して、20年といわず、私たちが目の黒いうちにきちんとしておくべきだと思うんですけれども、どうなんでしょう。人がいなくてもできるような、それは手だてなんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） できれば職員は多いほうがいいんですけれども、おっしゃるように、ただ限られてしまうということで職員がやっていた分をできれば委託させていただいて、

そういう方法で進めていきたいというふうに考えております。ただ、それには財政的なものも伴いますので、そういうものが全てクリアされればということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の地籍調査ですね。私もこれ本当に昔ですね、まちづくり検討委員会で、国の計画は向こう20年で全国の地籍調査を終わらせるということを県庁の知事室へ行って説明を受けております。それで今の加曽利総務課長さんに聞いたら、その件は200年かかるか300年かかるかわからないと言われたんだけど、実際私も何回が質問しまして、国交省のホームページを見て、地籍調査アドバイザーという制度があります。これは、国の予算で調査員の給与も国から出ますので、その辺をもう少し勉強してほしいと思います。地籍調査アドバイザー、結局役場の職員が老川地区をやっている、老川地区の職員が担当ということだとやはり地元からクレームが、ノイローゼになったり、そういう経過がありますので、できればそういう制度がありますので、町の給料じゃなくて、国からそういうシステムがあるということで調べましたので、地籍調査アドバイザーも全国40名いる、いろいろあるらしいですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 答弁はいいんですか。

○9番（吉野僖一君） 一応答弁してください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまの地籍調査アドバイザーというお話をいただきましたけれども、大多喜出身の石塚さんという方が地籍調査アドバイザーでいらっしやいまして、その方とちょっとご指導いただきまして、先ほどの発言をさせていただきました。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 97ページ、款8項1目3で消防用施設の維持管理事業が197万2,000円あります。防火水槽の修理管理と消火水槽の改修だということですが、防火水槽の管理は本当に大変だと思うんです。それを消火栓に変えていく、しかも消火栓はマンホール型ではなくてヨーロッパ型というか、道路の端っこにちょいと立ってすぐにカチャンと入れられる、そういう消火栓に変えていく計画の有無というのはありませんか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 消火栓に変えていくという計画は、できればそういうふうにしていききたいと思いますけれども、現在そういう具体的な計画はございません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 消防団員が少なくなったり、あるいは消防団に入っていただくような年代層の方が、地元の職場ではなくて遠くの職場に行っていて、本当に消防活動は今大変な状況だと思うんです。できるだけ手間暇のかからない体制に乗りかえていくということはまちづくりにとって重要だと思うんです。そういうものをまちづくりの計画に、今はないけれども組み込んでいくという見通しというのはいないんですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その消火栓を計画していったらどうかということでございますけれども、これは、消火栓も実際に使える水道本管の口径というのがあるんです。ですから、その口径が小さいと、それはつけてもほとんど出ないんですね。ですから、大多喜町の場合は、基準の本管というのは本当に幹線道路にしかなくて、地域に入りますと、ほとんど消火栓はついていますが、実際の消火栓としての機能は果たせません。ですから補給水というような形になると思います。ですから現実に関今のお話に入っていきますと、本管の入れかえをどんどん150以上していかないといけない。それが大多喜町の水道として現実的ではありませんので、やはり防火水槽というのは非常に効果的なものだと思います。

そういうことで使えるところはなるべく使い、また、補給水として使えるところは使いますけれども、現実的ではないということになります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午前11時19分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時29分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 議員の皆さんにお願い申し上げます。質疑に際してはわかりやすく、また、要望やご意見に関する内容は避けまして、議題外の質疑をされないようお願い申し上げます。

日程第2、議案第8号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいま議題となりました議案第8号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入におきましては、前期高齢者交付金の交付確定及び人件費の減額に伴う繰入金の減額補正並びに繰越金の増額補正等でございます。

歳出につきましては、後期高齢者支援金、介護納付金の確定及び人事異動に伴う人件費の減額補正並びに平成25年度療養給付費交付金の精算による返還金の増額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

113ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ917万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,114万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、118、119ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額3,602万5,000円の減額補正でございますが、交付確定に伴う減額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額69万円の減額補正でございますが、人事異動により人件費の減額に伴うものでございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額2,607万5,000円でございますが、前年度からの繰越金の増額補正でございます。

11款諸収入、2項雑入、6目雑入、補正額146万4,000円でございますが、国民健康保険中央会から交付されることとなった保険者支援金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、次の120ページ、121ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額69万円の減額補正でございますが、人事異動に伴います人件費の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費、ともに補正額はございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般非保険者高額療養費につきましても、補正額はございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、1,040万9,000円の減額補正でございますが、後期高齢者支援金の確定による減額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務拠出金10万4,000円の減額補正でございますが、拠出金の確定による減額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、252万1,000円の減額補正でございますが、介護納付金の確定による減額でございます。

9款諸支出金、1項償還及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、60万円の補正でございますが、還付金の予算不足による増額補正でございます。

3目償還金、394万8,000円の補正でございますが、平成25年度療養給付費交付金の精算に伴い返還金が生じたことによる増額補正でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから、議案第８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君）　挙手全員です。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第３、議案第９号　平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君）　それでは、大多喜町介護保険特別会計補正予算について、説明させていただきます。

131ページをお開きください。

議案第９号　平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、歳入では、過年度分地域支援事業支援交付金、一般会計繰入金、前年度繰越金の増額、そして、国、県の地域支援事業交付金の法定負担金、介護給付費準備基金繰入金の減額でございます。また、歳出におきましては、介護保険関係職員人

件費の増額、地域包括支援センター職員人件費の減額、支払基金への前年度精算に伴います返還金の増額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,939万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

136ページ、139ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうからご説明させていただきます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 地域支援事業交付金、包括的支援事業2事業、補正額55万2,000円の減額でございます。これは、地域支援事業費の減に伴う国の法定負担分の減額でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目2 地域支援事業支援交付金、補正額9,000円の増額でございます。これは、平成25年度精査による追加交付でございます。

款6 県支出金、項2 県補助金、目2 地域支援事業交付金、包括的支援事業2事業、補正額27万6,000円の減額、これは、地域支援事業費の減に伴う県の法定負担分の減でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節3 地域支援事業繰入金、補正額27万6,000円の減額でございます。これは、地域支援事業費に伴う町の法定負担分の減でございます。節4 職員給与等繰入金、補正額85万8,000円の増額でございます。節5 事務費繰入金、補正額57万2,000円の増額でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、補正額29万2,000円の減額でございます。これは、地域支援事業費の減に伴う減額でございます。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額413万3,000円の増額でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出について説明いたしますので、138ページ、139ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料23万1,000円、節3 職員手当等46万8,000円、節4 共済費15万9,000円は、職員の人事異動に伴います増額でございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定調査等費、節7賃金57万2,000円、これにつきましては臨時職員の賃金でございます。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業2事業費、目2包括的支援事業、節2給料100万円、節3職員手当等11万9,000円、節4共済費27万7,000円につきましては、人事異動に伴います減額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金、節23償還金利子及び割引料414万2,000円につきましては、支払基金に対する平成25年度精査に伴う返還金でございます。

以上で、平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 139ページ、総務費の中の介護認定審査会費、認定調査の調査事業で賃金がありますがけれども、臨時職員の勤務内容、それから賃金の単価、勤務実態などについて教えてください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 賃金の勤務実態と料金等でございますけれども、今回の臨時職員の関係は、認定調査員の臨時職員ということで雇用する予定でございます。賃金につきましては、保健師を一応週1日ないしは2日、予定しております。その関係で予算計上しております。先ほど言いましたが、週1日か2日ということで時間的には職員と同じような時間で考えております。

以上です。

（「賃金、日給」の声あり）

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 賃金ですが、保健師の人件費ということで1万円で考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第10号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、水道事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

149ページをお開きください。

今回の補正予算の提案理由といたしまして、収益的支出の水道事業費用では、給料等人事異動に伴う増減、浄水場内消耗品及び修繕費の増、漏水調査及び修繕による増、また、資本的収入では、消火栓設置負担金2基分、資本的支出では、新面白浄水場建設に伴う認可変更申請業務委託による増と水道事業会計の増減の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第10号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成26年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額144万9,000円減、計4億8,764万9,000円。

第1項営業費用、補正予定額144万9,000円減、計4億4,508万8,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,872万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,872万6,000円にて補てんするものとする」を「資金的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,223万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金5万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,217万9,000円にて補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額120万円増、計7,437万円。

第1項負担金、補正予定額120万円増、計336万円。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額470万6,000円増、計2億1,660万2,000円。

第1項建設改良費、補正予定額470万6,000円増、計1億2,446万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条中「6,384万円」を「6,161万2,000円」に改める。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料により、ご説明させていただきます。

152、153ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額144万9,000円減、計4億4,508万8,000円。

目1原水及び浄水費、補正予定額40万7,000円増、計2億1,850万4,000円。これは職員の人事異動による給料等の増と浄水場施設内のチャート紙、色濁度分析用ガラス容器、草刈りの刃、それから消耗品等の購入、PAC注入ポンプ修繕に伴う増でございます。

目2配水及び給水費、補正予定額6万円減、計2,963万8,000円。これは人事異動による給料、共済費等の減、漏水調査、修繕、材料購入等の増による増減でございます。

目3総係費、補正予定額179万6,000円減、計4,714万3,000円。これは人事異動による給料、手当等の減でございます。

156、157ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 2 工事負担金、補正予定額120万円増、計120万円。これは、鍛冶住宅線及び小田代道路改良箇所への消火栓設置に伴う負担金 2 基分でございます。

次に、支出ですが、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、補正予定額470万6,000円増、計 1 億2,446万4,000円。これは、職員共済費の増及び新面白浄水場建設に伴う認可変更申請業務の委託料の増でございます。

151、155ページの、補正予算実施計画、それから158から165ページまでの給与費明細書は記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 5、議案第11号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、議案書つづりの167ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第11号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）でございます。

本文に入る前に、提案理由をご説明いたします。

職員2名減員を含む4月の人事異動に伴う人件費の減額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額695万9,000円の減、計3億484万円。

科目、第1項営業費用、補正予定額695万9,000円の減、計2億9,192万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条中「2億2,650万9,000円」を「2億1,955万円」に改める。

続きまして、詳細につきましては、積算資料によりご説明いたしますので、170ページ、171ページをお開きいただきしたいと思います。

第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額695万9,000円の減額、第2節給料646万7,000円の減、第3節手当30万円の減、第4節法定福利費19万2,000円の減、いずれも先ほど申しましたけれども、4月の人事異動に伴う減額補正でございます。

次のページをお開きいただきしたいと思います。

172ページから179ページまでの給与費明細書につきましては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この提案理由のときには、職員2名減というふうに私には聞こえたのですが、172ページの給与費明細書を見ますと、一般職が1減のような気がするんですけども、実際はどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 老人ホームの職員数につきましては、規則によりまして31名ということになっています。前年度補正前も実は30名ということで、当初予算ですね、減1だったんですけども、今回2名ということで、介護職員が1名、看護職員1名ということで2名ということでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、給与費明細書の1番初めの総括のところのこれは違うんですか。それと、170ページの補正予定額減額が695万9,000円になっておりますが、これは何人分の給料の減額なんですか。

○議長（小高芳一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 給料につきましては、職員に2名分と退職者、3月31日付で退職した方と新規採用の方の給与等の差額分も含まれております。したがって、単純に職員減というわけでもございません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時02分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明

○議長（小高芳一君） ただいま、町長から体調が悪いので本会議中ではありますが、退席したい旨の申し出がありました。これを許可しましたのでご承知おき願います。

なお、この間、地方自治法第152条の規定に基づき、副町長がその職務を代理します。

日程第6、認定第1号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計余剰金の処分及び決算認定についてまでの各会計の決算認定を一括議題とします。

なお、本決算認定については、日程にお示ししたとおり、本日は、提案説明及び決算審査の報告までとします。これにより、順次説明を求めます。

最初に、認定第1号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一般会計の決算について、ご説明申し上げます。

初めに、平成25年度主要施策の成果説明書から説明させていただきますので、主要施策の成果説明書の1ページをお開きください。

本表は、会計別に3年度間の収支状況を一覧にしたものでございます。この後、各会計別に説明をいたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次の2ページのほうをお開きください。

この表は普通会計の歳入歳出総括表で、大多喜町の普通会計は、一般会計と鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた会計になりますので、普通会計を性質別に前年度の決算額との比較、分析をしたもので、次の3ページは一般会計を性質別に前年度決算額との比較、分析をしたものでございます。

財政的な数値につきましては、普通会計の数値を使用いたしますが、一般会計の決算説明のため、3ページの一般会計の表でご説明をさせていただきます。

まず、歳入状況でございますが、歳入合計は49億8,595万4,000円で、平成25年度は、前年度と比較すると、1項の町税や8項の自動車取得税交付金、10項の地方交付税、14、15項の国・県支出金が増加し、21項の町債が大きく減少しております。この町債の減額につきましては、平成24年度実施しました大多喜小学校屋内運動場の耐震補強大規模改造事業の完了によるものでございます。結果として、前年度より2,658万1,000円の減額となり、対前年度比で0.5パーセント減少しております。

次に、右の表の歳出状況ですが、歳出合計は46億8,866万4,000円でございます。平成25年度は、前年度と比較し、1項人件費、3項公債費、10項普通建設事業費などが減額しましたが、緊急雇用創出臨時特例基金事業や介護基盤緊急整備特別対策事業の実施により、4項の物件費、6項の補助費等や8項の積立金が増加しております。歳出額は、前年度と比較すると1,620万2,000円の増額で、対前年度比0.3パーセントの増となっております。

次の4ページのほうをお開きください。

本表は、平成25年度の主要施策の一覧を列記したもので、この後、決算書で説明させていただきますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、6ページのほうをお開きください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全化の比率を算出し、これを議会に報告するとともに、公表することとされております。また、当該比率に応じて財政の早期健全化や財政再建計画の策定することなどが、この法律の中で定められており、地方公共団体の財政の健全化を図るための指標となるもので、表の右側に早期健全化の基準、財政再建基準をお示ししておりますので、各数値と合わせてごらんください。

まず、①の実質赤字比率の②の連結実質赤字比率は、一般会計、各特別会計及び企業会計の全ての会計が赤字額はございませんので、比率の算出には該当しません。

次に、③の実質公債費比率ですが、これは、その年の標準財政規模に対する一般会計、特別会計などが負担する元利償還金等の額の比率を示すもので、平成25年度比率は7.5パーセントとなりました。この比率が25パーセント以上になると、財政健全化計画の策定が求められ、35パーセント以上となった場合は、財政再生計画の策定が求められることになります。

次に、④の将来負担比率は、70.2パーセントで、この指標は標準財政規模に対する一般会

計等が将来負担すべき実質的な負担見込み額との比率であり、この比率が350パーセント以上になると、早期健全化を要する団体として位置づけをされることになります。

町の健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただくものでございます。

次の、7ページからは、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明となり、決算書の説明書と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、財産に関する調書についてご説明させていただきますので、決算書の264ページ、265ページのほうをお開きください。

財産に関する調書の説明は、決算年度中に増減のあったものを説明させていただきます。

1、公有財産の1号土地及び建物の表の土地の増減につきましては、区分の欄の公共用財産の学校の1万3,812平方メートルの減少は、旧老川小学校の土地の区分を普通財産としましたので、その他の区分に移動したものでございます。

その他の区分の増額1万3,913平方メートルは、旧老川小学校の増、1万3,812平方メートルと消防機械器具置き場用地101平方メートルの増額でございます。

次に、建物の増減の公共用財産の学校の木造及び非木造の面積の減少についてでございますが、これは、老川小学校の建物をその他の区分に移動したものでございます。

次に、公共用財産のその他の施設の区分の非木造建物の94平方メートルの増額についてでございますが、これは大多喜天然ガス記念館の面積でございます。

次の2号の山林についてですが、決算年度中の面積の増減はなく、立木の推定蓄積量といったしまして、決算年度中の移動が968立方メートル、決算年度末現在で5万957立方メートルとなります。

次のページ、266ページのほうをお開きください。

3号の有価証券は、いすみ鉄道、たけゆらの里、みずほフィナンシャルグループなど6社の株券で、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は7,630万6,000円でございます。

次の4号の出資による権利は、県畜産協会ほか14団体等への出資による権利で、決算年度中は、南房総広域水道企業団への出資金が1,497万4,000円増額し、決算年度末現在高は4億2,096万3,000円でございます。

次のページの物品の自動車の区分中でございますが、庁用の乗用車1台と消防の指揮連絡車1台の計2台を買いかえておりますが、決算年度中の増減高はないということでございます。

次のページをお開きください。

最後の行の竹粉碎機が1台増加しております。

次のページの3基金につきましては、予算額に基づき増減しておりますので、個々の基金の説明は省略させていただきます。決算年度中の増減高の合計は1億758万9,000円で、決算年度現在高は25億3,109万円になります。

次に、平成25年度大多喜町決算書についてご説明させていただきます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長、座って説明してください。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい、ありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、座ったまま説明させていただきます。

それでは、2ページ、3ページのほうをお願いいたします。

平成25年度大多喜町歳入歳出決算会計別総括表は、一般会計及び4つの特別会計の歳入歳出及び歳入歳出差引額等を記載したものでございます。後ほど、会計別に説明させていただきますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきますので、18、19ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額について申し上げます。

款1町税の収入済額は11億3,562万5,498円、不納欠損額は2,211万3,331円、収入未済額は1億604万3,499円、収納率は89.9パーセントとなっております。

各項別には、項1町民税の収入済額は4億3,723万2,291円、不納欠損額は407万7,727円、収入未済額は2,993万927円、収納率は92.8パーセントでございます。

項2固定資産税の収入済額は5億7,217万4,800円、不納欠損額は1,785万6,004円、収入未済額は7,164万9,172円、収納率は86.5パーセントでございます。

項3軽自動車税の収入済額は2,582万6,500円、不納欠損額は17万9,600円、収入未済額は205万2,600円、収納率は92パーセントでございます。

項4たばこ税は、県たばこ税の一部が市町村へ移譲されたことにより、収入済額は9,253万8,657円と前年度より11パーセント増加しております。

項5鉱産税の収入済額は277万8,700円でございます。

項6特別土地保有税の収入済額はなく、調定額241万800円の全額が収入未済額となっております。

項 7 入湯税の収入済額は507万4,550円でございます。

款 2 地方譲与税の収入済額は6,129万6,000円で、項 1 地方揮発油譲与税の収入済額は1,872万7,000円、項 2 自動車重量譲与税の収入済額は4,256万9,000円でございます。

次の款 3 利子割交付金の収入済額は175万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

款 4 配当割交付金の収入済額は334万円でございます。

款 5 株式等譲渡所得割交付金の収入済額は613万8,000円でございます。

款 6 地方消費税交付金の収入済額は 1 億744万3,000円でございます。

款 7 ゴルフ場利用税交付金の収入済額は 1 億1,321万4,956円でございます。

款 8 自動車取得税交付金の収入済額は2,732万円でございます。

款 9 地方特例交付金の収入済額は215万1,000円で、減収補てん特例交付金として交付されたものでございます。

次の款10地方交付税の収入済額は17億1,380万3,000円で、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

款11交通安全対策特別交付金の収入済額は207万7,000円でございます。

次のページをお開きください。

款12分担金及び負担金の項 1 負担金は、収入済額 1 億6,099万9,264円、収入未済額541万6,961円、収納率は96.7パーセントで、内容につきましては、目 1 の民生費負担金から次の24ページの目 6 災害復旧事業費負担金まで、それぞれの事務事業実施に伴う受益者負担、あるいは関係団体の負担金でございます。

次の24ページのほうをお開きください。

款13使用料及び手数料の収入済額は9,130万8,676円、収入未済額315万9,920円、収納率は96.7パーセントで、項 1 使用料の収入済額は6,422万496円、収入未済額は315万9,120円で、目 1 衛生使用料から目 6 の教育使用料までの施設等の使用料でございます。

次のページをお開きください。

項 2 手数料の収入済額は2,708万8,180円、収入未済額は800円、収納率は99.8パーセントで、目 1 総務手数料から目 5 土木手数料までの各種手数料でございます。

次の款14国庫支出金の収入済額は 4 億273万2,033円で、項 1 国庫負担金の収入済額は 1 億6,621万3,687円で、目 1 民生費国庫負担金から次の28ページの目 4 公共土木施設災害復旧費国庫負担金までのそれぞれの事業に係る国からの負担金でございます。

28ページのほうをお開きください。

項2 国庫補助金の収入済額は2億3,364万9,000円で、目1 民生費国庫補助金から次の30ページの目6 総務費国庫補助金までの各種事務事業に対する国からの補助金でございます。また、前年度からの繰越事業に充当する補助金が1億6,130万8,000円と補助金全体の69パーセントを占めております。

次の30ページのほうをお開きください。

項3 国庫委託金の収入済額は286万9,346円で、国庫委託金の内容は、目1 総務費委託金と目2 民生費委託金で、それぞれ国の事務に関する委託金でございます。

次に、款15 県支出金の収入済額は3億3,931万8,490円でございます。

次のページをお開きください。

項1 県負担金の収入済額は1億1,870万954円でございます。県負担金の内容は、目1 総務費県負担金から目4 教育費県負担金まで事務事業に対する県からの負担金収入でございます。

次の項2 県補助金の収入済額は1億6,351万5,896円で、目1 総務費県補助金から38、39ページまで続いておりますが、目7 消防費県補助金までの各事務事業に係る県からの補助金でございます。

38、39ページのほうをお開きください。

項3 県委託金の収入済額は5,710万1,640円で、目1 総務費委託金から次のページにわたりますが、目5 消防費委託金までの各事務事業に係る県からの委託金でございます。

次のページをお開きください。

款16 財産収入の収入済額は3,311万2,824円でございます。

項1 財産運用収入の収入済額は1,746万9,324円で、目1 財産貸付収入は自動車学校用地など土地建物の貸付収入及び町が設置した光ファイバーをN T Tに貸し付けた収入で、目2 利子及び配当金は次の42、43ページにわたりますが、所有している株の配当金でございます。

42ページの項2 財産売払収入は、城見ヶ丘団地と大戸分譲地の売払収入及び物品売払収入で収入済額は1,564万3,500円でございます。

次に、款17 寄附金の収入済額は124万7,632円で、一般寄附金は千葉夷隅ゴルフクラブから3件、指定寄附金はふるさと納税が10件、教育費寄附金が3件でございます。

次の款18 繰入金の収入済額は3,405万3,400円で、項1 基金繰入金は各基金から事業に充当するために取り崩したもので、収入済額は3,358万円でございます。

次のページをお開きください。

項2の特別会計繰入金の収入済額は47万3,400円で、これは国民健康保険特別会計の前年度分の精算に伴う繰入金でございます。

次の款19繰越金の収入済額は3億4,007万2,888円で前年度からの繰越金でございます。

次の款20諸収入の収入済額は6,654万7,298円、収入未済額は252万65円、収納率は96.4パーセントでございます。

項1延滞金、加算金及び過料の収入未済額は15万9,135円でございます。

次の項2受託事業収入の収入済額は214万2,547円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入でございます。

項3雑入の収入済額は6,424万5,616円、収入未済額は252万65円で収納率は96.2パーセントでございます。

目3雑入の内容につきましては、48、49ページまでに続きます。備考欄に記載のとおりでございます。

次に、50ページ、51ページのほうをお開きいただきたいと思います。

款21町債、項1町債の収入済額は3億4,240万円で、目1総務債から目13災害復旧債まで各種事業の財源に充当するために起債したものでございます。

以上、歳入合計の予算現額の合計額は49億4,873万2,000円で、調定額の合計は51億2,520万8,085円、収入済額49億8,595万3,959円、不納欠損額2,211万3,331円、収入未済額1億1,714万795円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

次の52、53ページのほうお開きください。

各款または項の支出済額及び各目の事務事業の概要についてご説明させていただきます。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は8,263万334円で、内容につきましては町議会議員と事務局職員の人件費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、町村議会議長会負担金、政務調査費補助金等でございます。

次の款2総務費の支出済額は7億9,163万8,420円で、翌年度繰越額は200万1,000円でございます。

項1総務管理費の支出済額は6億4,275万1,727円で、目1一般管理費は特別職と一般職の人件費、次の55ページの一般事務費の事業ですが、行政連絡員の報酬、職員健康診断の委託料、各種団体への負担金補助金や、次の57ページに続きますが、一般事務費、管財管理費の中の通信運搬費、電話料でございます。それと、職員研修事業や電子調達管理事業などが主

な事業になります。

次に、58、59ページのほうをお開きください。

目2文書広報費の主な事務事業は、例規集データ更新等に係る業務委託料、広報おおたきの発行事業及びホームページの再構築業務委託料と更新業務委託料で、ホームページへのアクセスユーザー数は15万6,451人、アクセス件数は21万5,605件でございます。

次の目3財政管理費は、予算書決算書の印刷製本費、財務会計システム用のパソコンソフトの保守委託料やソフトの借上料が主な経費でございます。

目4会計管理費は、会計室における出納事務管理経費でございます。

次に、60ページ、61ページのほうをお開きください。

目5財産管理費の主なものは、公有財産管理事業の町有建物及び公用車の保険料、自動車学校給油所の地下タンクの撤去工事、庁舎管理費は庁舎管理のための光熱水費、各種保守委託料等や、次のページの町有林の維持管理的経費及び財政調整基金積立金でございます。

目6企画費の主な事業は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の負担金、定住化対策事業として空き家改修事業補助金2件、次のページになりますが、地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守経費、大多喜ダム対策事業では、大多喜ダム跡地の管理事業補助金、いすみ鉄道対策事業は、町内4路線及び一宮線の補助をしている地方バス路線対策補助金等も含んでおりますが、次の67ページのほうになりますが、いすみ鉄道の下部を補助するいすみ鉄道基盤維持費補助金、鉄道輸送対策事業費補助金、東日本大震災復興基金積立事業、シイタケの菌床栽培の地域経済循環創造事業交付金などでございます。

次の目7電子計算費は、町のコンピューター業務に係る経費で、電子計算機器の保守委託やサーバー15台、パソコン172台の賃借料が主なものでございます。

次の目8諸費の主な内容といたしましては、町に管理責任がある事故が発生した場合の総合賠償保険事業や次のページの交通安全対策事務費は、防犯灯1,171基の電気料金に対する補助を初め、交通安全協会への補助金などで、コミュニティ育成事業補助金は、小沢又区と外廻区の集会施設改修工事に関する補助でございます。

項2徴税費の支出済額は9,504万6,934円で、目1税務総務費の主な内容は、職員人件費、関係団体への補助金等で、弁護士費用につきましては、現年度分の訴訟と次の71ページの前年度からの繰り越しとなったものがございます。弁護士費用でございます。

70ページの目2賦課徴収費の主な内容は、不動産鑑定委託料、基幹系システム大量一括処理委託料、住民税電子申告サービス利用料、次の73ページになりますが、地図及び地図情報

のデータ修正委託料が主な内容でございます。

次の項 3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,457万1,001円でございます。戸籍関係職員の
人件費や出張所の臨時職員の賃金、戸籍システムの借上料と保守管理委託料、本庁及び老川、
西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費等でございます。

次の74、75ページのほうをお開きください。

項 4 選挙費の支出済額は1,155万6,683円で、目 1 選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の
委員報酬や事務的管理経費及び団体の負担金でございます。

目 2 大多喜町長選挙費は、平成26年 1 月19日執行の選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

目 3 参議院議員選挙費は、平成25年 7 月21日執行の選挙経費でございます。

目 5 統計調査費の支出済額は7,382万830円で、職員の人件費のほか、統計調査員への報償
や事務的経費及び各種団体への負担金等でございます。

次のページをお開きください。

項 6 監査委員費の支出済額は32万9,245円で、監査委員 2 人分の報酬及び事務的経費でござ
います。

次の款 3 民生費の支出済額は12億2,696万5,775円で、翌年度繰越額は324万円ございま
す。

項 1 社会福祉費の支出済額は 8 億42万180円でございます。

目 1 社会福祉総務費の主なものは、職員の人件費のほか、次のページになりますが、社会
福祉協議会への補助金、障害者福祉事業の委託料の地域生活支援事業委託料13施設分、それ
と扶助費の介護給付費、重度心身障害者医療補助、自立支援医療費給付金、次の事業の民生
委員活動事業、次の83ページのほうになりますが、国民健康保険特別会計への繰出金、少子
化対策事業は、52件分の出産祝い金及び福祉基金の積立金等でございます。

次の目 2 国民年金費は、職員の人件費と国民年金事務の執行に関する経費でございます。

次の目 3 老人福祉費の主な内容は、次の85ページのほうになりますが、緊急通報システム
業務は55人の方が利用し、571件、外出支援サービスは280人が利用し、6,860件、敬老祝事
業費の報償費は、136人分の敬老祝い金や224人分の祝い品でございます。その他老人クラブ
活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金等でございます。

次の目 4 青少年女性対策費は、青少年相談員22人分の報酬及び活動に係る経費並びに関係
する負担金や補助金でございます。

次の目5介護保険事業費は、介護保険事業の推進に係る経費で、主なものといたしましては、次のページになりますが、介護保険特別会計の繰出金、次期介護保険事業計画等策定事業及び横山地先のグループホームに対する介護基盤緊急整備特別対策事業などがございます。

次の目6後期高齢者医療費の主なものといたしましては、次の89ページのほうになりますが、後期高齢者医療広域連合負担金、療養給付費及び後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次の項2児童福祉費の支出済額は4億2,654万5,595円で、翌年度繰越額の繰越明許費は324万円でございます。

目1児童福祉総務費は、職員の人件費のほか、子ども医療対策事業の扶助費として乳幼児医療費5,293件、児童入院医療費4,881件、児童医療費4件及び子ども・子育て支援事業計画策定委託料でございます。

目2児童措置費の主な内容は、扶助費の児童手当及びその支給事務に要した経費でございます。

次のページをお開きください。

目3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費など、入院延べ日数4日、通院延べ件数232件、調剤延べ件数71件の助成でございます。

次の目4児童福祉施設費は、職員の人件費、保育園管理運営事業は、保育園嘱託医の報酬、臨時保育士15名、臨時調理員2名分の賃金のほか、保育園児221人の保育に係る消耗品、光熱水費及び給食用賄い材料費並びに保育園の管理運営に係る警備や保守点検、英語教室業務や送迎バス、つぐみの森保育園の借地料等で、次のページの児童クラブの運営経費やみつば保育園内に設置してある地域子育て支援センターの運営経費として、職員の人件費と臨時保育士の賃金等でございます。

次の款4衛生費の支出済額は4億9,275万6,728円で、項1保健衛生費の支出済額は2億4,044万9,510円でございます。

目1保健衛生総務費の主なものは、職員の人件費と、次のページの国保国吉病院の負担金でございます。

目2予防費は、次のページにわたりますが、5,426人が受診した各種健診業務3,442人が接種を受けた各種予防接種、健康相談、健康教育、健康づくり教室、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成等に関するものが主なものでございます。

96、97ページのほうをお開きください。

目3 環境衛生費は、職員人件費と次のページになりますが、環境対策審議委員4人分の報酬及び不法投棄監視員10名分の報償費、夷隅郡環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽19基分の補助金が主な内容でございます。

次のページ、100、101ページのほうをお開きください。

目4 母子保健事業は、母子保健事業の運営に係る協力員2人の報酬や健康診査に当たり必要な消耗品や健康診査の委託料がございます。

目5 火葬場費は、次のページにわたりますが、運営委員会の委員報酬のほか、火葬場の燃料費、施設修繕料及び管理経費、並びに設備の点検管理、火葬炉運転業務などの委託料また火葬炉の改修工事が主なものでございます。

次の目6 地域し尿処理施設管理費は、船子城見ヶ丘団地にあり、52戸が利用するコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

次の項2 清掃費の支出済額は1億5,645万2,218円でございます。

目1 清掃総務費は、職員の人件費、臨時職員の賃金、次の105ページになりますが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金が主な内容でございます。

目2 塵芥処理費は、環境センターの管理運営に係る経費でございます。主なものは、ごみ収集委託料や粗大ごみ処理委託料、ごみ袋作成、ごみ袋の販売手数料、一般廃棄物処理業務委託料、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金等でございます。

項3 上水道費の支出済額は9,585万5,000円でございます。水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金と南房総広域水道企業団に対する補助金、出資金でございます。

次のページをお開きください。

款5 農林水産業費の支出済額は3億2,726万2,383円で、項1 農業費の支出済額は2億6,524万3,026円でございます。

目1 農業委員会費は、職員の人件費及び農業委員会委員の報酬、事務経費のほか、関係機関への負担金が主な内容でございます。

目2 農業総務費は、職員の人件費及び農家組合長100人分の報酬が主な内容でございます。なお、次の109ページの繰越明許費は、訴訟に関する弁護士費用でございます。

次の目3 農業振興費は、農林業振興協議会委員の報酬のほか、農業再生協議会補助金、青年就農者確保育成給付金事業補助金、中山間地域等直接支払交付金や、次の111ページになりますが、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金は、やまびこの備品整備補助、農業振興地域管理システム整備事業委託料など、農業振興のための各種補助金及び関係機関等への負

担金が主な内容でございます。

次の目4畜産業費は、関係する各種団体に対する補助金、負担金でございます。

次の目5農地費の主なものは、平沢ダムや基幹農道の管理、そして次の113ページになりますが、繰越事業といたしまして、農業基盤整備促進事業の55.6ヘクタールの暗渠排水工事や農業用排水路の改修工事、震災対策農業水利施設整備事業は、農道3橋の耐震診断でございます。

次のページをお開きください。

目6農業施設費は、次のページにわたりますが、農業関係の各施設の維持管理の経費を計上したもので、中でも大きなものは、次の117ページになりますが、農村コミュニティーセンターの雨どいの改修工事でございます。

次の項2林業費の支出済額は6,201万9,357円で、目1林業総務費は、職員の人件費や事務経費のほか、関係機関の負担金、そして次のページの有害鳥獣、猿が73頭、猪が570頭、鹿が369頭、小動物252頭の捕獲報償金、有害鳥獣の駆除委託料や補助金が主な内容でございます。

目2林業振興費は、森林の機能を維持していくための間伐や下刈り、枝打ち等を行う森林整備事業委託料でございます。

目3大多喜県民の森運営費は、職員の人件費、臨時職員及び臨時作業員の賃金、竹細工や各種講座等の講師謝礼、光熱水費などの施設管理運営経費でございます。

次のページをお開きください。

款6商工費、項1商工費の支出済額は1億1,308万3,355円でございます。

目1商工総務費は、職員人件費のほか、商工関係の事務及び管理経費でございます。

目2商工業振興費は、商工会への補助金、街路灯、電気料金の補助、商店街街路灯修繕事業補助、次の123ページの、中小企業経営改善資金等利子補給金のほか、商い資料館の施設管理業務委託料等の管理経費でございます。

目3観光費は、公衆トイレや公園の維持管理、町営駐車場の管理業務委託料や、次の125ページになりますが、観光振興事業の町PR用DVD300枚の作成委託料、養老溪谷観光センターの看板設置工事及び負担金補助及び交付金は、次の127ページの公衆用トイレの改修の観光地魅力アップ事業補助金、お城まつり実行委員会への補助金、町観光協会や関係団体への補助金、負担金でございます。遊歩道整備工事は、面白峡遊歩道の用地測量と前年度から繰り越した路線測量、基本設計及び詳細設計業務委託料でございます。

次の款 7 土木費の支出済額は 3 億9,182万4,298円で、項 1 土木管理費の支出済額は 1 億2,423万7,188円でございます。

目 1 土木総務費は、職員の人件費と、次の129ページの臨時職員賃金、道路照明33カ所分の電気使用料、パソコン用ソフト保守委託料、土木積算システムデータの交付料、パソコン借上料、各種団体への負担金及び道路台帳の電子化業務が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目 2 登記費は、職員の人件費のほか、事務経費、測量機器の保守委託料や使用料が主なもので、所有権移転登記や分筆登記等96件の登記実績でございます。

次の目 3 国土調査費は、地籍調査に係る臨時職員の賃金のほか、事務経費や地籍調査委託料が主な内容でございます。

次の目 4 道の駅管理費は、石神地先の道の駅の維持管理費等でございます。トイレの管理が主でありますので、水道使用料と次のページの清掃管理業務委託料が主な支出となっております。

132ページの項 2 道路橋梁費の支出済額は 2 億2,114万9,167円で、目 1 道路維持費は、町道の補修員 4 人と草刈り等の際雇用する臨時作業員に係る経費及びダンプや重機の燃料費、舗装の打ちかえ工事、道路補修用材料などで、繰越事業は、1、2 級町道の舗装路面の正常調査委託料でございます。

次の目 2 道路新設改良費は、職員の人件費と、次の135ページの測量、設計委託料は、中野大多喜線、宇野辺当月川線、増田小土呂線の 3 路線分、工事請負費は、増田小土呂線の歩道整備工事、中野大多喜線、大多喜高校線の道路改良工事などでございます。繰越事業は、宇野辺当月川線の道路詳細設計や弓木西下線の用地測量、歩道整備工事は、増田小土呂線と大手通り線、道路改良工事は、大多喜高校線で、いすみ鉄道工事負担金は、南廓踏切の移転拡幅工事に係るものでございます。事故繰越の公有財産購入費は、町道増田小土呂線の用地取得費でございます。

目 3 橋梁維持費は、橋梁長寿命化のための小土呂の原橋ほか 2 橋の補修設計業務及び塩渕橋の補修工事でございます。

目 4 交通安全対策費の交通安全対策工事は、中野大多喜線の歩車道境界ブロックの改修、区画線工事は、町道中野大多喜線、森宮田代線のほか、交通安全対策用材料は、カーブミラー等の購入費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項3都市計画費の支出済額は756万2,800円で、目1街路事業費は、釜屋江澤邸の修繕工事が主な内容でございます。

項4住宅費の支出済額は3,887万5,143円でございます。

目1住宅管理費、町営住宅管理事業は、町営住宅9団地111戸の管理に関する経費で、新丁団地の改修に係る工事請負費等が主な経費でございます。

目2宅地造成費は、城見ヶ丘団地の定住化補助金1件でございます。

次の、138、139ページのほうをお開きください。

目3住宅助成費は、住宅取得奨励金15件、住宅リフォーム補助金16件、住宅用太陽光発電設備導入促進補助金17件でございます。

款8消防費、項1消防費の支出済額は2億8,584万1,611円でございます。

目1常備消防費は、夷隅郡市広域常備消防負担金で、目2非常備消防費は、消防団員345名分の報酬、火災や行事等における出動手当、団員の作業服や長靴等の購入費、消防団員の健康診査、退職報償金支給事務負担金などでございます。

次のページをお開きください。

目3消防施設費は、小田代、久我原、下太多喜の防火水槽等改修工事や各分団における消防車の燃料、車両の検査や整備費用、指揮連絡車の購入が主な内容でございます。

目4災害対策費の地域防災対策事業は、災害の発生が懸念される場合の職員の時間外手当や、次の143ページの排水機場管理委託料と防災行政無線施設保守委託料が主な内容となっております。

次の款9教育費の支出済額は4億7,286万2,950円で、項1教育総務費の支出済額は1億1,572万1,980円でございます。

目1教育委員会費は、教育委員の報酬や教育委員会活動に要する事務費、関係団体負担金等でございます。

目2事務局費は、教育長の人件費や、次の145ページの職員の人件費、教育委員会事務事業は、特別教育支援員の賃金、訴訟に関する弁護士費用などが主な内容でございます。

次の147ページの小中学校施設整備基金積立金4,500万円が最も多い金額となっております。

次の項2小学校費の支出済額は6,387万6,053円でございます。

目1学校管理費は、町内4小学校の管理事務経費や学校施設管理経費で、小学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、西小学校の送迎バス委託料が主な経費で、次の149ページになりますが、非構造部材耐震化状況調査業務、太多喜小学校の設計業務委託料、4

校のパソコン使用料、施設改修工事は、西小学校のプールサイドマットの補修工事、西小学校、総元小学校、上瀑小学校のプールの塗装工事等でございます。

152、153ページのほうをお開きください。

152ページの目2教育振興費は、4小学校の教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金が主な内容でございます。

155ページになりますが、小学校教育振興事業は、英語教室と低学年の外国語活動委託料、理科備品の購入と、扶助費は、準要保護児童16名分の学用品等の就学支援、5名分の特別支援教育就学奨励費でございます。

次の項3中学校費の支出済額は3,735万4,567円でございます。

目1学校管理費は、2中学校の管理事務経費や学校施設管理経費、中学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、各種消耗品、パソコン使用料、光熱水費、電話料、備品購入経費、施設修繕料等でございます。

158、159ページのほうをお開きください。

目2教育振興費は、教材備品等購入費、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金、あるいは遠距離通学生徒の通学費補助金、助成金等が主な内容でございます。

161ページのほうをお開きください。

扶助費は、準要保護生徒14名分の学用品等の就学支援や、5名分の特別支援教育就学奨励費で、副読本作成事業は、「わたくしたちの郷土ー大多喜町の歴史ー」を300冊作成した経費でございます。

次の項4社会教育費の支出済額は6,925万142円でございます。

目1社会教育総務費は、職員の人件費のほか、社会教育委員の報酬、生涯学習推進事業として、町民カレッジや、おいでよ子ども土よう塾の開催経費、旧田代分校の管理費、社会教育関係団体への負担金や補助金等でございます。

次に、162、163ページのほうをお開きください。

目2公民館費は、公民館運営審議会委員報酬のほか、公民館運営のための維持管理経費でございます。中でも、決算額の大きなものは、光熱水費、施設や設備の管理委託料、備品購入費は、テント、椅子の購入費、次のページに続きますが、公民館バスの管理経費でございます。

164、165ページのほうをお開きください。

次の目3図書館費は、年間1万3,354人が入館する図書館（天賞文庫）の管理運営経費及

び図書の購入費、各種活動に要した経費でございます。

次の目4文化財保護費は、文化財審議会委員報酬や負担金補助及び交付金として、次の167ページの夷隅神社本殿の保存修理工事に係る補助金が主な経費となっております。

次の目5視聴覚教育費は、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5保健体育費の支出済額は1億8,666万208円でございます。

目1保健体育総務費は、職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬やキンボール教室など主要事業に係る経費と、次の169ページの町体育協会補助金が主な内容でございます。

次の目2学校給食費は、職員の人件費のほか、臨時職員10人分の共済費や賃金、賄い材料費、給食センター施設管理用消耗品、光熱水費、給食配送委託料、次の171ページの給食センター蒸気配管改修工事や、蒸気ボイラー用給水ポンプ交換工事、スポットエアコンや調理用備品の購入が主なものとなっております。

次の目3体育施設費は、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費でございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、野球場の芝の管理や、シルバー人材センターへ委託している施設内の草刈り、野球場砂置き場設置工事などが主な内容でございます。海洋センター管理運営事業は、次の173ページのプールの監視業務、夜間管理をシルバー人材センターに委託している経費、また、工事請負費は、プール循環配管改修工事及び体育館バスケットコートラインの書きかえ工事でございます。

款10災害復旧費の支出済額は2,034万3,644円でございます。

項1公共土木施設災害復旧費の支出済額は1,956万4,650円で、目1道路橋梁災害復旧費の委託料は、伊藤線の道路災害測量と繰越分の小田代線の用地測量で、町道災害復旧工事は、小倉野線と小田代線の復旧工事でございます。

項2農林水産施設災害復旧費の支出済額は77万8,994円で、翌年の繰越額は1,603万2,000円でございます。工事請負費は26年度へ繰り越しております。

174、175ページのほうをお開きください。

款11公債費の支出済額は4億8,345万4,067円でございます。これは、今まで借り入れた起債136件分の元金及び利子でございます。

款12予備費の当初予算額は500万円でございますが、緊急等で予備費を充当した額は344万4,000円でございます。

歳出合計の支出額は46億8,866万3,565円で、翌年度繰越額の繰越明許費は1億3,294万3,000円で、内容につきましては、平成26年第1回定例会6月会議で報告しておりますので、

ここでは割愛させていただきたいと思います。

不用額は1億2,712万5,435円でございます。

以上が一般会計歳出決算の事項別明細書の状況でございます。

次の176ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。この表は、会計年度の実質的な収入支出の額を示したものでございます。区分及び金額でございますが、1、歳入総額49億8,595万4,000円、2、歳出総額46億8,866万4,000円、3、歳入歳出差引額2億9,729万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が4,028万9,000円となっております。5、実質収支額は、繰越額を差し引いた2億5,700万1,000円となりました。

以上で、平成25年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、認定第2号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算について、ご説明させていただきます。

この特別会計につきましては、合併前の1市5町からの拠出金をもとに設けられた基金を運用するための会計で、必要に応じて取り崩した基金を当会計で受け入れ、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的であります。

基金の主な内容につきましては、平成22年度までは、いすみ鉄道への赤字助成でしたが、平成23年度以降は、老朽化した車両の更新に対する助成となっております。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明させていただきますので、決算書の184、185ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入の金額につきましては、右側のページの収入済額を読み上げさせていただきます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金37万円につきましては、鉄道経営対策事業基金に対する利子でございます。

款2寄附金、款3繰越金及び款4諸収入につきましては、収入額はございませんでした。

款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金4,276万2,272円は、いすみ鉄道助成事業に充当するため、車両等の更新費用を基金から繰り入れたものでございます。

以上、歳入合計額は4,313万2,272円でございます。

次に、歳出についてご説明をいたしますので、次のページをお開きください。

歳出の金額につきましては、右ページの支出済額を読み上げさせていただきます。

款 1 鉄道経営対策事業費、項 1 鉄道経営対策事業費、目 1 事業費、節 25 積立金 37 万円は、鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものでございます。

次の目 2 助成費、節 19 負担金補助及び交付金の 4,276 万 2,272 円は、いすみ鉄道の車両 1 両の更新分に対する交付金で、歳出合計額は 4,313 万 2,272 円でございます。

次のページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額と歳出総額は同額のため、歳入歳出差引額以降の行はゼロ円となっております。

以上で、非常に簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで 10 分間休憩します。

（午後 2 時 0 0 分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 1 4 分）

○議長（小高芳一君） 認定第 3 号 平成 25 年度 大多喜町 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、認定第 3 号 平成 25 年度 大多喜町 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険の加入状況でございますが、加入者数は、対前年度比 3.0 パーセント減の 3,321 人、世帯数は 1.3 パーセント減の 1,883 世帯となります。被保険者の年齢構成を見ますと、65 歳以上 75 歳未満の割合が被保険者全体の約 35 パーセント、60 歳以上では約 51 パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでおります。

決算収支につきましては、歳入総額 14 億 9,754 万 7,000 円、歳出総額 13 億 8,228 万 8,000 円となり、前年度と比較しますと歳入では 3.5 パーセント増、歳出は 4.6 パーセント増でございます。

財政状況を見ますと、医療費の高度化や被保険者の高齢化等に伴う保険給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金の負担の増加等により厳しい財政状況が続いております。

決算の概要につきましては、主要施策の成果説明の33ページから39ページにかけてお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、決算につきまして、決算書事項別明細書により、ご説明をさせていただきます。

決算書200、201ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入明細でございます。

1 款国民健康保険税、予算現額 3 億2,359万8,000円、調定額 4 億4,003万8,608円、収入済額 3 億2,321万5,921円、不納欠損額851万5,500円、収入未済額 1 億830万7,187円でございます。不納欠損につきましては、地方税法の規定による時効成立によるもので138件、生活困窮等によるものでございます。

国民健康保険税の内訳といたしまして、1 目一般被保険者国民健康保険税、調定額 4 億874万5,169円、収入済額 2 億9,464万226円、不納欠損額824万9,174円、2 目退職被保険者等国民健康保険税、調定額3,129万3,439円、収入済額2,857万5,695円、不納欠損額26万6,326円でございます。収納率につきましては、現年度分92.6パーセント、滞納繰越分11.1パーセントとなります。

2 款一部負担金につきましては、収入はございませんでした。

3 款使用料及び手数料、1 目督促手数料、調定額、収入済額ともに10万4,800円でございます。

4 款国庫支出金、調定額、収入済額とも 3 億4,205万4,719円でございます。内訳といたしまして、次の202ページ、203ページをお願いいたします。

1 目療養給付費等負担金、調定額、収入済額とも 2 億7,085万7,540円、療養給付に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金等に対する国庫負担金、負担率32パーセントでございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、調定額、収入済額とも743万8,179円、高額療養費共同事業拠出金の 4 分の 1 を国が負担するもので、同額が県からも交付されます。

3 目特定健康診査負担金、調定額、収入済額とも138万7,000円、特定健康診査の国庫負担金で、負担率は国基準の 3 分の 1 でございます。なお、同額が県からも交付されます。

2 項国庫補助金、1 目出産育児一時金補助金につきましては、収入はございません。この補助金につきましては、平成24年度から制度廃止となっております。

2目財政調整交付金、調定額、収入済額とも6,233万5,000円、市町村間の財政の均衡を図るため交付されるものでございます。

5目高齢者医療制度円滑運営事業費補助、調定額、収入済額とも3万7,000円でございます。70歳以上の被保険者が対象となる高齢受給者証の交付事務補助金となります。

5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、調定額、収入済額とも6,534万2,000円、退職被保険者分の医療に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも2億3,729万1,514円、65歳から75歳未満の医療費負担を軽減するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

7款県支出金、調定額、収入済額とも8,075万6,179円でございます。内訳といたしまして、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、調定額、収入済額ともに743万8,179円、高額療養費共同事業拠出金に対する県負担金でございます。

2目特定健康診査負担金、調定額、収入済額とも138万7,000円、特定健康診査の県負担金で、国庫負担金と同額が交付されるものでございます。

次のページ、204、205ページをお願いいたします。

2項県補助金、1目財政調整交付金、調定額、収入済額とも7,193万1,000円、国庫財政の平準化を図るための県補助金でございます。

8款共同事業交付金、1目共同事業交付金、調定額、収入済額とも1億9,514万1,577円、内訳といたしまして、1節の高額医療費共同事業交付金はレセプト1件当たり80万円を超えるもの、2節の保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円以上80万円未満のものが対象となります。実績に応じて国保連合会から交付されるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、調定額、収入済額とも1億2,811万3,089円でございます。内訳といたしまして、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、軽減実績に応じて県及び町からの法定負担分でございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますが、軽減世帯の平均保険税等に応じての、国、県、町からの法定負担分でございます。3節の職員給与等繰入金、人件費及び事務費に対する繰入金となります。4節助産費等繰入金、出産育児一時金の支給額の3分の2相当の繰入金でございます。5節財政安定化支援事業繰入金、国保財政の健全化及び保険税の負担の平準化を図るための繰入金でございます。6節財政調整繰入金3,500万円ですが、一般会計からの

法定外繰入金でございます。7節特定健康診査等事業費繰入金、特定健康診査の追加健診項目等に対する繰入金でございます。

10款繰越金、調定額、収入済額とも1億2,490万9,885円、前年度繰越金でございます。

11款諸収入、調定額、収入済額とも61万7,009円でございます。内訳といたしましては、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、調定額、収入済額とも5万6,600円でございます。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等延滞金、これは収入はございません。

2項雑入、調定額、収入済額とも56万4,009円、内訳といたしまして、1目延滞処分費は収入はございません。

2目一般被保険者第三者納付金、収入済額6万9,909円。

3目の退職被保険者等第三者納付金から5目の退職被保険者等返納金の収入はございません。

6目雑入49万500円、内訳といたしまして、1節特定健康診査徴収金30万4,500円及び5節特定健康診査負担金精算金17万8,000円が主な歳入でございます。

歳入合計、予算現額14億2,996万8,000円、調定額16億1,436万9,380円、収入済額14億9,754万6,693円、不納欠損額851万5,500円、収入未済額1億830万7,187円でございます。

引き続き、歳出のご説明を申しますので、次のページ、208、209ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額3,545万1,618円、備考欄記載のとおり、職員4名分の人件費及び事務費並びに千葉県国保連合会への負担金等でございます。事務費の主な支出は、基幹系システム委託料、レセプトの電算処理委託料、パソコンソフト使用料等となります。

2項運営協議会費、1目運営協議会費、支出済額5万2,500円、国民健康保険運営協議会、2回分の委員報酬でございます。

2項保険給付費、1項療養諸費、支出済額7億7,782万2,289円、前年度と比較しまして4.1パーセントの増となっております。内訳といたしまして、1目一般被保険者療養給付費、支出済額7億1,790万4,881円。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等療養給付費、支出済額5,030万3,186円、該当者は、厚生年金あるいは

共済年金等受給者で、65歳未満の方の医療費でございます。

3目一般被保険者療養費、支出済額725万7,553円、補装具等療養費となります。

4目退職被保険者等療養費、支出済額62万6,595円でございます。

5目審査及び支払手数料、支出済額173万67円、レセプトの審査手数料等でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億192万2,950円、2目退職被保険者等高額療養費、支出済額532万2,307円でございます。

3目一般被保険者高額介護合算及び、次のページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費については、支出がございません。

3項の移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましても、支出はございませんでした。

4項出産育児一時金、支出済額501万5,118円、支給件数12件、1件当たり限度額42万円を支給するものでございます。

5項葬祭費、支出済額65万円、支給件数13件、1件当たり5万円の支給でございます。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、支出済額1億7,478万1,044円、後期高齢者医療制度を支えるため、ゼロ歳から75歳未満が負担するものでございます。

次の、214、215ページをお願いいたします。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、支出済額1万4,519円でございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務費拠出金、支出済額17万3,584円、65歳から75歳未満の国保加入者の人数に応じて納付するものでございます。

5款老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金、支出済額7,972円でございます。老人保健制度の精算事務費でございます。

6款介護納付金、1目介護納付金、支出済額8,324万9,424円、40歳から65歳未満の国保加入者が負担する介護給付納付金でございます。

7款共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金、支出済額2,975万2,716円、レセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象となります。

次の、216、217ページをお願いします。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、支出済額1億2,795万7,480円、レセプト1件当たり30万円以上80万円未満の医療費が対象でございます。

3目その他共同事業拠出金、支出済額335円でございます。

8款保健事業費、支出済額1,143万5,236円、内訳といたしまして、1項保健事業費、支出

済額253万9,503円、備考欄記載のとおり、人間ドック受診者51名分の経費補助金が主な支出でございます。

2 項特定健康診査等事業費、支出済額889万5,733円、備考欄記載のとおり、特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料が主な支出でございます。なお、この特定健康診査の受診者数は815名でございます。

9 款諸支出金、1 目一般被保険者保険税還付金、支出済額180万600円。

次のページをお願いいたします。

2 目退職被保険者等保険税還付金は、支出がございません。

3 目償還金、支出済額2,687万8,044円、平成24年度国庫負担金等確定に伴う返還金でございます。

10 款予備費につきましては、備考欄記載のとおり、81万3,000円を出産育児一時金に充当させていただきました。

歳出合計、予算現額14億2,996万8,000円、支出済額13億8,228万7,736円、不用額4,768万264円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ということで、単位は1,000円でございます。

1、歳入総額14億9,754万7,000円、2、歳出総額13億8,222万8,000円、3、歳入歳出差引額1億1,525万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1億1,525万9,000円でございます。

以上をもちまして、平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計の決算の説明を終わりにさせていただきます。

ご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第4号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、認定第4号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

なお、決算の概要につきましては、主要施策の成果説明書の40ページから41ページにかけてお示ししてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、決算書222、223ページをお願いいたします。

初めに、歳入の合計でございます。下段になりますけれども、予算現額 1 億839万4,000円、調定額 1 億800万1,539円、収入済額 1 億728万7,139円、不納欠損額はございません。収入未済額71万4,400円でございます。

次に、歳出の合計でございますが、次の224、225ページの下段をお願いいたします。

歳出、予算現額 1 億839万4,000円、支出済額 1 億724万7,939円、不用額114万6,061円、歳入歳出差引額 3 万9,200円でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書228、229ページをお願いいたします。

初めに、歳入明細でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、予算額7,400万6,000円、調定額7,405万800円、収入済額7,333万6,400円、不納欠損額はございません。収入未済額71万4,400円でございます。収納率につきましては、現年度分99.7パーセント、滞納繰越分32.6パーセントとなります。75歳以上の被保険者2,048名分と障害認定を受けておられる65歳以上75歳未満の方31名分、合わせまして合計2,079名分の保険料でございます。

保険料の内訳といたしましては、1 目特別徴収保険料、調定額、収入済額とも5,302万7,600円、収納率は100パーセントでございます。年金からの徴収分となります。

2 目普通徴収保険料、現年度分と滞納繰越分を合わせまして調定額2,102万3,200円、収入済額2,030万8,800円、収納率は96.6パーセントでございます。現金納付あるいは口座振替による方でございます。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料、調定額、収入済額とも 1 万7,700円でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、調定額、収入済額とも68万5,160円で、事務費相当を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金、調定額、収入済額とも3,270万6,579円で、保険料の軽減対象者の繰入金で、県が4分の3、町が4分の1を負担しております。

4 款繰越金、1 目繰越金、調定額、収入済額ともに 1 万6,200円、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、調定額、収入済額とも52万5,100円でございます。

2 目還付加算金はございません。

歳入合計でございますが、予算額 1 億839万4,000円、調定額 1 億800万1,539円、収入済額 1 億728万7,139円、不納欠損はございません。収入未済額は71万4,400円でございます。

次に、歳出の明細をご説明申し上げます。

次の230、231ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額54万2,916円、備考欄記載のとおり、需用費、役務費、委託料等、事務的経費で基幹系システムの委託料42万1,964円が主な支出となります。

2 項徴収費、支出済額15万9,944円、備考欄記載のとおり保険料の徴収経費で需用費、役務費でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億601万9,979円、被保険者から納付されました保険料及び基盤安定制度負担金を保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

3 款諸支出金、1 項還付金及び還付加算金、1 目保険料還付金、支出済額52万5,100円でございます。

2 目繰出金につきましては、支出がございません。

次の232、233ページをお願いいたします。

歳出合計でございますけれども、予算現額 1 億839万4,000円、支出済額 1 億724万7,939円、不用額114万6,061円でございます。

次のページ、234ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。単位は1,000円でございます。

1、歳入総額 1 億728万7,000円、2、歳出総額 1 億724万8,000円、3、歳入歳出差引 3 万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 3 万9,000円でございます。

以上で、平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第5号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、認定第5号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明させていただきます。

25年度の決算の概要ですが、主要施策の成果説明書42ページから47ページにお示ししておりますが、16日の常任委員会協議会にてご説明申し上げますので、この場は省略させていただきます。

決算内容につきましては、決算書によりご説明させていただきたいと思います。

決算書の236、237ページをお願いいたします。

歳入の合計ですが、予算現額10億8,576万9,000円、調定額10億8,418万944円、収入済額10億8,056万2,744円、不納欠損額50万2,700円、収入未済額311万5,500円でございます。

次に、歳出の合計でございますが、238、239ページをお願いいたします。

予算現額ですが10億8,576万9,000円、支出済額10億2,764万7,549円となっております。歳入歳出差引額5,291万5,195円でございます。

次に、決算明細につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、242ページ、243ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、款1保険料、調定額1億8,191万2,700円、収入済額1億7,829万4,500円、収納率は98.01パーセントでございます。内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者3,592名分の保険料でございます。対前年度と比較いたしまして137名の増でございます。不納欠損額50万2,700円につきましては、法的時効成立による22名分の処理でございます。

以下につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2使用料及び手数料、収入済額7万7,860円につきましては、目1督促手数料3万4,000円、目2事務手数料4万3,860円、これは情報公開手数料でございます。

款3国庫支出金、収入済額2億4,735万2,273円でございます。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億6,547万5,358円ですが、介護給付に係る国の法定負担分でございます。

項2国庫補助金、収入済額8,187万6,915円、目1調整交付金、収入済額7,826万5,000円でございますが、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別・階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して市町村に交付されるものでございます。

目3地域支援事業交付金、包括的支援支援事業・任意事業、収入済額250万2,165円につきましては、包括的支援事業・任意事業に係る国の法定負担分でございます。

款 4 県支出金、収入済額 1 億4,899万9,457円、項 1 県負担金、目 1 介護給付費県負担金、収入済額 1 億4,722万5,000円、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金のうち介護予防事業補助金、収入済額52万3,375円、目 2 地域支援事業交付金のうち包括的支援事業・任意事業補助金、収入済額125万1,082円、それぞれ地域支援事業に係る県の法定負担分でございます。

款 5 支払基金交付金、収入済額 2 億8,240万9,723円、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、収入済額 2 億8,143万1,723円ですが、介護給付費に係る第 2 号被保険者分の法定交付金でございます。

目 2 地域支援事業支援交付金ですが、同様に地域支援事業に係る法定交付金で、収入済額 97万8,000円でございます。

款 6 繰入金、収入済額 1 億6,340万2,972円。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、収入済額 1 億6,340万2,972円ですが、一般会計が負担すべき介護給付費、地域支援事業に係る法定負担金及び職員人件費、事務費の繰入金でございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、収入済額5,872万7,979円、これは前年度の繰越金でございます。

款 8 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料につきましては実績がございませんでした。

次のページをお願いいたします。

項 2 及び目 1 雑入、収入済額115万480円、生活保護者認定調査等の手数料、あと予防給付介護負担金、運動教室等の参加者負担金でございます。

款 9 分担金及び負担金、収入済額14万3,500円、項 1 負担金、目 1 介護予防教室事業参加者負担金14万3,500円、これはいきいき塾参加者負担金、それと認知症予防教室参加者負担金でございます。いきいき塾参加負担金につきましては、大多喜町介護予防生活支援事業等利用者負担金徴収条例に負担金として年度途中に定めたもので分担金及び負担金に切りかえております。

以上、歳入の明細でございます。

次に、歳出の明細を説明させていただきます。

それでは、248、249ページをお願いいたします。

なお、支出のない科目につきましては、割愛させていただきます。

款 1 総務費、支出済額3,587万9,129円、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額

2,816万3,581円ですが、職員4名分の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費、支出済額100万225円ですが、第1号被保険者に対します保険料の徴収事務費、基幹系システム業務委託料及び法改正に伴うシステム改修等でございます。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費、支出済額329万7,850円につきましては、認定調査に従事する看護師賃金、主治医意見書作成手数料及び遠隔地入所者等の認定調査委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

目2 介護認定調査会共同設置負担金、支出済額338万5,973円ですが、2市2町による審査会共同設置に係る負担金でございます。

項4 及び目1 運営協議会費、支出済額3万1,500円、これは介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

款2 保険給付費、支出済額9億4,614万7,436円、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費2億5,600万8,762円、これは訪問系及び通所系サービス、あと短期入所等に係る給付費でございます。

目2 地域密着型介護サービス給付費、支出済額2,808万7,467円、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの給付費でございます。

目3 施設介護サービス給付費、支出済額5億3,024万7,036円、これにつきましては介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型施設等の入所費の給付費でございます。

目4 居宅介護福祉用具購入費、支出済額95万6,565円、入浴あるいは排せつ等に使用する補助用具の購入につきまして、対象額10万円を限度に支給するものでございます。

次に、252、253ページをお願いいたします。

目5 居宅介護住宅改修費、支出済額149万5,031円、これは手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、対象額20万円を上限に費用を支出するものでございます。

目6 居宅介護サービス計画給付費、支出済額3,460万6,403円、介護支援専門員によります居宅介護サービス計画作成費でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、支出済額2,165万8,442円、要支援1、要支援2の方に対する介護予防サービスに係る経費でございます。

目3 介護予防福祉用具購入費、支出済額14万8,518円、要支援1、要支援2の方に対する福祉用具の購入経費で、対象経費の10万円を限度として支給したものでございます。

目 4 介護予防住宅改修費、支出済額104万8,714円ですけれども、やはり要支援 1、2 の方に対する住宅改修に要する経費で、対象額20万円を限度として支出したものでございます。

目 5 介護予防サービス計画給付費、支出済額272万440円、介護予防ケアプランの作成費でございます。

次のページをお願いいたします。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料、支出済額69万7,044円、これは国保連合会への介護給付費審査支払委託料でございます。

項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費、支出済額1,839万1,189円、月額の利用者負担額が一定額を超えた場合に支給するものでございます。

項 5 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費、支出済額167万3,675円ですが、介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が合算して年額の限度額を超えた分を支給するものでございます。

項 6 特定入所者介護サービス等費、256、257ページをお願いいたします。

目 1 特定入所者介護サービス費、支出済額4,835万9,000円、低所得者の施設利用が困難とならないよう、食事、居住費について所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額を支給するものでございます。

目 2 特定入所者介護予防サービス費、支出済額 4 万9,150円、要支援 1 及び要支援 2 の方が対象となります。

款 4 地域支援事業費、支出済額1,907万1,017円、項 1 介護予防事業費、目 1 二次予防事業費141万7,386円、これは介護が必要となるおそれのある人に対し介護予防を図る事業で、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の内容で実施しております。

次のページをお願いいたします。

目 2 一次予防事業費、支出済額293万909円、一般高齢者等を対象にしました介護予防普及啓発事業経費でございます。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 1 任意事業費、支出済額151万5,884円、介護保険事業の安定的な運営及び地域の実情に応じ必要な支援を行う事業で、介護給付費の通知、家族介護支援等の事業経費でございます。

目 2 包括的支援事業、支出済額1,320万6,838円、地域包括的支援センター関係職員 2 名分の人件費でございます。

款 5 諸支出金、支出済額2,654万9,967円、次のページをお願いいたします。過年度分の精

算に伴う国・県支払基金返還及び過年度分の保険料の還付金でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましてですが、歳入総額10億8,056万3,000円、歳出総額10億2,764万8,000円、歳入歳出差引額5,291万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額5,291万5,000円でございます。

以上で、平成25年度大多喜町介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

それでは、認定第1号から認定第5号までの平成25年度大多喜町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告を地方自治法第199条の3第4項の規定に基づき、野村監査委員をお願いいたします。

野村監査委員。

○監査委員（野村賢一君） 本来は、代表監査委員の矢代さんが意見報告をするんですが、きょうは欠席しております。かわりに私がやりますので、よろしくお願いいたします。

決算審査報告、一般会計・特別会計。

平成25年度大多喜町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査及び基金の運用状況審査について、監査委員の意見を含めご説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成25年度大多喜町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の結果について意見を提出いたします。

資料の1ページになります。

第1、審査の概要ですが、決算審査の対象となる書類は、平成25年度大多喜町各会計及び一般特別会計歳入歳出決算、一般会計財政調整基金ほか20基金、附属書類として、平成25年度大多喜町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などでございます。

次に、審査の期間でございますが、平成26年8月20日から平成26年9月1日の間において、書類の審査と現地確認審査を実施しました。

次に、審査の手続でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書等について、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、通常実施すべき審査手続を実施また必要と認められる審査手続を実施いたし

ました。

基金の運用状況につきましては、審査に付された基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿等の照合のほか、その他通常実施すべき審査手続を実施しました。

2 ページです。

審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他の証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、基金の運用状況でございますが、審査に付された平成25年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものであり、運用状況は妥当であると認められました。しかし、目的を持った基金でありますので、効果的な事業に積極的な活用が望まれるところです。

なお、各会計の決算分析につきましては、3 ページから22ページにお示ししたとおりとなっておりますので、後ほど資料をご参照していただきたいと思います。

それでは、結びといたしまして所感を申し上げます。

24ページをお開きください。

むすび。

アベノミクスの第3の矢、いわゆる成長戦略によって、我が国の景気はやや上向きといえども、地方を取り巻く財政環境は明るい兆しがまだ見えない状況の中での町財政の運営は、かなり厳しい査定をしながらの運営であったと察するところであります。

しかしながら、飯島町長の強いリーダーシップのもと、着実に基金の積み立てや年々増加の一途をたどる社会保障関連の確実な支出、加えて公共福祉の低迷を招くことのない予算配分やその支出など執行部職員の努力により、実質収支は一般会計、特別会計ともに黒字を確保したことは敬意に値するところであります。

いずれにしましても、政治と行政がうまくかみ合って町民の公共の福祉の推進が図られるものと信じています。どうぞ町民の立場に立って、効果的な支出に心がけるとともに、歳入面についてはあらゆる知恵を絞ってその確保に努められますよう切望します。

平成25年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算は、歳入決算額77億1,448万3,000円に対し、歳出決算額は72億4,897万9,000円となり、差し引き4億6,550万4,000円となりました。実質収支額、翌年度に繰り越すべき財源を引いた額は、4億2,521万5,000円と黒字決算であり、また単年度収支額では4,085万4,000円のマイナスでした。

歳入全体では自主財源が減少している状況の中で、特に普通会計においては、歳出全体で義務的経費は人件費や公債費の減により前年度と比較すると5,200万円抑制されているものの、經常的経費は7,000万円増加するなど依然として厳しい財政運営となっています。

平成25年度は特に教育、社会教育関連の大規模改造工事等は平成24年度に完了したことでハード事業に係る大きな投資がなかったものの、ソフト面での充実に努めた年でもあったと思われま。

そのような中で、既に少子高齢社会になっている本町は、若者の人口減少という大きな問題が行政課題となっていますが、平成25年度において、少子化対策事業において昨年度を上回る実績を残せたことは大変喜ばしいことであります。また、このような行政課題を解決するために、定住化対策住宅助成事業の実施、町営住宅の改修、宅地分譲等の施策が実施されていますが、この際、画一的ではなく、思い切った政策が望まれるところです。

さらに、少子化の影響によって学校統合を余儀なくした老川小学校についても、閉校となった学校施設の一日も早い有効活用が望まれます。

また、本町の農林業振興に大きな阻害となっている有害獣駆除対策事業も計画的に執行されていると判断されますが、いまだに被害は各地域で発生しており、効果的な駆除対策に向けて充実強化が望まれます。

一方、インフラ整備、特に町道改良事業については、基幹町道の改良事業に多額の投資をしていますが、交通の利便性を図る上では、必要な事業であります。効果的な起債や補助金などを活用し、一般財源を極力抑制できたことは評価に値するところでもあります。

他方、本町の防災や行政サービスの向上に研修や会議を通して、その取り組み効果が発揮されていることは評価されますが、多額となっている委託経費の軽減等に取り組み、職員みずから努力して知識や能力を高めることを期待します。

また、いすみ鉄道は、地域の鉄道として大多喜町に寄与しているところですが、一般会計から補助金が3,611万9,000円を支出しており、当年度は赤字決算で、しかも基金は年々減少している現状から、さらなる企業努力と住民の英知で収益増対策に期待します。

特に、歳入面では収入未済額が2億2,927万8,000円、前年度より6万8,000円減少、依然として多く発生しており、税負担の公平性と自主財源確保の上からも、引き続き各課の連携を密にして、着実に債権の回収を実行していくことが求められます。

また、不納欠損金については、390件、3,062万8,000円、前年度比1,122万7,000円の減が処理されていますが、最大限の回収を図った上での結果であり、処理については認めますが

その間の督促や債権に回収に徹底と工夫を図っていただきたいと思います。

また、補助金制度については、社会福祉事業に携わる方々に公平で十分な活動支援ができるよう助成金額について再考をお願いします。

資金の運用状況については、ペイオフ制度に係る対応から安全性を重視し、積極的に運用が行われていない状況でありましたが、今年度から歳計現金、歳計外現金ともに決済用普通預金から普通預金に切りかえ、しかも余裕の範囲で一部定期預金に預け入れすることにより運用益を確保するなど、収入に向けた努力が見られることは評価すべきところです。今後は各種基金の運用について鋭意努力されるように望みます。

国民健康保険特別会計については、歳入総額14億9,754万7,000円、歳出総額13億8,228万8,000円で、実質収支額は1億1,525万9,000円の黒字となり、一方単年度収支額では965万1,000円のマイナスとなっています。依然として未収金が多い状況で、公平な税負担の観点から未収金の回収に努めることを望みます。

また、ジェネリック医薬品の利用普及や各種健診事業並びにインフルエンザ予防接種等の推進に力を入れることは、町民の健康増進や保険料負担の軽減につながるものであり、引き続き力を入れることを期待します。

鉄道経営対策事業基金特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、各会計の目的を十分達成した決算の内容と判断されました。

次に、同日、財政健全化審査として健全化判断比率の審査も行いました。その資料については、別に添付してございますが、健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上で、平成25年度大多喜町各会計歳入歳出決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査についての報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 3時20分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時32分）

○議長（小高芳一君） 次に、認定第6号 平成25年度大多喜町水道事業会計決算認定について

て説明をお願いします。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、認定第6号 平成25年度大多喜町水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

初めに、事業報告の概況から入らせていただきます。別冊の水道事業会計決算書の7ページをお開きください。

1、概況、（1）総括事項、アの業務状況ですが、本年度の給水状況は、給水戸数3,766戸、前年度比プラス0.37パーセントの14戸増、給水人口8,999人、前年度比マイナス2.05パーセント、188人減、年間総配水量、これは浄水場配水池から出た水量でございます。121万76立方、前年度比マイナス8.95パーセント、11万9,004立方減、年間総有収水量、これは個人のメーターを通った使用量として出た水量でございます、107万6,212立方、前年度比マイナス0.14パーセント、1,454立方の減であり、平成25年度有収率は88.94パーセント、前年度比7.85パーセント増でありました。平成11年度以降、最も高い率となり、平成25年度の目標としていた有収率85パーセントを達成することができました。

イの建設改良状況ですが、工事については緊急性のあるものを優先し、田丁地先、金沢橋の配水管橋梁添架工事1カ所35メートル、老朽管の布設がえ工事として町道鍛冶住宅4号線331メートル、町道森宮宮之下下川線、国道465に並行した山側ですけれども、410メートル、栗又の滝上流の川沿いである町道宇野辺線70メートル等5カ所で1,007メートルを実施いたしました。

ウの経理状況ですが、収益的収入、これは水道料金、補助金等でございます、4億4,949万7,000円で、前年度比32万1,000円、0.07パーセントの減となりました。これは県補助金の減によるものです。

また、収益的支出、これは人件費、施設修繕、南房からの受水費、委託業務等でございますが、4億4,540万6,000円と前年度比91万5,000円、0.21パーセントの減となりました。

以上の結果、収益的収支において平成24年度349万7,000円の黒字に対し、409万1,000円、これは税抜きでございますが、純利益が生じ、累積欠損金、赤字ですけれども、前年度1,443万1,000円に対し、1,034万円と減少いたしました。

資本的収入、これは加入負担金、企業債収入等でございますが、1,383万3,000円で、前年度比6,392万1,000円、82.21パーセントの減となりました。これは前年度における新面白浄水場用地取得、伊保田加圧所の建設、県道大多喜一宮線布設がえ工事のための借り入れを行

い、借入額が多かったことによるものでございます。

資本的支出、これは工事関係、本管の布設がえ及び企業債償還等でございますが、1億4,643万9,000円で、前年度比5,403万3,000円、26.95パーセントの減となりました。

以上の結果、資本的収支において1億3,260万6,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金25万1,000円、当年度分損益勘定分留保資金1億2,735万5,000円及び減債積立金500万円により補填いたしました。今後も施設整備等の充実を図るとともに、経営の健全化、さらに安全で安定した給水に努めてまいります。

それでは、決算報告書税込みのご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出、収入の第1款水道事業収益の決算額は4億6,435万4,397円、内訳ですが、第1項営業収益3億1,305万6,427円、内容といたしましては、水道料金、材料売却収益、手数料、雑収益等でございます。

第2項営業外収益1億5,129万7,970円、内容といたしましては、一般会計補助金、県補助金、雑収益等でございます。

支出の第1款水道事業費用の決算額は4億6,043万1,876円、内訳ですが、第1項営業費用4億1,627万3,404円、内容といたしましては、委託料、動力費、薬品費、受水費、人件費、修繕費等でございます。

第2項営業外費用4,268万4,331円、内容といたしましては、企業債支払い利息、消費税、雑支出等でございます。

第3項特別損失147万4,141円、内容といたしましては、死亡、行方不明、倒産等水道料金の不納欠損でございます。

第4項予備費はありませんでした。

次に、2 ページ目の(2) 資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入の決算額は1,383万2,500円、内訳ですが、第1項負担金383万2,500円、内容といたしましては、水道加入負担金、消火栓設置負担金です。

第2項企業債1,000万円、内容といたしましては、地方公共団体金融機構からの借入れを行い、鍛冶住宅4号線の工事に充当いたしました。

第3項固定資産売却代金はありませんでした。

支出の第1款資本的支出の決算額は1億4,643万8,631円、内訳ですが、第1項建設改良費4,258万9,253円、内容といたしましては、配水管布設がえ工事及び色度・濁度計、量水器購

入等固定資産取得等でございます。

第2項企業債償還金1億384万9,378円、内容といたしましては、財務省、金融機構、民間金融機関への償還金でございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書の税抜きでございます。

1の営業収益、(1)給水収益2億9,706万7,809円、(2)その他営業収益113万1,917円、合計2億9,819万9,726円です。

2の営業費用、(1)原水及び浄水費2億232万2,126円、(2)配水及び給水費2,422万4,560円、(3)総係費4,615万1,759円、(4)減価償却費1億1,203万8,553円、(5)資産減耗費2,002万479円、(6)その他営業費用37万7,495円、合計で4億513万4,972円でございます。この結果、営業損失は1億693万5,246円となりました。

3の営業外収益、(1)受取利息及び配当金はゼロでございます。(2)他会計補助金7,650万円、(3)県補助金7,384万8,000円、(4)雑収益94万9,970円、合計しまして1億5,129万7,970円です。

4の営業外費用、(1)支払利息3,669万7,669円、(2)雑支出209万9,662円、合計3,879万7,331円。営業外の利益は1億1,250万639円で、この結果、経常利益は556万5,393円となりました。

5の特別損失、(1)過年度損益修正損、不納欠損の関係ですが、147万4,141円、合計147万4,141円で、当年度純利益、黒字ですけれども、409万1,252円となりました。これにより前年度繰越欠損金、前年度までの累積の赤字ですけれども、1,443万1,099円で、当年度未処理欠損金、25年度までの累積赤字ですけれども、これにつきましては1,033万9,847円となりました。

4ページの余剰金計算書、税抜きと5ページの欠損金処理計算書、貸借対照表は、記載のとおりですので、割愛させていただきます。

次に、事業報告の内容についてご説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

(2)議会議決事項ですが、認定1件、議案5件、全て記載のとおり可決されました。

9ページをごらんください。

(3)の規程規則等改正事項でございますが、大多喜町水道技術管理者規程の制定1件で、職務内容の明文化を図ったものでございます。

(4)の行政官庁認定事項ですが、平成25年度市町村水道総合対策事業補助金交付申請、

起債同意申請の2件でございます。

(5)の職員に関する事項ですが、施設管理業務委託をやめ、直営管理としたことから、技術系職員1名を増員し、当年度末人員合計は7名で、前年度と比較し1名増となっております。また、給料等につきましては、下表の記載のとおりでございます。

(6)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項ですが、該当事項はありません。
10ページをお開きいただきたいと思います。

2の工事等ですが、(1)建設改良工事の概況では、老朽化に伴い、町道鍛冶住宅4号線配水管布設がえ工事等7件を実施しており、内容といたしましては、記載のとおりでございます。

(2)の主な修繕工事では、横山浄水場非常通報装置修繕工事、町内一円の漏水修理63件等を実施いたしました。

11ページの(3)の保存工事の概況では、量水器交換工事として364戸を実施し、工事費は95万1,689円でございます。

12ページから14ページの中段までについては、重複する部分がございますので、割愛させていただきます。

14ページの(2)企業債の状況ですが、前年度末残高16億5,994万8,814円、本年度借入額は1,000万円で、本年度償還額は1億384万9,378円でございます。本年度末残高は15億6,609万9,436円です。

18、19ページに企業債の明細書がございますので、お開きいただきたいと思います。

18、19ページをお願いいたします。

18ページの左側1から30、19ページの左側31から54までと58、59は、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構からの借入金、利息は含まれておりません。借入金でありまして、左側55から57までは平成22年度中及び24年度中に繰り上げ償還したその資金として、千葉興業銀行、銚子信用金庫等から借りかえたものでございます。

14ページにお戻りいただきたいと思います。14ページをお願いいたします。

(3)その他会計経理に関する重要事項の「ロ」経営健全化に関する指標の報告の部分でございますが、資金不足率は、25年度0パーセント未満であり、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲でございます。これは、資金不足比率の算定方式により事業の規模に対して、資金不足額を除いて算出した比率でございます。

15、16ページの収益費用の明細書、17ページの固定資産明細書は、記載のとおりですので、

割愛させていただきます。

以上で、平成25年度大多喜町水道事業会計決算書の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、ここで、平成25年度大多喜町水道事業会計決算に対する審査報告をお願いします。

野村監査委員。

○監査委員（野村賢一君） 引き続き、水道事業会計の決算審査報告をさせていただきます。

平成25年度大多喜町水道事業会計決算審査意見について、ご説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度大多喜町水道事業会計決算の結果について、意見を提出いたします。

資料の1ページをお開きください。

第1、審査の概要ですが、決算審査の対象となる書類、平成25年度大多喜町水道事業会計決算・事業報告書。附属書類として、キャッシュ・フロー計算書、平成25年度は損益計算書です。収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書などです。

次に、審査の期間でございますが、平成26年7月9日から平成26年7月31日までの期間において実施しました。

次に、審査の手続きでございますが、審査に付された水道事業決算報告書、事業報告書、財務諸表並びに附属書類の内容について、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施し、また必要と認めた審査手続を実施しました。

なお、審査に当たっては、事業の経営分析についても実施しました。

審査の結果ですが、審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書並びに附属書類は、関係法令に準拠して作成されておりまして、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、決算の概要につきましては、2ページから7ページにお示しいたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、結びといたしまして所感を申し上げます。8ページをお開きください。

むすび。

平成25年度の水道業務実績は、これまで決算概要で示したとおりですが、営業成績を前年

度と比較してみると、給水人口が、8,999人で188人減少し、年間総配水量は、121万76立方で11万9,004立方の減少となっています。また、収益的収入は、4億4,949万7,000円、これは税抜きでございます。対前年度32万1,000円の減で、収益的支出は、4億4,540万6,000円で、これも税抜きで、対前年度91万5,000円の減となっています。

この結果、収益的収支において、409万1,000円の純利益となり、前年度から累積欠損金はわずかながら減少し、1,034万円になりました。

資本的収入は、1,383万3,000円、税込みです。資本的支出は、1億4,643万9,000円、これも税込みでございます、となり、資本的収支では1億3,260万6,000円の不足となりましたが、これは配水管の布設がえ工事や、橋梁添架工事、それに舗装本復旧工事などライフライン整備のために要した費用や企業債償還金であります。

なお、有収率は、88.94パーセントで、前年度比7.86パーセント増加し、全国平均に近づいており、精度の高い漏水探知機の導入による漏水箇所の早期発見、さらには職員による適切な保守管理と地道な努力によって成果があらわれており、大変評価されるところです。

しかし、未収金は、2,769万6,000円で前年度比811万1,000万円減少しているものの、依然として多額であります。これは水道事業の会計年度と水道料金の収納時期に一部差異があることによるものですが、このほかにも発生する未収金については特別損失（不納欠損）にも影響するものであり、ほかの課とも連携して回収の具体策を持って実行し、減少に努められるよう望むものです。

また、営業費用に対する営業収益の割合を示す営業収支比率は、全国平均の99.58パーセントから判断すると、本町は、73.61パーセントで非常に低く、営業損失を計上し、営業費用を営業収益で賄っていない状況が続いています。この主な要因は、過去の設備投資による減価償却費や施設の修繕が多額となっていることが挙げられますが、経常利益を確保しつつ、固定資産除却費を計上するなど経営努力が見られます。構造的ともいえる給水人口の減少や広範な給水区域を抱えている状況から営業収支比率を改善することは非常に厳しい環境にあると思われますが、今後とも引き続き目標を持って改善されることを期待します。

なお、企業債残高は、平成18年度の21億5,419万8,000円を最高に徐々に減少し、平成25年度末で15億6,609万9,000円となっていますが、給水人口の減少による減益や将来負担等を考慮し、今後とも必要最小限に堅持することを望みます。

設備面では、老朽化した配水管や機械等の更新を計画的に推進し、町民にとって大事なライフラインとして、安全安心な水の供給のため、さらに努力されますよう望むものです。

また、新たな財源確保のために多方面から業務を見直し、業者登録手数料や預金の預け入れ方法を見直すなど検討を要する一面も見受けられます。

次に、同日、経営健全化審査として資金不足比率の審査も行いました。その資料については別に添付してございますが、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、資金不足比率はマイナス96.7パーセントとなっており、経営健全化基準の20パーセント以下でありますので、特に指摘すべきことはありませんでした。

以上で、平成25年度大多喜町水道事業会計決算審査と経営健全化審査についての報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定について、ご説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、初めに、剰余金の処分についてをご説明いたします。恐れ入りますけれども、老人ホームの決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

剰余金計算書です。2つの表がありますけれども、下段の表をごらんいただきたいと思います。

剰余金処分計算書（案）でございます。

4つに列が分かれていますけれども、一番右側の未処理利益剰余金の列をごらんいただきたいと思います。

当年度末残高は6,197万8,712円でございますが、そのうちの200万円を処分し、利益積立金として積み立てたいと考える次第でございます。つきましては、前年同様に、剰余金200万円の処分を認定くださるようよろしくお願いしたいと思います。なお、処理後の残高は5,997万8,712円となります。

続きまして、決算についてご説明いたします。決算書の1ページ、2ページをごらんいた

だきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、予算額の合計は2億9,283万1,000円、決算額は2億9,383万9,970円となり、決算額は予算額に比べ100万8,970円の増額となります。

次に、支出ですが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予算額の合計は2億9,275万8,000円、決算額は2億8,240万3,082円となり、不用額は1,035万4,918円となります。

続きまして、(2)の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入、予算額及び決算額ともに101万円です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、予算額の合計は648万5,000円、決算額は511万6,175円となり、不用額は136万8,825円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額410万6,175円につきましては、過年度分損益勘定留保資金410万6,175円で補填いたしました。

続いて、3ページをお開きください。

損益計算書でございます。下から3行目でございます。

当年度純利益は1,143万6,888円となります。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

これにつきましては、記載のとおりですので、省略させていただきたいと思います。

続きまして、決算附属書類をごらんいただきたいと思います。

7ページをごらんください。

1の概況、総括事項、業務です。枠の中をごらんいただきたいと思います。

まず、施設入所ですが、25年度の年間の利用者数は2万7,154人で、1日の平均利用者数は74.4人となります。

続いて、短期入所ですが、25年度の年間利用者数は1,140人で、1日の平均利用者数は3.1人となります。

次の設備から12ページの4、会計までは、記載のとおりですので、省略させていただきたいと思います。

続いて、13ページをごらんいただきたいと思います。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

(1) 事業収益。

第1款事業収益は2億9,383万9,970円となります。

第1項営業収益は2億9,220万3,955円でございます。内訳といたしまして、第1目介護報酬収益につきましては2億4,718万4,787円でございます。

第2目の介護負担金収益は4,501万9,168円となります。

第2項営業外収益でございます。163万6,015円。内訳ですけれども、第1目受取利息23万1,500円、第2目寄附金はゼロでございます。

第3目その他営業外収益は140万4,515円となります。

続いて、(2)の事業費用でございます。

第1款事業費用2億8,240万3,082円。

第1項営業費用2億8,240万3,082円。

第1目総務管理費1億8,406万8,676円。

内訳でございます。第1節報酬1万4,000円、運営委員さん4名分の報酬でございます。

第2節給料9,316万596円、第3節手当4,047万8,614円、第4節法定福利費4,439万5,689円につきましては、職員30名分の人件費でございます。第8節備消耗品費22万3,964円、第9節燃料費26万6,057円、第10節手数料42万3,890円につきましては、備考欄の説明のとおりでございます。

14ページに移らせていただきます。

第13節通信運搬費33万9,700円、第14節委託料83万8,112円につきましては、職員の健康診断の委託料でございます。第16節使用料297万8,320円につきましては、公営企業会計のシステムリース料、福祉パソコンの借り上げ料、インターネットサービスの使用料、コピー使用料等でございます。第17節負担金20万1,900円、第18節保険料66万8,074円につきましては、備考欄説明のとおりでございます。

第2目施設管理費2,431万4,643円。

第8節備消耗品費603万6,906円、第9節燃料費319万1,433円、第10節手数料111万1,186円につきましては、同じく備考欄説明のとおりでございます。第12節修繕料129万1,508円、大型乾燥機などの修理でございます。第14節委託料318万9,296円、エレベーター、電気保守業務、庁舎業務、清掃業務などの委託料でございます。第20節光熱水費949万4,314円につきましては、備考欄の説明のとおりでございます。

第3目居宅介護事業費、短期入所に関する事業でございますが、276万7,037円。

第4節法定福利費30万3,061円、第6節賃金219万4,500円、臨時職員1名分の人件費でございます。

第4目施設介護事業費6,324万5,283円。

第1節報酬123万1,200円、定期往診3医院分でございます。第4節法定福利費465万8,863円、第6節賃金2,898万4,731円、臨時職員16名分の人件費でございます。第8節備消耗品費69万3,991円、厨房用及び介護用備消耗品費でございます。第10節手数料127万5,315円、第14節委託料214万800円、協力医といすみ医療定期往診、そしていすみ医療のリハビリ訓練士に対する委託料でございます。第16節使用料205万9,382円、第21節賄い材料費2,217万5,601円は、備考欄説明のとおりでございます。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費800万7,443円。

第6目資産減耗費、第1節固定資産除却費はゼロ円でございます。

第2項営業外費用、第1目雑支出はゼロ円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、ここで平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算に対する審査報告をお願いします。

野村監査委員。

○監査委員（野村賢一君） 引き続きよろしくお願いします。

老人ホームの事業会計の決算審査報告をいたします。

平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算審査意見について、ご説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算の結果について意見を提出いたします。

資料の1ページをお開きください。

審査の概要ですが、決算審査の対象となる書類は、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算・事業報告書、附属書類として、キャッシュ・フロー計算書、平成25年度は損益計算書です、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書などですが、老人ホーム事業会計では企業債はありませんので対象外となります。

次に、審査の期間でございますが、平成26年7月9日から平成26年7月31日までの期間において実施いたしました。

次に、審査の手続ですが、審査に付された決算報告書、事業報告書、財務諸表並びに附属書類の内容について、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施し、また必要と認めた審査手続を実施しました。

審査の結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書並びに附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、決算の概要につきましては、2ページから5ページにお示ししたとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、むすびといたしまして、所感を申し上げます。

6ページをお開きください。

むすび。

昭和54年開設以来、施設介護を必要とする高齢者の介護サービス提供のため大きな役割を果たしております大多喜町特別養護老人ホームは、施設の老朽化とともに、入所者のさらなる高齢化と重度化により、介護従業者の負担は増大しています。

また、利用者の中には、入院加療や治療のため病院への緊急処置を必要とする状況も発生し、業務実績は施設入所者数2万7,154人で、前年度比729人の減少となっています。また、短期入所者数も1,140人で、前年度比133人減少しています。

収益的収入は2億9,384万円、収益的支出は2億8,240万3,000円となり、当年度の利益は1,143万7,000円の黒字で、前年度繰越利益と合わせて当年度末未処分利益剰余金は6,197万9,000円となりました。介護環境が厳しくなる中、施設職員のご尽力により、前年度に引き続き事業の安定運営に努力されていることを評価できますが、年々利用者数が減少しています。町内外を問わず待機者が多い中、利用者数が減少していることは一抹の疑問も感じるところでもあります。

利用者が減少するということは、収益減少にもつながりますので、当初予定した業務運営に近づける努力をされるよう望みます。

また、介護報酬体系が示しているように、手厚い介護には報酬加算がありますので、鋭意工夫され、介護環境の充実を図られますよう期待します。

資本的支出については、予算額648万5,000円に対し、決算額は511万6,000円で、136万

9,000円の不用額が生じ、執行率は79パーセントとなりました。これは、当初予定した事業が実施できなかったことによるものであり、今後予定事業の実施については、施設の安全を考慮し、着実に実施されることが求められます。

限られた職員数で、昼夜を問わず毎日介護や生活を支える仕事はかなりハードであり、常に施設職員の労務環境に配慮することが重要です。また、入所者はほとんど全ての方が援助を必要とする状態であり、日ごろから医師や消防署など関係機関と連携し、地震等の自然災害や火災等有事の際を想定した訓練を計画的に実施し、入所者の安全確保に努められることを強く望むものです。

次に、同日、経営健全化審査として資金不足比率の審査も行いました。その資料については、別に添付してございますが、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されておりました。

資金不足比率は、マイナス150.1パーセントとなっており、経営健全化基準の20パーセント以下であり、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上で、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算審査と経営の健全化審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

あさって、12日は、午前8時45分から総務文教常任委員会協議会が開催されます。

また、16日は、午前8時45分から福祉経済常任委員会協議会が開催されます。

いずれの委員会協議会も、本庁舎2階の第1、第2会議室ですので、時間厳守でご参集願います。

所属していない委員会についても、傍聴ができますので、議案調査のため、ぜひ活用されますよう、お知らせいたします。

9月19日は、午前10時から本会議を開きますので、ご承知願います。

なお、議員の皆様にはご連絡申し上げたいことがあります。いすみ鉄道事業に関して施行部から報告したいことがあるということでございます。これを許可していますので、この後説明がなされますので、お聞き取り願います。時間は、16時40分からといたします。よろ

しくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会します。

長時間大変ご苦勞さまでした。

(午後 4時26分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成26年9月19日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員（1名）

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長 補佐	野口和也君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君	代表監査委員	矢代健雄君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第3号）

- 日程第 1 認定第 1 号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 認定第 2 号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 認定第 3 号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 認定第 4 号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成25年度大多喜町水道事業会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定について（質疑～採決）
- 追加日程第1 議案第12号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第2 発議第 1 号 大多喜町子ども医療費助成充実に関する決議について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

会議の前に申し上げます。本日の会議は、平成25年度大多喜町一般会計ほか、各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を予定しております。議事の進行につきましてはご協力いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成26年第1回議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議の最終日でございますが、議長さんを初め、議員の皆様には大変お忙しい中をご出席をいただきましてまことにありがとうございます。行政報告につきましては、本定例会初日以降の行事でございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

さて、本日の定例会9月会議最終日の会議事件でございますが、平成25年度の一般会計のほか、4つの特別会計の決算認定並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明をさせていただき、その後の常任委員会協議会で詳細な説明をさせていただいているところですが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め、事業を推進してまいりました。この結果、健全な財政運営に配慮しつつ、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議いただき、ご承認くださるようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。9月10日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、本日説明員として出席を求めています特別養護老人ホーム所長ですが、忌引休暇です。かわりに所長補佐に出席を求めましたのでご了承ください。また、本日会議終了後、教育課及び産業振興課から業務の説明、報告をしたい旨の申し入れがあり、これを許可しましたのでご承知おきください。

また、その後、議員の皆さんに相談したいことがありますので、よろしく願いをします。

なお、2番正木武君から入院中のため、本日、欠席する旨の届けがありましたので報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎認定第1号から認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） これより、日程に入ります。

日程第1の認定第1号から、日程第7、認定第7号までの平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に説明が終わっておりますので、9月10日の議事に引き続き、各会計の質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑、討論、採決の方法については、本日配付いたしました資料のとおり進めたいと存じますのでご承知願います。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたることや、その範囲を超えることのないようお願いをいたします。

さらに、数多くの項目については、質疑を行う場合は、できるだけ区切って1項目ずつ質疑されますようお願いをいたします。

日程第1、認定第1号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

まず、こちらの主要施策の成果説明書の14ページをお願いしたいと思います。

子育て支援課関係になるかと思いますがご質問させていただきます。

保育関係でございますが、入園児児童数、休日保育園の児童数が昨年から比べますと3歳

児未満のお子様の受け入れがふえているかと思っております。これはこういった要因というふうには町ではお考えになっていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 成果説明書の14ページの保育園関係で、休日保育園の児童、入園児が前年よりふえているという質問。

（「3歳児未満ですね」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 3歳児未満ということですね。みつば保育園の23名ということで25年度実績ということですが、数字のほうですね、24年度のがちょっと押さえてありませんので申しわけないですが、後でお答えさせていただきたいと思いますので、申しわけありません。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。そうしますと数字のほうなんです、入園児童者数で、みつば保育園さんで申し上げますと昨年は、3歳児未満が23名がことしは41名になっております。また、つぐみの森保育園さんでは休日保育においては2名が23名というふうに3歳児未満がふえておりますので、この辺の3歳児未満のお子さんがふえている要因として考えられるものは何なのかということをお伺いをしたいと思います、後で結構でございますのでお願いいたします。

それと2番目としまして、（4）の子育て支援センターさんなんですけれども、年間の利用者数が、昨年のトータルが延べの利用者数が2,872件、本年が1,944件とやはり減っているかと思えます。その中で、特に減っていると思うのがふれあい広場、おしゃべりサロン、こちらが昨年2,372件の延べ利用者に対してことしは1,546件、トットくらぶが358件に対して267名ということだったんですけれども、やはりこちらのほうも利用者数の減に対して理由がもしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） この原因につきましては、今把握しておりませんので後ほど回答させていただきたいと思えます。申しわけありません。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

それで今、2点ご質問させていただきまして、この理由を伺った後に何かのその理由に対して今後の検討というものが考えられるかどうかということをお伺いしようか

と思っておりましたので、あわせてこちらのほうお願いできたらと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは後ほどお答えしたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 決算書のページ49ページの自動販売機電気使用料が本庁舎と中央公民館と防災倉庫、本庁舎の自動販売機はちょっと一般の町民からはどこにあるのかわからないんですけれども、炊事場の裏のほうにあるんでしょうかね。これは一般の町民も、来た方が、特に暑い時期等やっぱり水を飲みたいとか、いろいろそういった要望があるかと思うんですけれども、これは一般の方が使える位置にあるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 本庁舎の自動販売機の設置場所ですが、中に宿直室がございまして、そちらのほうに配置してございます。ですから、一般の方が使用するにはちょっと難しいのかなというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ一般の方にもぜひ使ってもらったほうがいいと思うんですけれども、もう少し使いやすい場所に移動して、少しでも皆さんに使っていただいて収益は幾らでもないかわからないけれども、そのような形をとったほうがよろしいんじゃないかと思えますけれどもどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 設置場所の問題とかいろいろあろうかと思いますが、電源の問題あるいは設置する場所の問題ですね、そういうものがクリアできれば町民のためにそういうのを置くのも一つの考えだというふうに理解しております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 近隣の市町村とか、ほか行っても、自動販売機がないというところはほとんどないんじゃないでしょうかね。やっぱり玄関先でも、椅子の座る場所がありますよね、玄関こっち入って。そういったところとかにぜひ置いてもらって町民の方が少しでも暑さとか、寒いときは温かいものとか飲めるように工夫していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今の自動販売機の件ですけれども、実は確かにおっしゃるとおりですね、今、企画財政課長が話したのはどっちかというと宿直室ということで職員が主に使っているということで今お話ししたとおり、健康の関係でいろいろな老人の方とかそういう方が保健センターで運動したり何かしたりして、中には飲みたいなという人も出てくるかと思っていますので、自動販売機の設置につきましては、今W i - F i の関係で業者さんのほうで設置ということでご相談に来ておりますので、ユネスコという中庁舎の関係もございますので、庁舎の景観を崩さない程度に一般の住民の方が使えるような形で、自動販売機の設置については検討していきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。建設課さんにご質問させていただきます。

決算書の133ページをお願いいたします。133ページの下段になります。町道改良事業の中の職員手当でございますが、745万9,741円という金額を上げていただいております。一般職員3人分の職員手当になるかと思うのですが、ほかの事業と比べますと人数の割に職員手当の額が多いように感じました。この理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 手当ですけれども、手当の中にはいろいろ手当がございますので、例えば扶養手当ですとか、時間外手当、住居手当、そういうものがございまして、その職員によって、例えば住居手当ですと最高月額2万7,000円支給されることになりますのでその職員がいる、いないによってかなり変わってまいります。その扶養手当も扶養家族がいる、いないによりまして違ってまいります。あと時間外手当もございまして一概に給料に比べてまして手当が高いということでおかしいということはないかなと、その構成する職員によって違ってまいります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。私はおかしいとは言っているわけではなくて、去年は建設課さんも大変な状況であったかと思っていますので、その人的な部分でのしわ寄せとか、そういった部分がかったのかなと、ちょっとその辺を思ったものですから伺ったわけなんです、残業をせざるを得なくてふえたとかということが主な要因ではないというふ

うに考えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご指摘のとおり、昨年体調不良で職員が途中から1名休職になりました。それをカバーするために、時間外手当もこの係は一番出ております。そういう面もあると思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。その辺も今年度ではカバーをしていただいたんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今年度の4月の人事異動で職員を配置いたしまして、さらに再任用職員も1名配置して、昨年よりも再任用職員1名増というようなことでなっております。以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページ数はわかりません。

この決算を見るとときに予算書と照らし合わせてみたところ、不用額の多かったところとかそういうのを特に注意して見たんですけれども、予算書には事業が計上されているのに、決算書には全くその項目がないというのがありました。気がついたところと気がつかないところがあるとは思いますが、各担当課で全く実施されなかった事業がありましたらその事業名と、なぜ実施しなかったのか、事業を取り下げてしまったのかという理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 産業振興課で言えば、環境保全型農業直接支払事業と産地整備支援事業、この2つが実施されなかったんですけれども、環境保全型農業直接支払事業については、農業者が化学肥料・化学農薬の5割減とセットで、レンゲの種を作付して取り組んだ場合に補助金が出る事業で、これについてレンゲの種をまいたのが失敗してレンゲが出てこなかったということで、申請者のほうから中止の依頼があったため事業が中止になりました。

それと産地整備支援事業については、低コスト耐候性ハウス建設のための事業で総事業費は5,000万円を超える県単事業ですが、これについても再度、農業事務所と検証した結果、

農業者のほうで事業の中止を断念したものです。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかの課はありませんか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、健康福祉課の所管事業でもやはり3つの事業が該当しております。まず1つ目ですが、介護予防事業、当初予算額5万5,000円でございますけれども、この事業は介護保険法に基づく要支援認定及び要介護認定で非該当とされたものに対しまして家事等に対して支援、指導が必要な方に対し、生活管理指導員を派遣する事業でございます。実施されなかった理由でございますけれども、申請利用者がいなかったものでございます。

次に、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業、これが11万2,000円でございますけれども、この事業は、介護サービスを提供する社会福祉法人等の事業所が、低所得者で生計が困難である者に対し、利用者負担額の軽減を行ったときに、町が一部助成するものでございます。これにつきましても、申請者がなかったということでございます。

3つ目が感染症予防対策事業2万8,000円でございますけれども、これは感染症発生とか災害発生時に消毒作業がなかったもので事業を執行してないものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、税務住民課から1点、やはりご回答させていただきます。

決算書の78、79ページの下から3行目でございます。民生費の中の社会福祉費で、節で21、貸付金の100万でございますけれども、これにつきましては、国民健康保険加入者が入院等により高額な医療費が発生した場合、医療費の支払いが困難という方に貸し付けをする制度でございます。25年度におきましては、申請がございませんでしたので実績ゼロとなっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 建設課のほうでございますが、建設課は木造の耐震化の診断の補助と修繕に係る補助事業が、これにつきましても申請者がなかったために支出がゼロとなっております。

以上です。

○議長（小高芳一君）　あとはよろしいですか。

ほかはありませんか。以上です、野中さん。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　ありがとうございました。

私が調べた限りでは、農林課にもう1点、菜の花の種をまくという事業があったと思うのですが、その名前が消えているんですけども、その件についてはどうなったのでしょうか。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君）　耕作放棄地再生事業補助金ということで、菜の花の種を配る事業ですが、補助金交付ではなくて、現物支給ということで同じ農林振興事業の中の需用費の消耗品の種苗類の中に組み替えて執行しました。

以上です。

○議長（小高芳一君）　11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　そういう場合、次年度以降はどんなふうな扱いになっていくんですか。ここに書いて、記載上。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君）　この事業を実施したのですが、実際耕作放棄地じゃなくて草刈りやっていたところ、管理していたところへまいたということで、ことは実施しておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君）　ほかに質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君）　すみません。環境水道課さんにご質問させていただきたいと思います。主要施策の。

○議長（小高芳一君）　山田議員、一般会計ですけどもいいんですか。

○10番（山田久子君）　すみません、申しわけありません。主要施策の17ページをお願いいたします。

合併浄化槽の設置促進事業補助金でございますが、19基ということでやっていただいております。先日、千葉日報に汚水処理普及率ということで、千葉県の普及率が85パーセントということで全国平均を下回ったというものが掲載されておりました。その中で、県内のラン

キングが出ておりまして、大多喜町は54市町村のうち40番目の普及率ということで普及率が53.1パーセントということでございましたけれども、この数字に対して町はどのように思われますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 昨日の千葉日報だと思いますけれども、53.1パーセントということでランクづけがされておったわけですが、ちょっと数字の拾い間違いをしたと思います。実際に合併浄化槽として普及しているのは、大体32パーセントぐらいです。ですから、53パーセントというのはそこまでいっておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうすると、数字的にはもうちょっと落ちてしまうという逆のことになるわけですね。それで、非常にこれを見ますとやはり、地域によって県南ですとか東部でおくれがあるということでございましたけれども、私自身も普通に考えてなかなか大多喜町は厳しいよねという個人的な意見になってしまうんですが、思っているんですけれども、町はこの辺に対して普及とか対策については、どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 下水道整備というのは、今のところ、大多喜町も考えておりません。ということは、合併浄化槽で個々に対応していただくということになると思うんですね。建物を建てかえたり、それから新築にしたりということは、建築基準法の中で合併浄化槽にしなければならないというふうにされています。あと、町のほうで推進しているのが補助事業ですね。これはあくまでも、くみ取りだとか単独浄化槽を転換した場合に補助するというものですから、今回この決算の中でも数字が出てますように、基数的には19基ということで、非常に多いというわけにはいきませんが、やはり今後はそれらを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの課長にちょっと補足申し上げたいと思います。

この普及率につきましては、どうしても山村地域といいますか、地方のほうはどうしても低い数字が出るのは当然なんですね。それは何かといいますと、公共下水道が、都市部は普

及しています。公共下水道になりますと強制加入でございますので、地方は公共下水道というのは基本的には非常に負担が重くて、今、地方では公共下水道をやっているところでは負担にあえいでいるところがあります。そういうことで、本町につきましては公共下水道ではなくて合併浄化槽を推進しながら、その浄化に努めるということでございます。そういうことで、公共下水道がない分だけ、どうしても地方というのは低いという、そういう結果ではなかろうかと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、ありがとうございます。それで、私も勉強不足で申しわけないのですが、今課長がおっしゃりました、昨日の千葉日報のところに、環境省は浄化槽設置の推進に向け自治体による整備を補助する浄化槽市町村整備推進事業を全国290市町村で行っており、本県では睦沢町と長柄町が実施しているというふうに掲載されておりました。私は、先ほど町でやっていただきました19基の補助事業ではないのかなと思っていたのですが、この新聞に載っている2町と名前が出ているということは、大多喜町はこの事業には該当していないのかなと思ひまして、町の事業補助とこの新聞に載っている補助事業というのは何が違うのかというのが教えていただけたらと思ったのですけれども。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 大多喜町で今やっているのは、先ほど言いましたように、転換という格好の国の補助も入っております。ただし、国の補助金には転換云々とは全くなくて、合併浄化槽をやった場合には補助金を出しますよという制度ですね。それが県の補助金も加わってきますので、県の段階で転換でなければ出せませんよということで、くみ取りか、それから単独浄化槽という分類になります。大多喜町のそれに倣ってそのようにしていますので、結局、個人の方が申請をされて設置をする場合には、国の補助金の分については本体のみ、それから県と町の補助金についてはそれに撤去費、くみ取りで10万、それから単独で18万がプラスされて出されます。それと今言われたように、新聞で出た長柄だったですかね、と、もう一つの町がそれを新たな国の制度を使ってということだったんですが、それはまだ大多喜町のほうでは使っておりますので、別の補助事業ということになります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 幾つかの部署で、臨時職員を雇用しております。臨時職員の待遇に

については過去にも何度か伺ってはいるんですけれども、官製ワーキングプアの賃金水準ではないかということをいつも危惧しているんですけれども、25年度に臨時職員待遇について改善されたことあるでしょうか。それから、正規職員と同じ働き方をしている職場の場合、その職場ごとに、正規職員との待遇格差とか、それから対策とか、どういうことを考えているのか伺いたいと思います。そしてもう一つ、シルバー人材センターとの契約ということで、これも臨時職員のうちに入るのではないかと思うのですが、そのシルバーと契約をするとき、賃金単価をどういうふうに見込んで契約しているのか伺いたいと思います。3点です。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますけれども、まず、25年度中の改善点ということですが、適用は26年4月1日からになりますけれども、25年度に改正をいたしました。

内容につきましては、資格職の日給を中心に、あと、その他最低賃金等もございますので、その他の臨時職員の方も日給を上げさせていただきました。保健師ですが、日給8,200円であったものが、近隣とのバランスもありまして1万円ということで、1,800円日給でアップをいたしました。看護師ですが、7,000円だったものを7,300円ということで300円上げさせていただきました。保育士につきましては、その経験によって違うんですけれども、大体日給にして500円から400円上げさせていただきました。調理員につきまして100円、その他一般の事務の方につきましても100円ですが、日給にして上げさせていただきました。あと、有給休暇をこれまでなかったのですが、例えば忌引、あるいは裁判等に出頭するものに対して、有給休暇を正規職員と同じように付与させていただきました。

あと、正規職員と同じ働き方でその待遇ということだと思いますが、一般的に正規職員と同じ働き方の臨時職員といいますと、例えば給食センターの調理員ですとか、特別養護老人ホームの介護士、あと保育園の保育士等が挙げられると思いますが、その方につきましても、例えば調理員ですと日給は6,400円、特別養護老人ホームですと、いろいろランクがありますけれども、最高の方で日給8,200円、保育士ですと、先ほど申し上げました日給8,000円というようなことでさせていただいておりまして、ただその正規職員とは、当然、働きに対して正規職員とは同じというふうにはまいりません。といいますのは、正規職員の指導あるいは管理のもとで働くということで、正規職員と同じ待遇というわけには、これはいかないかと思います。仕事の内容も違うというようなことでございます。

あと、最後3点目のシルバー人材の関係ですけれども、これは委託料で支出をしておりますが賃金とは違いますので、町と直接その方と雇用契約をしているということではござい

せん。あと、賃金のほうですがこれは、シルバー人材センターのほうで定めました賃金で契約をしております、例えば町道の草刈りですと賃金とみなされるもの、人件費というふうにシルバー人材のほうは書いてありますが、それが1時間850円。あと、例えば塗装ですね。今回の例で言いますと、フェンスの塗装をしましたが、そういう塗装関係ですと1時間1,000円。あと、例えば公民館、海洋センターの夜間管理ですと1時間800円ということになっておまして、これはシルバー人材センターの定めた単価でありまして、これを見ますと町の臨時職員ではございませんが、臨時職員の単価と比べてもほとんど大差がないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 臨時職員の待遇で有給休暇が取れるようになったということですが、その内容が忌引とか裁判所の出頭だとか、そういう場合といいますけれども、そうではなくて、個人的な理由でも有給休暇というのは臨時であっても取れるんじゃないでしょうか。その辺の徹底はどうなっていますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 有給休暇は既に臨時職員の方にも、それは雇用の期間によって違いますけれども、取得していただけるように付与しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 臨時の方からよく出されるのは、やっぱりボーナスなんですけれども、経験年数とか、そういうものによって手当を出していくということも必要ではないかと思うことと、それから、今、労働界ではワーキングプアをなくしていこうということで最低賃金1,000円ということがここ数年言われてきておりますけれども、町も率先してそういうワーキングプア撲滅の流れに乗って、本当に働くことが苦ではない、そういう労働環境をつくっていくという考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますけれども、まず1点目のボーナスですが、近隣といいますか、郡内の市でもボーナスを支給しているところはございますけれども、大

多喜町はしておりません。これにつきましては、支給できるような状況であればもちろんいいと思いますけれども、それに対しましては、やはり財政的な面もございますし、ちょっとこれからすぐにこの場で回答するというようなことはできないかと思います。

あと、時間給1,000円ということで、これはいろいろな団体から定期的に申し入れはございます。ですから時間給1,000円というのは本当に理想かと思いますが、これも近隣の状況ですとか、そういうものを見ながら検討しまして、すぐには上げるというようなことはできないかと思いますが、ただ定期的に、これは最低賃金もありますので、定期的に見直しは必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、先ほどと引き続きまして環境水道課さんをお願いしたいと思います。主要施策の19ページをお願いします。

ここに、ごみ袋の販売委託料とごみ袋の製作委託料が掲載されてございますが、それぞれ何袋分なのか、また、単価は幾らなのかをお伺いします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ごみ袋の販売委託料と、それからごみ袋の作成委託料、この2点でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） まず、委託のほうなんです、委託店のほうの支払いは年2回行っております。現在登録されているところが22店舗、その中で手数料ですけれども、販売委託ですけれども、10.5パーセントを支払っております。

続いて、ごみの袋の作成委託料ですけれども、大が、大きいやつですね、これが14万8,000枚、単価が7円35銭、それと小のほうは12万9,000枚、単価ですけれども3円78銭。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

それではすみません、販売売上金は幾らになるのかをお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 販売売上金のほうですが、決算書の厚いほうですけれども、

27ページの歳入ですね。真ん中よりもちょっと上のほうになりますが、ここに、ごみ収集運搬手数料指定袋分というふうに示されていると思うんですが、金額が1,220万1,230円、これが販売した売り上げですね。ごみ袋の大きが50円、これで35リットルものなんですけれども、売ったものが25年度16万2,841枚、金額にしますと814万2,050円、小のほうですが、これは20リットルものです。単価は30円です。枚数ですが、13万5,306枚、金額にしますと405万9,180円、トータルして1,220万1,230円というような金額になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。この差額というのは大多喜町の場合は袋に可燃処理代が入っているということで伺っているの、処理費のほうに回っているのかと思うのですが、その中で、ごみの袋の値段を下げてほしいというような主婦の方のご意見も多々ございます。そういった中でですが、そんなに大きな金額にはならないかと思うんですが、このごみ袋に広告を載せるというか企業広告を載せるとか、そういうような形の手法を持ちながら、この作成委託料とか、そういったものを減らしていくというような、そういった考えというのはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 値段的には大きいもので50円、小さいもので30円ということで町民の方には買っていただいているんですけども、これについては夷隅郡内もほぼ同じ値段です。ぴったりというわけではないんですが、大きいもの小さいもの、それぞれ皆さん持っていますし、御宿さんも何年か前からようやく袋を使って有料にしたという事実があるわけですけども、広告の関係ですよ。広告の関係については、まだ私どもの、考えたことがありませんので、ごみの袋が高いと言われるということであれば、もちろん作成の段階で非常に印刷代も見積りの中で、安いところに決めているわけですけども、その中にはやはりごみ処理費が含まれております。じゃ、それで1キログラム当たり処理されているかという、それじゃとても追いつかないのが現実ですので、余り高くないんじゃないかなと私のほうは思うのですが、その辺も先々研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 税務住民課にお伺いします。

ことしの平均住民税は、去年と比べてどのくらいの変動があるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 住民税の変動というのは収入額でよろしいですか。それとも1人当たり。

（「1人当たり、1人当たりのほうがわかりやすいです」の声あり）

○税務住民課長（市原和男君） 平成25年度の1人当たりの調定額で申し上げます。1人当たり7万3,263円です。昨年度が24年度、前年度が7万4,479円でしたので1人当たり平均1,216円ほど下がっているということでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 個人の町民税が1人当たり1,200円ほど下がっているということは、要するに働き盛りの所得も、それに応じて大体10倍くらいは減っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） この積み上げが給与所得、所得について給与所得、あるいは農業、営業とかいろいろなものが、業種の方がおると思います。その中で、どういう職種の方が減っているかという、比較的給与の方の落ち込みがほかの業種に比べて高いのではないかというふうには思っております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 65ページです。地域情報通信基盤維持管理事業が1,200万円計上されておりますけれども、これに見合う収入ですが、財産収入のところでも光ファイバーケーブル貸付収入に当たると思うんですけれども、もし、これがそうだとすれば使用料よりも維持経費のほうが高い。これ採算に合うような対策をしているのかということを伺います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域情報通信基盤維持管理事業の決算額ですけれども、ただいまお話のあったとおり、1,201万1,563円ということで、貸付収入は1,109万954円と歳出決算のほうが92万609円上回っております。これにつきましては、雪害によって急遽電柱を建てかえた8本分の104万9,325円が含まれておりまして、歳出額のほうが今年度は上回ってしまったということでございます。なお、この雪害に対する支出額につきましては、平成26年度の歳入ということで全額保険により補填される予定でおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 同じ65ページですけども、ふるさと基金積立事業があります。ふるさと基金についての条例を見ますと、寄附金は基金に入れるというふうに書かれていたように思うのですが、ふるさと納税の額が55万2,000円、それに対して積立金が54万2,000円、わずか1万円ではありますけれども、数字上の違いがあります。同じように奨学金があるのですけれども、ページ数はお許してください。教育寄附金が41万円ありますが、奨学基金への積み立てが1万円になっています。このことについてもご説明ください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ふるさと基金の積み立ての関係でございます。ふるさと納税の寄附金につきましては、受領した1件が平成25年3月27日に納入されたということで、平成26年度の歳出予算により基金に計上させていただきました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 教育費寄附金の41万円でございますけれども、内訳は楽器購入費として30万円いただきまして、それから奨学金といたしまして11万円、積み立てが1万円ということでございますけれども、その残りの10万円につきましては、3月に寄附があったものですから26年度に積み立てをさせていただいたものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

1番根本年生君。

（「関連」の声あり）

○議長（小高芳一君） 失礼しました。11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 3月の締め切り近くに寄附が行われたことについては、翌年度26年度に積み立てていくというんですけれども、私のような素人は3月31日が一応の締め切りになっているけれども、役所って5月31日が一番、最終的な締め切りでこの決算書をつくるのはそれが終わってからではないか。そしたら十分に間に合うのではないか。チェックするのにやっぱりきちんと合っていないとクエスチョンマークを持ったりするわけです。その辺でその年度で上手に処理できないものなののでしょうか。もし、それができないのであれば、それはそれで今のここにいる人たちは納得できると思うんですけれども、新たな議員が来たと

きなんかもやはり疑問に思ったりするのは煩わしいのではないかと思うんです。その辺の改善というのはできませんか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 財政的な手法の問題だとは考えておりますけれども、少額であれば流用とか、そういう形での予算措置ができますので、そういう形でできる限り現年度で積み立てる方向に行きたいと思います。

それともう1点ですが、基金のほうなんです、出納整理期間というのが一般会計にはございます。4月、5月という2カ月間で積み立てるのは可能なんです、基金会計のほうでは出納整理期間というのがございません。ですから予算措置して、仮に出納整理期間中の4月に基金の積み立てをしますと、基金のほうの25年度の決算額としては、そこには上がってこないということで、26年に上がって非常にわかりづらい決算となってしまうことも想定されますので、その辺は納付していただいた時期に合わせて町のほうも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 67ページです。大多喜高校支援推進事業44万計上されました。予算は100万円ですが、支援の内容についてご説明ください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜高校支援推進事業でございますが、この事業につきましては「心の教育特別講演会」というのを開催いたしました。平成25年12月19日に開催いたしまして、その費用として補助金を使用したものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 83ページ、少子化対策事業がありまして760万円です。報償費の内容を教えてください。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 少子化対策事業ということで760万計上してございますが、これにつきましては出産祝い金でございます。25年度の出産祝い金52件ございました。第1子が23件、第2子が17件、第3子以上が12件ということで第1子、第2子については祝い金10万円、第3子以上は30万円ということで支出してございます。その合計金額でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はございませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ページ139ページの定住化対策なんですけれども、25年度も、24年度に引き続いて定住化対策でいろいろな事業、こればかりじゃなくていろんなことやっていると思うんですけれども、多分、それなりの成果は上がっているんだと思うんですけれども、にもかかわらず25年度においては213人も人口が減少しました。ですから、これをいろいろな政策をやらなければ、もっとひどい数字になっていたんでしょうけれども、このまま同じような政策でやっても、人口減少に歯どめはかからないんじゃないかなろうかと。監査委員の意見の中にも、画一的ではなく思い切った政策をやりなさいよということが書いてありますけれども、25年度に行ったこの事業の成果についてどのような認識かと、あと改善点等があったとしても、今後はもっとこれをこうやるんだよということがありましたら伺いたい。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまの定住化の関係なんですか、建設課のほうでございますと住宅取得奨励金、これにつきましては15件、住宅のリフォーム関係が16件、そして住宅用の太陽光の発電の導入関係の補助金が17件ございました。現在これをやっているわけですが、これに対して、また新しく今後というような話ですけれども、現在のところ現状で考えているのみで、今後についてはまだ、今のところ新しい考えはございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほど質問の中で言ったと思うんですけれども、それなりの成果があったとは思いますが、このままでいいのかと。やはり何か形を変えていかないと今の事業プラス、こういうふうにならなくていいんだよというものがないといけないんじゃないかと思うんですけれども、今の答弁の中では、今のところやる考えはないということだと思えるんですけれども、それではせっかく政策をやって、その実績を見て、213人も減っているということは、このままじゃいけないという反省を踏まえて、また新しいものをやっていかないといけないんじゃないかと思えますけれども、今の答弁だと余りやる気がないというようなお話でしたけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、定住化に対する考え方ということですが、

今の段階では、この場でこういう事業をやりたいというふうに明確に回答するものはまだ決定してはおりませんので、控えさせていただきたいと思います。ただ、監査委員さんなんかの意見も踏まえて、これは今後の検討課題ということで今、考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私たちもともに一生懸命応援しますので、できるだけ新しい施策を行って最大の大多喜町の難問題だと思っております。200人毎年減れば、10年たてば今度8,000人になっちゃうんですね。ぜひ、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前 11 時 02 分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 13 分)

○議長（小高芳一君） 一般会計決算の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） 決算書のページはわかりません。

成果説明書の17ページの環境衛生費の中に水質浄化対策事業ってありまして、説明のときに新丁の井戸を検査したということでした。この水質検査の結果について説明していただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ページ数は99ページになりますか。井戸水の水質検査手数料ということで専門機関のほうに委託をした手数料なんですけれども、これは新丁のクリーニング店の周辺6カ所を地下水の汚染監視活動として、年2回水質検査を行っております。以前に浸透したものがふえていないか等監視を続けている状況にあります。検査項目といたしましては、四塩化炭素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、それと、1,1,1トリクロロエタン、これ4項目を検査しています。これは、県の指導による検査項目でございます。5カ所については全て基準値以下でございます。1カ所のみ検査項目の一つであります。

テトラクロロエチレンが基準値を超えて検出されています。この物質はドライクリーニングに使用される洗剤に含まれるもので有害物質とされています。基準値は1リットル当たり0.01ミリグラム以下で、検査結果では2回やっていますので、夏場で0.06ミリグラム、基準値の大体6倍ぐらいになります。冬場では0.028ミリグラム、2.8倍の数値が出ております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに。11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それで、これもう何年になりましたっけ。これから先どのくらいになるまで続くのかということと、周辺の方々への対策とか、そういうものはどんなふうに行われているのでしょうか。

そしてもう一つ、その汚染源というのは、この検査の費用を持つとかという負担はないんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 随分前からこの検査を行っております。それで、当然指導も入っておりますし、県のほうも入っております。じゃ今後どうするのかということなんですけれども、先ほど言いましたように、6カ所を検査して一番近いところの井戸で検出、1項目が基準値を超えているということでございます。当然、その方のほうにもその旨を話して井戸水は庭にまく水程度にしか使っていないということで、水道水が主な利用のもとになっています。

負担の関係なんですけれども、これ、じゃ大もとのところから出すべきじゃないかということもあるんでしょうけれども、我々の監視活動といいますか、これ以上ふえては困るということももちろんありますし、早い時期になくなってほしいというところなんですけれども、物質的に、このものというのはそんなに滞留するものではないということで言われているんですけれども、なかなか、それが今までの中では抜け切れていないということですから、引き続き、この検査活動は町でやっていきたいというふうに考えております。その発生もとに負担してくれということは、まだ今のところ話はしておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 109ページ、農業再生協議会、これ予算委員会のときの説明ですと、戸別補償に充てるという説明がありましたけれども、25年度中、何件にどのくらいの程度の

補償があったんでしょうか。説明してください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大多喜町農業再生協議会補助金の125万については、その経営所得安定対策のための事務費で、全額国の補助になっています。それから、25年度何件で幾ら交付があったということですが、これは国のほうから直接農業者に支払われるもので、440戸の農家に対して交付額は約7,800万支払われています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 113ページ農地費の中で、暗渠排水事業がありました。この暗渠排水事業は全体で幾らかかったのか改めて教えてください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 暗渠排水事業ですけれども、平成23年度事業が開始で実際着工したのは24年度からになります。24年度は66.6ヘクタール実施しまして金額が9,842万9,100円、25年度が55.6ヘクタール実施しまして工事費が8,035万6,500円になります。26年度についてはこれから発注ですが一応22ヘクタールを予定しています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 67ページの大多喜町観光ツアー誘致補助金148万円、これ私の知っているところだと、今まで役場の職員の定期とかでいすみ鉄道に払ったんだけど、それをなくしたために、新たにこの政策を立案してバス1台につき4万円の補助をしているというふうな認識でいます。しかし、これちょっといろいろ聞いてみると、いすみ鉄道さんのほうもこの企画については赤字のときもあると。私もインターネットで何かでいすみ鉄道のやつを見てみると土日にやっているんだけど、常にどこも二重丸で空席あり、空席ありになっていますし、私も観光協会とかたまにちょっと用があって行ったときに、バスが確かに来るんですけど、正直余り乗っていないような状況が見受けられる気がします。違うといったらまた言っていたきたいんですけども。

ですから、いすみ鉄道だけでこの観光ツアーを誘致して、いすみ鉄道の企画だけでやっても人は集まらないんじゃないかと。やっぱり関連する団体、商工会さんとか観光協会さんと

か旅館組合とか、そういったところもここに加わってバス1台4万円ということではなくて、そのやる事業、要は誘致する内容によって補助を出すとか、変えていかないと、バス1台出せば4万円もらえるんだよということであれば、やらなければもらえないわけだから、嫌でも出しちゃうような形になってしまうのではないかと。やるのはいいんですけれども、いすみ鉄道だけではなくて、いろんな団体がこれについて協力して、いすみ鉄道の活性化につながるような誘致の方法をすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員のおっしゃるとおり、非常に有効にこのお金を使っていたきたいということで、私のほうもこの決算を見たのが後だったので、いすみ鉄道のこの決算の中において、これについてやはり見直していかなくちゃいけないというふうには考えております。可能であれば、地域の振興を兼ねたようなもので、なるべくお金がかからないような形でいすみ鉄道の利用増大を図ればいいなということでございます。

それとこの300万円につきましては、やはり決算額で148万円でございますが、予算上300万一応措置させていただきました。これについては、町の職員が通勤時にやはりいすみ鉄道を利用しないということで措置させていただいたものですので、何らかの形で、やはりいすみ鉄道の収益に上がるような方向性をこれから考えていきたいというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） その際、近くの観光協会とか商工会さんとかそういったところと連携させて、ちなみによく出ている話ですと、このバスで来たときに商店街のほうで割引券を出すとか、旅館組合のほうでもこれで来れば割引券出すとか、いろんな協力体制がとれるんじゃないかと、そういったところに積極的に働きかけて、何かそういった会合を持つとか連携できるような形をつくるとか、そういったお考えはないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 本来はいすみ鉄道の上部の活動ということで、本来はいすみ鉄道が主体になってやっていただければ、いろいろな団体と手を結ぶことは可能だと考えております。ただ、なかなかその辺が進まないということであれば、町もその間に入っているいろいろなことを一緒になって推進していくというような方向性も考えていきたいというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほど課長の答弁の中にありましたように、当初300万で148万円しか使われていない。こういったやつは活性化のためにせっかく用立てた資金なんで、先ほど野中議員さんのほうからありましたけれども、大多喜高校の支援の関係も当初100万円で活性化を図ろうと言っていたのに44万円しか使われていない。

これは先ほどいろいろな答弁の中で、申請人の方が取り下げたから結局お金が使われなくなったとか、そういう問題とは別だと思うんですよね。せっかくある予算を取ったものを、それで活性化をしようということでもありますので、ぜひ周囲の連携をとるような形で、先ほど言いましたように、いすみ鉄道だけではもう利益を出すということは、私は無理だと思っています。周囲がどれだけそれに協力していくか、一緒に連携していくかというのが非常に大事だと思っていますので、その辺をぜひ役場も間に入ってやっていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 成果説明書の17ページです。小水力発電所運営事業で委員会の席ではパンフレットを作成したよと。その経費だという説明がありました。これは東電負担だという説明もあったんですけども、これは後でお金もらえるということでやっているのでしょうか。

それともう一つは、いろいろな話が入ってくるんですけども、この発電所の事業ですね。まだ思わしくないような話がありますんですが、今後はどうするのか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 決算書で言いますと、101ページになります。101ページの上のほうの小水力発電所管理運営事業だと思いますが、後でお金がまたもらえるのかということなんですけれども、委員会でも説明をさせていただいたんですが、これはあくまでも事前の準備としての支出でございました。

この中の消耗品費というのは、完成時の横断幕をこの時点ではつくりました。それと印刷製本費のほうは、議員さんが言われますように、施設のパンフレットの作成、これが3,000部でございます。そのほかに役務費の手数料9万5,550円というのがあるのですが、これは関東電気保安協会の受電発電竣工検査等の立ち会い及び書類関係の作成手数料ということで9万5,550円、これを出してございます。これは東電との保安規定によるものでございます。

それと委託料の部分の予備費から充当ということで26万が計上されていますが、これは、支出はしておりません。保安協会のほうに委託を予定していたのですが、完成に至らなかったということで支出はしておりません。現在は売電の関係から、新工法開発、会社のほうで支払いをしています。それと19の負担金及び交付金との関係ですが、配電線等設備工事負担金ということで40万1,755円ということで示されていますが、これについては東京電力への配電線等の接続工事の負担金ということで、売電を伴う工事ですので、これは契約者が町ですので、そのために支払いをしています。ということで初期的な支出ということですからこの分については、町負担で行いました。

以上でございます。

あともう一つ、今後の、ということがありましたので、今の状況をちょっと麻生議員さんからあったわけですが、7月の後半に水車のほうを前のものとは違ったものに交換をしています。その後の状況を今、見定めているところですが、現在のところまだ下の部分、流量の少ない部分での出力というのは出ておりません。これからじゃどうするんだということがありますが、1つは小沢又の貯水池があるわけですが、そこから面白の貯水槽までの間の隧道があります。そこが随分前なんです、工事の関係で隧道が崩落しております。その部分に土砂がたまっておりますので、それが取れるかどうかですね。それによって流量もふえてきますので、それが取れるかどうかというまだわからないんですが、その部分を調査しようということで、会社のほうと協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに。

4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 今の、小沢又から面白までの隧道の崩落という話なんです、それは最近の崩落じゃなくてずっと崩落してたんだよ。今現在その影響で水量が少ないんじゃないかということなんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 当初から当然わかっていたことで、今回、小水力をやったから崩落したというものではありません。ただ、流量的なものが今、小沢又から500の導水管、水道では前から400の導水管で面白方面まで送っていました。当然、両方合わせると500と400の水が行くわけですが、いわゆるその、もともとから土がたまっていたところ、

水が通り切らないといいますか、水量が多いときには、どちらかという幻の滝のほうにそのまま流れていっちゃうというか、そういう状況になっています。だからもちろんこれは、最初からわかっていたことじゃないかというのは言われるとおりであります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） 国庫支出金の31ページ。決算書ですね。地域経済循環創造事業交付金2,800万、これ収入、国庫支出金なんですけれども、支出のほうでいいますと、67ページ、地域経済循環創造事業、負担金及び交付金で2,800万、これを支出されているんですけれども、同額支出ということになりますけれども、この関係について町長、話はあったんですけれども、この最初公募というか結局単独の平林さんがやったわけなんですけれども、菌床栽培ということで、この地域経済活性化のために非常に有効な手段だと思われま。そういう関係でこれもアベノミクスの成長戦略に絡めての予算だと思いますけれども、この関係について公募、そうであれば、全国に公募するような形をとったらどうかなと思っているんですけれども、その点公募の関係、公募しなかった理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

それとこの土地が実際に今現在、前は新生木材産業協同組合ということで、私も認識しているんですけれども、実際に現在の所有者は、平林さんが買ったんかどうかわかりませんが、とりあえず実際のいきさつ、もともと平林さんの所有でないということであれば当然新生産業の組合の所有だと思うんですが、その辺のいきさつについて時系列でちょっと報告願えればと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域経済循環創造事業でございますけれども、これは吉野議員からご質問のあったとおり、シイタケの菌床栽培事業に対して交付したものでございます。

一つの公募しなかった理由ということでございますが、これにつきましては、国の事業で国が採択するということで、手挙げ方式というような形の交付金だったというふうに理解しております。したがって、町で直接公募する必要性が、公募しなければならないというようなものでも特になかったのかなというふうには理解しておりますけれども、公募したほうがいいということであれば、やる方向もあろうかと思います。ただ、国の補助事業を全てを、例えば、交付金事業全てをそれを掲載するべきなのかというところは、やはり議論があ

るんじゃないかなというふうに考えております。結果として、平林物産株式会社が事業主体ということで実施していただけるということでしたので、この事業を推進したというふうに理解してございます。

それと、もう1件の時系列ということですが、それについては特にこちらで全ての資料を持っておりませんので、今回のこの場でお答えするのはちょっと無理なご質問だというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君に申し上げます。ただいまの新生の跡地の件については、議題外ということで質問されないようにお願いします。

ほかに質問ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 119ページの林業費ですが、有害鳥獣駆除対策事業は2,608万2,000円の予算がついていました。決算では、1,599万8,000円で執行率が低いと思います。有害獣対策というのは、本当に私たち大多喜町だけではなくて、せっぱ詰まった問題で今もちょっと西畑や老川のほうを車で走ると、路肩がひっくり返されて大変だなという状況です。この25年度執行率が低かった、その原因はどういうところにあるのか伺います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 有害獣対策事業の執行率の関係ですが、1つは捕獲の報奨金が前年度実績で出していまして1,000万見込んだんですけれども、実際にイノシシ、シカ、猿、小動物みんな前年度下回りまして、ここで約333万円の減となりました。

それからもう一つの原因といたしまして、防護柵、有害獣の防護柵の設置ですけれども、当初が金網柵が4,100メートル、電気柵が3,000メートル見込んであったんですが、実施の段階で金網柵が1,375メートル、電気柵が5,568メートルと金網柵のほうが単価がずっと高いんですけれども、それが減って安い電気柵がふえたということで、事業量的には変わらないんですけれどもそれが1つ。もう一つは、国の指導で、協議会で入札をやったんですけれども、入札やってみんな落としたんですけれども、その価格が、予定価格の60パーセント減の価格で落札したということで、それで約640万ほど減っていますので、それで約1,000万減になったということです。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 47ページのシンボルキャラクターデザイン等使用料、これはおたっきーのことかなと思っております。この使用料1万9,500円というのはどういった内容だったのかということと、これせっかくつくってあるんだけれども、余り利用されていないような気がしてなりません。おたっきー、ぬいぐるみはいろいろなところに皆さん、役場職員の方々がいろんなところに出かけて行ってやるんだけれども、それ以外に余りこれを利用しているような、可能かどうかわからないけれども、役場の配布するものにもおたっきーの絵柄をちょっと入れるとか、何とか町中に広がるというか全国的に広がるように、町の印刷物に入れるとか、何かいろんなところで利用するべきと思うんですけれども、まずこの1万9,500円の内容と、今後はせっかくつくったものだから、もっと広める政策というか、何か、ことをやっていったほうがいいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） このシンボルキャラクターのデザインと使用料ということでございますが、これにつきましてピンバッジ、それを作成したいということでそれが1件でございます。この販売、営利を目的とするものについては、使用料としていただくということで決まっていますので、それに基づいていただいたものでございます。

それと、今後の利用につきましては、できる限り利用していただきたいというふうに思っておりますので、町のほうとしても積極的に推進していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、ピンバッジで営利目的は有料だと。たしか私が記憶していた熊本県のくまモンでしたっけ。あれはたしか営業目的であっても熊本県のことを認知してもらっていうんですか、広告宣伝になるものであれば、無料で取り扱わせていると思うんです。ですから、営利目的でも限度があるんでしょうけれども、ピンバッジとか売って、いろんなお店にそれが置かれるということであれば、少なくとも1万9,500円使用料取るよりはもっと有効なものが出るんじゃないかと。無料にしてですね。そういった考えはないですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 無料にというお考えでございますけれども、このピンバッジにつきましては、直接このおたっきーをそのままピンバッジにしているということで、これについては、あくまでもちょっと有料でいただきましょうということでございます。そのほかに、例えば包装紙で使うとか、そういうものについては、無料での対応という形で今実施

しております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） できるだけ利用して、例えば大多喜町を全国的に有名にしてもらうことを細かいことかもわからないけれども、一つ一つやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） 有害獣対策の防護柵の件なんですけれども、希望者の募集とかそのあたりはどうなっているんですか。募集から現物の配付まで、どういうことでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 暮れから正月にかけて募集を開始しまして、最近ですと3戸以上とかそういう規制がかかっている、なかなか利用者がいないんですけれども、でも実際は5,000メートル、6,000メートルやっていますけれども、それから年度が変わって実施しまして、地元と打ち合わせをして、電気柵なのか金網柵なのかということまで協議して、それから、これから秋にかけて組合で入札を行って物資を配付するようになります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） そうすると、年を越して1年かけて事業をするということですか。

これでおしまいになっちゃうんですけれども。今まで、よく個人で申し込むときは、4月になると応募があり、締め切りがあつて、それからかなりの時間があつてから配付されたような気がするんですけれども。これだけ有害獣の対策しんどくて、みんな悩んでいて、なおかつお金が余るときには、何かこう再募集をかけて早い時期に設置できる、申し込み忘れちゃったな、ちょっと逃したななんていうところが救済できるようなことって考えられないのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 事業の締め切りについては、年度末が締め切りなんですけれども、先ほども言ったように、3戸以上とかそういうものがあつてなかなか集まらないのが現実で、当然そういう調整というか再募集もかけますし、うちのほうから出かけてやりませんかということもやっています。事業については、全額国の補助なんで、やっぱり交付決定

が来るのが遅いので、実施は秋になっちゃいますけれども、一応そういうことでやっています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 147ページと155ページ小学校費と中学校費で共通のことがありまして、その共通事項について質問いたします。

扶助費ですが、147ページの小学校費では47万7,000円、中学校は57万6,000円計上されております。学校関係における災害共済給付金という説明がありました。主な事故はどのようなのが挙げられるのでしょうか。説明してください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 主な事故ということでございますけれども、やはり学校での休み時間中あるいはクラブ活動中の事故などになりますけれども、打撲、捻挫、骨折、そのようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 同じく扶助費なんですが、155ページ、161ページで教育振興費の中の扶助費、準要保護関係ですけれども、募集回数と募集時期、それから準要保護で補助の対象項目となっているもの、その中に、一番最新、準要保護に加えられたPTA会費だとかクラブ活動費だとか、そういうものというのは追加されたかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 就学援助制度の関係でございまして、募集回数、時期でございます。年度当初4月に全児童、生徒に就学援助制度のお知らせという形で配付をさせていただいております。準要保護の関係とPTA会費等援助対象項目になったかということでございますけれども、残念ながら、現時点では援助対象項目にはなっておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 当初予算のときに、当時の課長さんから募集のときは伺ったんですが、4月のとき1回だけだと思うんです。今、子供の貧困ということがうたわれております。長期の休み明けというか、学期初めにそれぞれ回数をふやしたらどうなんだろう

か。大人は我慢できても、子供は親の経済状況に応じてふびんな思いをさせたくない思いで、途中その親が経済的に困難になった子供って必ずいると思うんです。いつ申し込んでもいいんだけれども、それを知らないということもあります。学校が配るビラ1枚で、ああ、うちも受けてみようかなというふうに背中を押してもらうことがあるかもしれません。そういう意味で子育て支援の一つとして、募集回数をふやしていただきたいと思うんですけれどもそういう考えはないでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 受け付けのほうは随時行っておりますので、時期を捉えて説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 基金の使い方なんですが、269ページ、一番最後のページです。奨学金の運用状況について伺います。

25年度の場合、奨学基金ですが貸付金が275万7,000円減っておりまして、これは返還金、償還金委託、借りた方が返したお金だと思うのですが、それがそのまま、先ほどの基金積立で1万円入ったのだと思います。1万円積み増しされて、それが現金そのまま現金のほうに席が移っています。これを見ると、新規の貸し付けってないんじゃないか。

今やはり子供の奨学金のことがいろいろ言われています。昔で言うと、日本育英会がやっていた奨学金は教育ローンみたいなことで、かなり高率の利子を取っている。できるだけ給付の奨学金、無利息の奨学金をとという運動が学生の中で起きています。親の中にも。大多喜町の奨学金は、無利子無利息で貸し出されていると思いました。親にとっても子にとってもありがたいと思うんですけれども、この今の運用状況、数字から見る限りちょっと心配なので説明をしていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 奨学金の関係でございますけれども、状況ですが、平成25年度末の基金額が3,331万3,657円でございます。内訳でございますけれども、現金が1,831万3,657円、貸与金が1,500万円でございます。

返還中の者が現在28名おります。返還の猶予者といたしまして1人おります。貸与者が2名ということで貸与者合わせまして31名ということでございます。

最近の状況ですが、平成25年度、26年度、何人の方か問い合わせがございましたけれども、

貸与には至っておりません。お知らせにつきましては、広報おおたきとかホームページで行っておりますけれども、これは非常にいい制度だと思います。もっとしっかりこれは周知を図っていきたいと考えています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度一般会計決算に反対の立場から討論させていただきます。

安倍政権が発足して以来、政府、マスコミはアベノミクスで経済が好転しているかのような宣伝をしていますけれども、各種の公式な統計では、GDPでも国民の所得でも消費指数でも経済状況をあらわす数値は、悪化の道をたどっていることを示しています。

年金生活者は昨年中1パーセント支給額を削減されています。働き盛りの税金を納める年代は、先ほど担当課長から説明がありましたとおり、住民税で1人当たり1,200円減少している。特に給与所得者にその傾向があるという説明でした。こういうことを考えると住民の所得、収入は正真正銘減っていて生活が苦しくなっているはずです。主婦の立場から言えば、年度がかわりましたけれども、消費税、それから円安などで去年、おとしから物価はどんどん上がっています。本町も全国的なこういう経済の流れの中にいるということが、決算書からも受けてとれます。住民が困難なときこそ、国の悪政に翻弄されている善良な民の幸せの実現に尽くすこと、住民の暮らし、安全、財産を公平に守ることが自治体には求められています。こういう観点で25年度決算を見てみますと、相対的に住民の暮らしを守るという観点が乏しいように思います。

町長は、財政基盤の強化というかけ声のもと、今の流れである子供の貧困対策、子育て支援の強化という流れの中にあっても、子供の医療費助成の拡大にそっぽを向いていました。地域間格差のある外出支援サービスの改善にも手がつけられておりません。2月の雪害のときには、ハウスや河川災害救済に対しても町自身の対策をとらず、住民の間には大多喜町では何もしてくれないんだとよという悔しさと情けなさが広がっておりました。このようにし

て住民サービスに対しては、大変慎重に取り組む中で、積み増した基金、余ったお金は1億1,000万円にもなります。住民の高齢化、人口減少の急激化を抱え、よそから人を呼ぼうとする若者定住化が声高に行政の中で膾炙されていますが、今、ここで暮らしている住民、ここで生まれて育ち、そして働き、税を納め、町を支えてきた住民が安心して学び、働き、結婚してまたここで子育てできる。大多喜がこんなにもいいところだ、暮らしやすい、子育てしやすい、困ったときは町と一緒に考えてくれると、この町に暮らし続けたいくなるような、そして、ほかの人たちにも移り住んでもらおうと思えるようなまちづくりをしてこそ、定住化本物になると私は信じております。強いものに添う町政ではなく、弱い立場の人に寄り添う、住民が誇りの持てるまちづくりを期待して、25年度決算に対して反対討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号 平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時02分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（小高芳一君） 一般会計決算認定の審議は終了しましたが、決算審議の際に保留とな

っておりました、10番山田久子君の質疑について答弁したい旨の申し出があり、これを許可しました。答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 午前中に、山田議員さんのほうから質問のございました休日保育、成果説明書の14ページになりますけれども、この休日保育につきましては24年から25年の増ということですが、みつば保育園のほうで3歳児未満の児童が1名ふえて延べ人員がふえたということで理解していただければと思います。

次に（4）の子育て支援センターの人員の減ということですが、これにつきましては、まず原因と思われるものですが、24年度の出生率が前年と比べると10名ほど減になったということと、兄弟で支援センターを利用していたものが利用が少なくなったというのが1つですね。それと下大多喜のほうに発達支援センター「そらいろ」が去年の10月に開設されましたので、そちらの利用も少しふえたのではないかと考えております。

利用増につきまして、対策といたしましては今現在、行政無線、また広報紙等で周知またホームページ等で掲載して、周知を行っておりますので、引き続き周知を図って関係者に情報が届くように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 次に、日程第2、認定第2号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、認定第2号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

○議長（小高芳一君） 次に、日程第3、認定第3号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 議案書とは直接関係ありません。

国民健康保険法の44条というのは、医療費の一部負担の減免をうたってある条項で、77条は保険税の減免をうたってある条項です。大多喜町では44条の医療費の一部負担の減免利用については要綱がつくってありますが、77条にはつくってありませんけれども、法があるからできるはずだとは思うんです。この件について伺いします。

44条絡みの医療費の一部負担の減免を利用した方の数、どのくらいでしょうか。保険税の減免利用者数も教えてください。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 保険税の減免あるいは医療費の減免の件数というふうなことでございますけれども、平成25年度におきましてはどちらも利用した件数はございません。

ただ、医療費の一部免除につきましては、平成24年度1件の実績がございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 医療費の一部負担については、この要綱をつくったとき、3年くらい前、もっとかな。そのときには、町の広報に医療費の一部負担の免除がありますよというのが載った覚えがあります。その後、町民に対してこういう軽減制度があるという周知、やっているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 広報紙の掲載はただいまおっしゃられたとおり、平成23年度から施行していると思いますが、そのときに一度やったきりでございます。ただ、毎年、国民健康保険の保険証の更新がございますので、そちらのほうで周知のほうをしておるような状態でございます。

以上でございます。

(「具体的にちょっと」の声あり)

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません。具体的にどんなふうに更新時にやっているんですか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 保険証の更新時に個別のチラシと申しますか、ある程度国民健康保険の例でいいますと、人間ドックの助成がありますとか、そういうチラシ文書をつくっております。その中でも記載ということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 資格証のことについてお伺いします。

民間団体の調査によりますと、大多喜町の国民健康保険税の納入率というのはやっぱり上、中、下に分類すると、上のほうに入るぐらいまじめな町民性が反映できるようなところにいるんですけども、その滞納してしまった人に対して発行される資格証の交付というのは、これすごくシビアで、なくてもいいんじゃないのかということを何度か申し上げたんですけども、いざというときには、医者にかかるときには短期証に切りかえております、だから本人が全額窓口で払うということはないはずですよということをいつも言われるのですが、この資格証の方が医者にかかるとき、短期証にしてくれと相談活動に見える件数というのは25年度何件ほどあったのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 資格証から短期保険証への変更になった方の件数というふうなことでございますけれども、25年度当初資格証の世帯が45世帯おりました。その後、納付相談あるいは一部納付等をさせていただきまして、最終的には年度末には資格証の対象となったものが15世帯でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 資格証から短期証に切りかえた方の滞納分の納付額というのは、滞納額そっくりそのまま納付ですか。それとも、情状酌量してかなり軽減した額で済むように

していらっしゃるんですか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 納まっていない国保税全額納めてもらわないと資格証から短期にならないかというふうなことを思いますけれども、そういうことは決してございません。一部納付あるいは分納誓約、納付計画ですね。そういうものを提出していただきましてある程度のこの後の納付計画等が見える方につきましては、短期保険証のほうに切りかえをしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 短期証の期限というのはどのくらいの有効期限なんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 短期保険証の有効期限でございますけれども、一番短いものが1カ月、さらにその納付状況等によりまして2カ月、3カ月と長いものに切りかえをしていっておるケースもございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、初めに認定第3号について反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計決算に対して反対の立場から討論させていただきます。

私ども4年に一遍アンケートを、町民の皆さんにアンケートをとるのですが、最近回収率が多少改善されております。その中で一貫して、町民が一番町政に望むものという中で、一貫して一番多くの方がやってほしいと思われているのが国民健康保険税の引き下げでございます。3月議会でしたでしょうか。そのときに答弁していただいたのですが、同じ条件の家族であれば、一般質問のときには夫婦と子供1人ということでした。大体国保世帯

の保険税は社会保険の２倍になる。その健康保険税の家計に占める割合は、十数パーセントから国民健康保険税の場合ですね、十数パーセントから20パーセント近くに及びます。これは非常に過酷な税率だと思います。25年度の国保会計決算にあらわれた数字は、本当に国保税というのは加入者にとって過酷だということを証明していると言えるのではないかと思います。つまり、保険税の不納欠損額、水に流してしまったものですね。どうしても滞納者がためてためて払えなかったの及びたいま滞納中、期限がまだ来ていないという、その収入未済額は、ともに過去最高額を更新してしまいました。

決算書の提案時の説明では、不納欠損額は104件あって、それも経済的な困窮によるものだという説明がありました。先ほども申しましたように、その民間団体によるアンケート調査によると、本町は税の滞納者に対して資格証という制裁が県内でも厳しい、かつては本当にトップクラス、本当にトップ、1番ぐらいに厳しい状態でした。今は多少緩やかになっておりますけれども、支払い能力のない人たちに対して、非常に冷たいやり方がまだ続いているのではないかと思います。

住民の負担能力は限界に来ています。滞納者への資格証への発行という制裁はやめ、国の定める軽減制度を適用し、今の答弁でも資格証の方がいざというときには多少でもお金を払っている。初めから軽減制度があれば、そういう医者にかかるのが長引けば切りかえ、切りかえということがあると思うんですけれども、そのたびに本当に肩身のすくむような思いをしていらっしゃるだろうと推察できます。

国の定める軽減制度を、本町でも堂々と使えるように早く要綱化し、いざというときに安心して医療機関にかかることのできる体制を整えるべきだと思います。25年度それができませんでした。しゃくし定規の運用を改め、保健活動を充実させて住民の健康強化を図る事業を展開するとともに、こういう保険制度面での改善を望んで反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

予算書に基づきまして、決算についてはおおむね利用、増減がありますけれども、そのときの対応、おおむね対応できているということで、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 賛成多数です。

したがって、認定第3号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第4号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 保険料の普通徴収未納者数と、その未納になっている方の経済的な傾向、どんなふうなのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 収入未済額71万4,400円の件数かと思いますが、未納者は18名でございます。収入の内訳を申しますと、所得なし、年金のみの方だと思います、13件。所得が50万円未満の方2件、50万円から100万円未満の方が1件、100万から200万円未満の方が1件、お一方700万以上という方がおりまして、土地の譲渡による所得の方が1名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方の挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第5号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 保険料の未納者の数と傾向について教えてください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問で保険料滞納の人数ということでございますが、平成25年度64名。傾向といたしまして生活困窮者がほとんどでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに認定第5号について反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今度は正真正銘の25年度大多喜町介護保険特別会計決算の反対討論をさせていただきます。

この介護保険決算も保険料の滞納状況が過去最悪の数値を示しております。不納欠損額は24年度の約2倍、現年度滞納額も累積滞納である収入未済額も過去最高額を更新しています。そして今も課長答弁にありましたけれども、滞納者の経済的な傾向は、生活困窮によるもの

だとそういう状況で滞納が生まれているわけです。

介護保険は、当初より保険料あってサービスなしと危惧されていました。今は少しずつ利用率も上がってきていますけれども、最近町内にもよくできている民間の介護施設、その利用料を聞くと、本当に多額で普通の農村部に多い国民年金受給者には本当に利用できない。制度いろんなサービスがあっても、お金がなければ利用できないというのがこの介護保険の本質だと思います。

よそでは利用料や保険料の軽減制度があります。本町でも介護保険が始まったあたりでは経過措置として利用料の軽減措置もありましたけれども、それも今ではなくなっております。大多喜町の低所得者に対する施策というのは、きめ細かさが欠けているのではないかと。介護というのは非常にしんどい仕事、同じに手がかかっても育児はすぐに終わりが見えていますけれども、介護はなかなか終わりが見えません。若い、働き盛りの年代の方たちが働き続けるためにも、それから高齢者のためにも必要な欠かすことのできないことです。

ですから、すぐにこういう制度を、こういう事業をとというと、お金がありませんということですが、無駄な事業、それから強きに寄り添うような町政を少し改めれば、弱き階層への事業はできるのではないかと思える節も多々あります。介護の条件整備に一層努めることを要望いたしまして、25年度介護保険決算には反対いたします。

○議長（小高芳一君） 次に、賛成者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

私も、町にお金があれば全部ただでやってやりたい、そういう気持ちは強く持っています。しかしながら、やはり介護だけで運営することはできません。当初予算組みましたけれども、今はそれこそ自分の家庭で介護しなくても、やはり1日2回ですか、朝晩ちゃんと面倒を見てくれる、そういった介護をやってきてくれております。欲を言えば、いろんなことをやってもらいたいんですけれども、やはり今の町の現状からいけば、私はまあ妥当な予算で、そしてその予算どおり、増減はありますけれども、執行されているというふうに考えて賛成いたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

○議長（小高芳一君） 日程第6、認定第6号 平成25年度大多喜町水道事業会計決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成25年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号 平成25年度大多喜町水道事業会計決算は認定することに決定しました。

○議長（小高芳一君） 日程第7、認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算については、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、認定第7号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩をします。

(午後 1時30分)

○議長(小高芳一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時44分)

◎日程の追加

○議長(小高芳一君) お諮りします。

ただいま町長から、平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第7号)の議案が提出されました。この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員をして、議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、議案第12号 大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第12号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由を説明させていただきます。

茂原税務署から、個人事業主である建築士、土地家屋調査士、測量士などに支払った委託料等に係る源泉所得税の見直しについて依頼がありました。

自己点検した結果、個人事業主である弁護士及び建築士へ支払った委託料について源泉徴収漏れがあることが判明いたしました。このため、各個人事業主の皆様へ源泉徴収すべき所得税について返還の依頼をするとともに、源泉所得税の不足額及び延滞税を速やかに納付するために本案を提出させていただきました。

それでは、本文の説明をさせていただきます。1ページのほうをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億898万円とするものとさせていただきます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることを定めるものとさせていただきます。

次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので4ページ、5ページのほうをお開きください。

2、歳入の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金5万7,000円の増額補正は、収支の均衡

を図るため、補正予算に計上させていただきました。

次の款20諸収入、項3雑入、目3雑入75万4,000円の増額補正は、個人事業主の皆様から返還される過年度分の源泉所得税でございます。

次に3、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目8諸費81万1,000円の増額補正は不足する過年度分の源泉所得税75万5,000円と延滞税5万6,000円でございます。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の提案説明とさせていただきます。

今後、源泉徴収制度の周知と対応の徹底を改めて全庁的に図るとともに、会計室での審査をより一層徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 延滞税のことなんですけれども、延滞税率と何年分の延滞に充てるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、数課にまたがることですので総務課のほうからお答えさせていただきますけれども、延滞税率ですが最終的には14.6パーセントなんです、納期限の翌日から2カ月は特例がありまして4.3パーセントを見込んでおります。

いつからかということですが、税務署からの通知がございまして、平成22年1月1日までさかのぼって調査を行いましたので、22年1月1日から25年12月分まででございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま、江澤勝美君ほか4名から、大多喜町子ども医療費助成充実に関する発議案が提出されました。この発議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第2、発議第1号 大多喜町子ども医療費助成充実に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） それでは、私のほうから発議案の説明をいたします。

発議第1号 大多喜町子ども医療費助成充実に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。

大多喜町子ども医療費助成充実に関する決議について、上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出をいたします。

それでは、提案理由の説明をしますが、9月9日開催の本会議において4名の議員が一般

質問に登壇した、中でも2名の議員が子ども医療費通院費助成の年齢拡大に関する質問であり、本町の子ども医療費助成に対する関心の高さを示しているものであります。子ども医療費助成制度は、保護者の経済的負担の軽減や子供の保健対策の充実など子育て支援に欠くことのできない重要な制度であります。この一般質問に対し、執行部からは平成27年12月から中学3年生までの通院費を無料にしたい旨の答弁がなされた。

夷隅郡市内を見ても、いすみ市は高校3年生まで入通院が無料、御宿町は中学3年生まで入通院が無料、そして勝浦市については、平成27年4月1日から通院の対象を中学3年生までとする条例改正案が9月定例会議に上程されており、本町だけがおくれをとっているというのが現状であります。また、千葉県下においても65パーセントの自治体が中学3年生まで入院・通院を無料化にしていることに鑑み、本町においても平成27年4月1日からの適用を求めるものであり、これを議会として決議したいものであります。

それでは、決議案を朗読させていただきます。

発議第1号。

平成26年9月19日。

大多喜町議会議長、小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、野中眞弓、根本年生、麻生勇、渡邊泰宣。

以上の方々のご賛同をいただきまして、大多喜町子ども医療費助成に関する決議案を提出申し上げます。

それでは、決議案をご説明申し上げます。

将来を担う子供たちが健康で安心・安全にして通学や生活ができる事が誰もが望んでいるところであります。

中でも子ども医療費助成制度は、子供の保健対策の充実や保護者の経済的な負担の軽減など、子育て支援には欠くのできない必要な制度である。

このような状況の中で、千葉県下では中学3年生はもとより、高校生までを対象としている自治体も次々に生まれています。

本町では中学までが入院の対象となっているが、中学生の通院については対象外であります。子供の保健対策の向上及び子育て支援の充実を期するためにも重要な施策であることは言うまでもなく、保護者から強い要望が出ていることも事実であります。

人口減少に歯止めがかからない状況の中で、少子高齢化が著しく進み、定住化及び人口対策は、本町の重要な政策課題であるにもかかわらず、大いに関係する子ども医療費助成施策

は他市町村からおくれていると言わざるを得ません。

このようなことから、子ども通院費医療費助成制度の対象を中学３年生まで拡大し、平成27年４月１日から適用されたくここに決議する。

また、その対象をさらに高校３年生まで拡大することを要望いたします。

平成26年９月19日。

大多喜町議会。

大多喜町長、飯島勝美様。

以上でございます。

よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、発議第１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす20日から本年12月31日まで休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、あす20日から本年12月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日はこれをもって散会とします。

長期間にわたりご苦労さまでした。

なお、この後執行部から業務説明、報告がありますのでよろしくお願いを申し上げます。

時間は、14時20分から開催いたします。

（午後 2 時 0 1 分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 27 年 1 月 22 日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 根 本 年 生